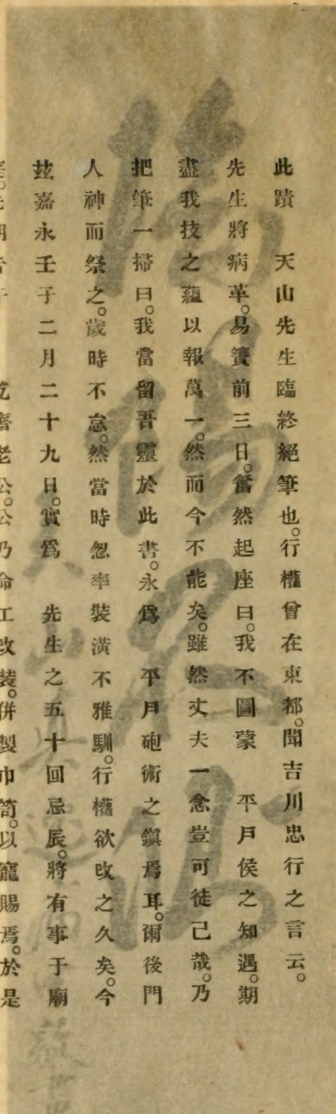
賜台覧

牧山忠平



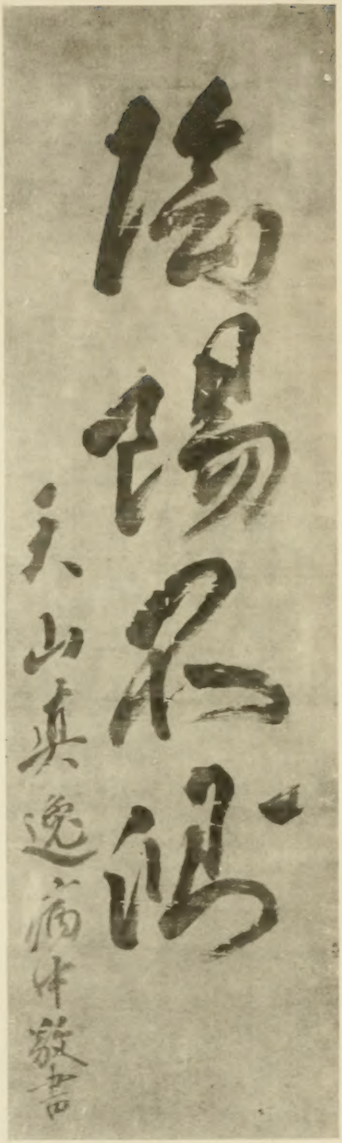
坂本天山先生眞蹟

此蹟　天山先生臨終絕筆也。行權曾在東都。聞吉川忠行之言云。先生將病革。易簀前三日。奮然起座曰。我不圖蒙　平戶侯之知遇。期盡我技之蘊以報萬一。然而今不能矣。雖然丈夫一念豈可徒已哉。乃把筆一揮曰。我當留吾靈於此書。永爲　平戶砲術之鎭護耳。爾後門人神而祭之。歲時不怠。然當時忽率裝潢不雅馴。行權欲改之久矣。今玆嘉永壬子二月二十九日。實爲　先生之五十回忌辰。將有事于廟庭。先期告于　乾齋老公。公乃命工改裝。併製巾笥。以寵賜焉。於是比舊觀。威靈增加。行權固信斯技之益行而至于大成也。雖然物有時乎衰。理勢之所不免也。行權雖信且喜斯技之益行。而又憂夫來者之或不能繼也。於是粗記其由告來者。

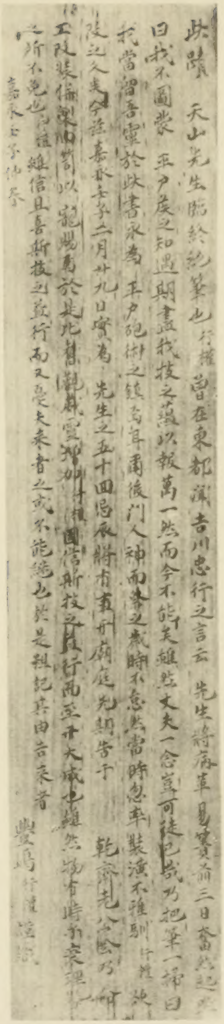
嘉永壬子仲春　　豐島行權謹識



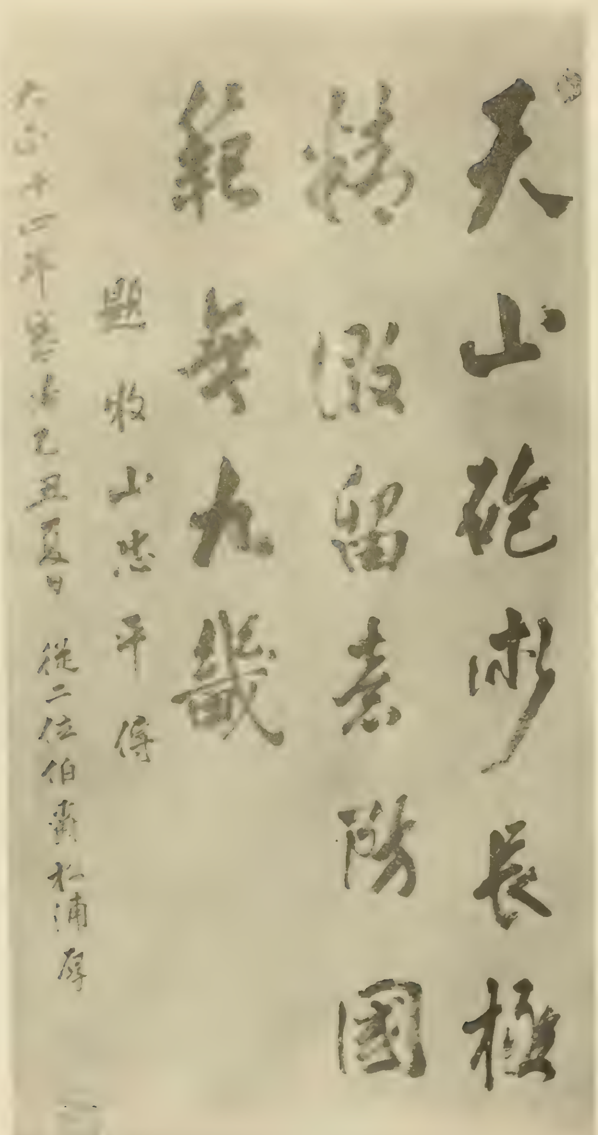
坂本先生絕筆由來記　豐島先生撰並書

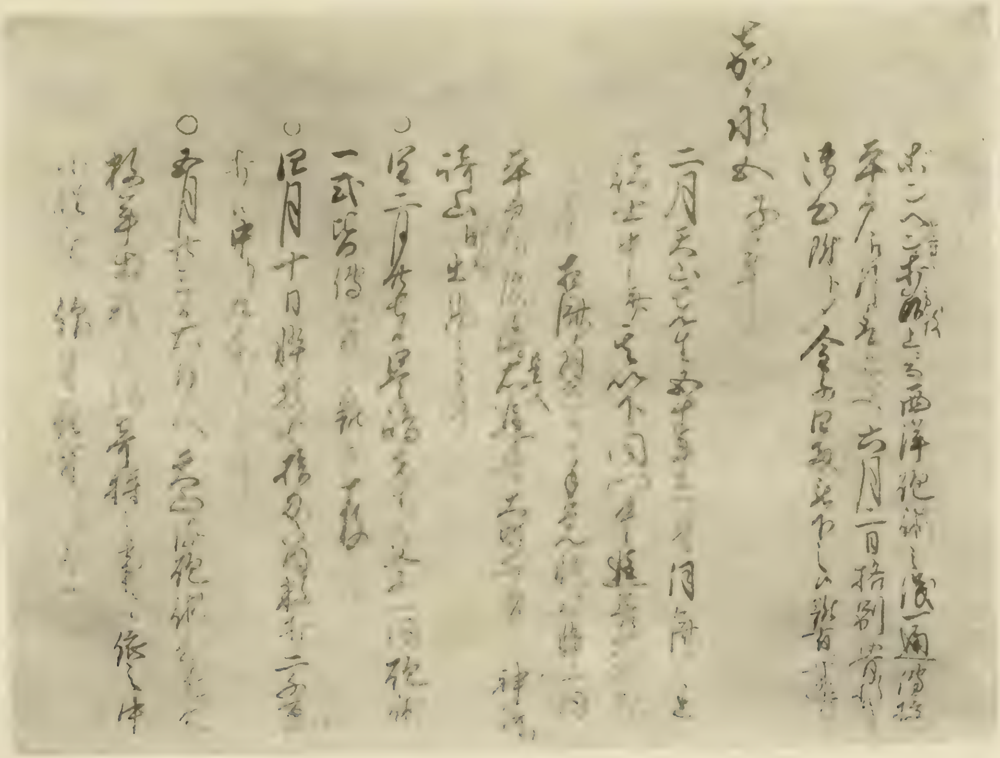


坂本天山先生眞蹟


此蹟　天山先生臨終絕筆也行權曾在東都識吉川忠行之言云　先生將棄草易簀前三日奮然起坐
曰我不圖嵗　平戸侯之知遇期盡我技之蘊以報萬一然而今不能矣雖然丈夫一念豈可徒已哉乃把筆一揮曰
我當留吾靈於此書永為　平戸砲術之鎮焉耳爾後門人神而尊之[illegible]時不怠然當時怱卒裝潢不雅馴行權欲
改之久矣今茲嘉永壬子二月廿九日實為　先生之五十回忌辰將有事於廟庭先期告于　乾齋君[illegible]乃命
工改裝[illegible]以觀瞻焉於是[illegible]行權國信斯技之盛行而至于大成雖然物有時而衰理
之所不免也行權雖信且喜斯技之盛行而又憂夫來者之或不能繼也於是粗記其由告來者
嘉永壬子仲春　豐島行權謹識

坂本先生絕筆由來記　豐島先生撰并書


題牧山忠平侍
大正十四年歲次乙丑夏日
從二位伯爵松浦厚



牧山忠平翁日記ノ一節

序

工學士牧山熊二郎君、一日余を訪ひ其の曾祖父舊平戸藩砲術師範牧山忠平君の傳を示し、且其の序文を囑さる。聞く忠平君身を眇乎たる玄界海の孤島壹岐の漁村農家に起し、刻苦淬礪天山流の砲術を修め、遂に其の奥義を極め、嶄然一家を成し以て範を闔藩に垂る。其の堅忍不拔の氣概は眞に立志傳中の人たるに耻ぢずと云ふべし。

文化文政の頃より下つて嘉永文久の交に至るの間、當時の所謂異國船なるもの頻りに我北門を窺ひ、或は我西陲に出沒し、諸國烽燧警を傳へ志士劍を按じて天の一方を睥睨す

るの日、西海の重鎭を以て自ら任ずる平戸藩は、其の本島たる平戸を始め壹岐其他諸領に亘り、沿海砲臺の經始修築より防禦陣地の布置に至るまで、忠平君の籌謀畫策至らざる所なく、其功績は今に於て口碑に嘖々たり。

蓋忠平君の師豐島權平君は天山流の祖坂本天山の高弟にして、夙に信州高遠藩より出でゝ平戸藩松浦侯に仕へ、大に天山流の砲術を同藩の間に布けるものなりと云ふ。

坂本天山は余の曾祖父にして天山流の鼻祖たり。其の意匠に係る砲臺周發と名づくるものは、之れを易の象數に得たるものにして近代の所謂中軸回轉式砲架と其の理を同

ふす。而して其の創造は實に今を距つる百五十年前の事に屬す。

天山後年長崎に遊び、譯司に從て漢音を修むる傍ら、屢ば平戸に來往し松浦侯の知遇を蒙り、大に天山流の砲術を藩の子弟に授け、時に相携へて山野を跋渉して、其の自ら創造する所の周發臺の巨砲を放つて射擊術を練磨せることは舊記に審かなり。

是に於て、松浦侯家及牧山家と余の家は、父祖天山流の砲術に依て淺からざる因緣の其間に繫がることを知るものにして、是れ余が今回牧山君より松浦侯を介して其の曾祖父

忠平君の傳記の序文の囑に對して辭する能はざる誼も亦茲に存す。

余や幼時、余の父より往年長崎に客死せる祖父天山の展墓を思ひ立ち、程を信州諏訪に起し、遠く長崎に赴くに方り、海山路隔たりて幾多の辛酸を嘗め盡し、辛らうじて其の志を達し得たる旅行談を聞き、而して其れが如何に幼なき余の頭腦を刺戟したかは、歴々として今尙耳底に存するに見て知るべし。

今や星移り物換はり、天に航空機の翔けるあり、地に船車の馳するを見る。　坤輿の廣き猶比隣の如く、砲術の發達亦隔

世の嘆なき能はず。
余身を軍職に奉じ親ら近代兵術及兵器の變遷を經驗せるもの、偶々牧山忠平君の傳を讀むに及んで、乍ち余をして恍として五六十年前の昔時に還るの想あらしむ。　余感慨禁ずる能はず、乃ち所感を敍して以て曾孫牧山熊二郎君に似すと云爾。

大正十四年八月

海軍中將　男爵　坂　本　俊　篤　識

序

大正十年七月、我友横山氏突如郵書を送らる。氏は我郷里壹岐に於いて久しく育英の業に從ひ、其の傍我曾祖父牧山忠平の傳記を編纂し、今茲に其の稿を郵送せられたるなり。且つ附言して曰く、我郷先賢の偉業を葬り去るに忍びず、又教育家として子弟薫陶の一助とも爲さんがため、公務の餘暇を以つて僅かに調査輯錄するを得たり、願はくば誤を訂し足らざるを補へ云々と。予一たび之れを讀みて氏の精査の勞と、翁の修術の大とに於いて先づ驚愕し、二たび讀みて翁の後裔たる予が今日に至るまで、多く究むる事なく、又太だ顯はさんとする所なかりしを慚愧し、三たび讀みて予は發憤して大いに其の事蹟を究明し、以つて翁の功業と遺德とを顯彰せんことを決心せり。仍つて同年七月下旬東都を發し、歸鄉直ちに父老に聞き、口碑に求め、遺跡を探り、寺院に糺し、留まること月餘、蒐集したる諸資料と、家藏せる古文書とを携へて歸京す。爾來横山氏の原稿を骨子とし、加除更改して頃日漸く本篇を成せり。素より著

者の原作は多く金玉の章を以つて滿たされしが、本篇は之れに交ゆるに瓦礫を以つてせるが如くなれり。然れども予は少しにても多く古人の面目と時代相とを描出せんと欲するもの、孝心の發露なりとして著者の諒承を希ひ、且つ讀者の寛恕を請はんとするなり。

著者が予に校閲を囑せられてより既に四星霜、事蹟の闡明未だ完からず、遺業の顯彰未だ整はずして、却つて遷延の罪深く、杜選の譏多からんことを恥づ。終に臨み本傳編纂に際し、特に文學博士黑板勝美氏、三成重敬氏の指導に俟つところ尠からざりしを感謝す。

大正十四年八月

東京郊外高田に於いて

牧山熊二郎誌

余壹岐國壹岐郡香椎村の小學校に職を奉すること十有餘年、教務の傍、好んで前人の行績を探り、嘗て可須東觸の義俠百姓源三の傳を公にし、又香椎村鄉土誌の編纂に與れり。偶々郡誌編纂の事あり、その資料を需められ、天山流砲術師範牧山忠平氏の事蹟を子細に調査するに及んで、その人物に敬服すること彌々深し。以爲らく斯の人眞に英傑といふべし、宜しく天下に顯彰せざるべからずと。大正九年十月稿を起し翌年七月に至り牧山忠平傳成る。乃ち之をその曾孫牧山熊二郎氏に送り、大に叱正を仰ぎ、茲に上梓するを得たり矣。

大正十四年八月

横山政吉郎識

牧山忠平傳

目次

緒言……一

一　少年時代……二

二　青年時代……四

三　壯年時代……三四

四　老年時代……八三

五　隱退時代……二七六

牧山忠平傳

牧山忠平は寛政元年平戸侯の所領壹岐の僻村に生れ、明治三年八十二歳にして歿す。匹夫より身を起して、竟に天山流砲術の權威者となり、西陲に於ける國防に心血を傾倒したり。その志すところに邁進し、一日の安逸を偸むことなく、その材を用ゐて能く精勵、範を後昆に垂るゝところ頗る多し。身を邊境に終り、その名天下に布かずと雖も、眞に國士と稱すべき人物たりしなり。

今その日記、記錄、往復書翰等に據り、年次に從つて記傳す。以つて訓育に資すべく、又以つて幕末史の一隅に保留するに足らん。

一

誕生

寛政元己酉年　西海の絶島、松浦壹岐守の所領壹岐可須村東光寺門前なる中(なか)砂(すな)の貧しき農家に、牧山忠平は呱々の聲を揚ぐ。幼名吉藏、後忠平と改む。諱は當盈、晩年忠之平と言ひ、家を其子に讓るや、佛門に入りて閑心と號す。父は牧山作太郎、兄は幸藏、忠平は次子にして別に一家を起す。室は須田氏より入り、二男一女を生むも、長男夭し、女また壽ならず、次男猪七壯健聰明にして、父の志を繼承することを得たり。

立志

忠平は六七歳の頃より既に父母の業を援けて田圃に働き、九歳か十歳の頃には大人と相伍して、耕耘に努めたりと傳へらる。稍々長ずるに及び、風貌群童と異り、常に東光寺に行きて書籍を借覽し、孜々として獨學に勵む。或日住持拙庵「汝農家に生れたり、書を讀みて何にかなす」と問ひたるに、少年は答へて「我れ斯かる邊土に生るゝも、鍬を執りて生涯を送るを欲せず、書を讀むは我が志の

第一歩なり」といふ。老僧大に感動して、「汝の大望を成就せんとならば、父母と別れ、獨立して專心に文武を鍊磨せよ。我れ汝の爲めに師をも求め、聊か糧を補ふも可なり」と勵ましければ吉藏大いに悦び、歸りて父兄に語り竟に其の許を得、新生涯に入るの手初めとして、生家と程遠からぬ畠地に、自ら竹を立て藁を葺きて一戶を構へたり。新居に持ち來るものとては、たゞ纏へる弊衣と膳碗の類に過ぎず、彼は其の夕の食事すら如何にすべきか、生家に到りて一椀を乞ふは易けれど、今日は昨日の吉藏にあらず、思案に耽りて一夜を明かす。翌朝一荷の擔籠を肩にし、近き海邊に急げば、折しも捕獲されたる大鯨を、多くの若者群りて解く最中なりければ、乃ち馳せ寄りて其の肉を買ひ取り、村々を呼び歩きつゝ鬻ぎたり。之れより彼は機會ある毎に鯨肉の商ひをなして米噌の資を得たるが、時には米を求むる術なく、隣家に桝を携へ行き米を借りて、其の場の用を足すこともありしが、翌日は必ず之れを返却して未だ一度も違はざりしと云ふ。捕鯨は毎日の事にあらず、併も三四月頃に至ればその季節を過ぐるゆへ、彼は種々工夫して戶板釘を造り、或は墓石切りなどの業を習ひて、父兄と之れを營み、具さに

庄屋豊永氏に囑望せられ其姓を名乘る

文化六年

天山流砲術師範豊島權平の門に入る

螢雪の勞を嘗め、講書に、習字に、其の時間を割きたり、猶武術としては當時最も優秀なりし種子ケ島銃の射擊法を修業せんと切願せしも、如何にせん、階級制度の嚴しき時代、何の資格もなき吉藏には、入門の傳手を得るさへ容易ならざるものありしが、たま〳〵其の地の庄屋豊永氏は彼の日常に感じ居たりしかば、その事情を聞きて、己が姓を暫し與へ豊永吉藏と名乘らしめたり。斯くして遂に文化六年を迎ふるに至れり。

二

文化六己巳年（廿一歳）藩の使者長村內藏助君命を帶びて來岐し、天山流砲術（天山は本流の祖坂本俊豈の號）の流布振興を命せり。吉藏後年の懷古錄に、

長　內藏助樣爰許え御渡海に而、是迄之種島流は天山流え流儀替致候樣、十月廿五日被仰付、直に御奉公被　召出、則ち豊島權平殿え入門師範を受け、晝夜詰稽古致候樣被仰付、旅宿武生水筆取役所入夫野菜薪相渡し相詰め、同所庄屋え

出勤致候、其後筒城濱（つゝきはま）にて五百目玉御筒矢玉町打之節出張被仰付相勤め、長内藏助樣御出相成候事 云々（長内藏助樣は姓の一字を特に略せしもの）

吉藏は既に砲術に志し、庄屋豐永氏の好意斡旋に依り、幾分の教養を積み居たるならんも、今度天山流砲術師範豐島權平（行權）先生の門に入りて、玆にはじめて一意專心斯業の研鑽に一身を委ね、他日大成の基を開けりと云ふべし。 今參考として其の當時師弟の禮を結べる起請文の一例を示す。

起請文前書

一、周發一式之事
一、器械製作之事
一、鑄砲仕立之事
一、鐵銃仕立之事
一、火攻修法之事
一、戰伐利用之事
一、海戰一式之事

一、銃陣一式之事
右者此度御門弟に罷成り、追々御相傳被下候上は、御傳法之趣堅相守致出精、假初にも他見他言等致間敷候、御傳書諸道具等、是又決而他見爲致申間敷事。
一、御相傳の品を剽竊他流え加へ一流を立申間敷事
一、流規の道具製作の節、諸職人是又以神文可申付候事
右之條々於相背者、惣而日本國中大小之神祇、殊に信濃州諏訪上下大明神、本洲宗廟手長男神社、八幡大明神、天滿大自在天神、神罰冥罰各可罷蒙者也、
文化六年巳九月廿七日　大久保治吉（花押）
同　年同　月廿八日　齋藤彌一郎（花押）
（以下略）

之れより先き平戸藩に於ては、信州高遠藩なる阪本天山の門に遊びし者多かりしが如し。即ち享和二壬戌年（文化六年より七年前）中には平戸藩士廿餘名贄を天山に納れ、其の砲術を學びたるのみならず、鍛工の如きも遠く同門に至り、造砲製彈等の技術を修習せり。かくの如き縁故によりたるにや、高遠藩士の家に生れたる

文化七年 手覺書にて平戶に渡りて砲術を稽古す

文化八年

射擊の名手となり又彈藥世話方掛を命ぜらる

豐島權平は、弱冠にして早くも其の國を脫し、當時既に和蘭と貿易を營み居たる平戶に到り、其の砲術を以て平戶侯に仕へ、離島多き其の領土をして安全ならしめんがため、大に其の心を盡し、安政五年七十三歲を以て歿せり。其の死に先だつ四年、漸く故鄉高遠に於て入國を許可せられたるものゝ如し。(安政二年の條參照)

文化七庚午年(廿二歲) 手覺悟(覺書)にて兩度迄も平戶に渡り、前後殆んど半歲に亘り、專念砲術の稽古をなせり。此年幕府に於て、浦賀及び房總の要地に砲臺を修築せしを見ても時勢を察するに足らん。

文化八辛未年(廿三歲) 長村內藏助再び來岐して砲術の實地見分をなし、猶ほ一層努力すべき旨督勵し、大砲火矢拵、町打、船打等は諸士中一般に洩れなく稽古すべき樣申渡されたり。船備の演習は、林大學頭自ら之を見分し、其の節吉藏は既に五百目玉筒の射擊を行ひ、又是等に要する彈藥の世話方掛をも命ぜられ晝夜詰切り、獻身的に斯業の改善發達に貢獻し、其効空しからず、十一月五日には十匁筒八百の數打ち、十二月十六日には同じく千三百の數打を命ぜられ、いづれも好成績を表はせり。僅か二ヶ年にして不完全なる銃の名射手となり、且つ化學

の智識未開なる時に於て最も有効なる火藥の製造家となれり。

文化九壬申年（廿四歳）この春、また手覺悟にて平戸に渡り、二ヶ月餘を研究に費し歸岐せるに、間もなく豐島先生より書狀を受けたり。

（前略）先頃段々申越候一件、彌相整申、大抵九月末には出立のくらひに相成可申、如何貴樣方彌御企も出來可致や、若御企も相成候はゞ、何となく拙者方に稽古御越の御達にて（但手覺悟稽古之積り）九月十四五日頃迄に御渡海候はゞ、爰許にて何れとか手段可有之候、先大抵拙者方内弟子と申す者にいたし、且若黨兼帶の樣にいたし（若黨の樣にては失禮至極に候得共、拙者人數の外にては出來かね可申候故）御同伴可申、左候はゞ扶持方道中入用其外一通之雜費は、拙者方よりつぐのひ可申候、尤彼地に於て稽古等十分出來之程は參り見不申候ては、豫め計りがたく候得者、强ゐて御すゝめは不申候、只々江都見物之御心得にて御同心も候はゞ御渡海も可被成候、委細之義も其上にて御面談に可申候、好便次第、否や可被仰候、尤右之義未被仰付は無之候間、丹彌忠助抔へも一向に秘し置候間、御他言は堅く御無用に候、（中略）九月末の出立に候得者、大方當月末か九月初に御沙汰可有之と存居候得共、其上にて

申越候ては間に合申間敷に付、最早大方様子も相知候事故、前文の趣荒増得貴意候、御勘考可被處候（下略）

八月四日　　豊島權平

豐永吉藏様

江戸に上る

出府海陸の日記

乃ち留守中の用意を整へ、廿八日出發渡平し、豊島先生を經て出府を願ひしに、十一月十四日許可せらる。茲に其の日記の一節を擧げん。

文化九年出府海陸日記

申の十月二十八日、壹岐國郷野浦より出船、渡良（わたら）大島に滯留し、晦日早朝渡良出船、同夕平戸田助へ着、夜に入り御城下え罷越、豊島先生に拜顔を得、御長屋に滯留、先づ出府の儀、偏へに宜布御願申上候。

十一月朔日先生御長屋へ居る、二日御長屋にて素樂、三日より十一日迄右同斷、十二日出府入用の寫物拵、十三日同斷、十四日出府願之通り被仰付、船中扶持道中旅籠御長屋扶持被下之義豊島權平様被申付、難有御請申上、御部屋之坂（豐島先生邸也）えも御禮に罷越候處、御隙不被成御座に付後日罷越候様被仰出、式臺にて罷

歸へる、十五日日、柄等宜布に付出府乘船、壹岐國え出府相極候狀三通仕出す、十六日御船中御買物小遣指引請持（中略）二十三日平戸出船、呼子壁島留め、二十四日壁島出船、同夜船、二十五日防州長島上の關に着、二十六日朝四ッ（今の十時）頃上の關出帆、夜半過藝州キノヘ（木ノ江）に泊船、二十七日キノヘ出帆讃州高見え泊船、水抔取らせ、二十八日八ッ半（今の一時）頃高見出帆、夜に入り四ッ頃實湊通り、翌二十九日迄走り詰め同七ッ（今の四時）頃木津川口へ着、晦日川口入り直ちに住吉へ參詣、夜に入り寺島へ船廻はし候筈に付き寺島へ歸る、十二月朔日五ッ半（今の七時）頃中島藏屋敷へ着御長屋へ居る、二日同流坂本先生弟子坂本鉉之助（天山先生の二男）様へ御使に行く、三日仕廻方他行所々見物抔、四日夕七ッ頃川船に乘り翌五日明六ッ頃伏見に着扇屋善右衛門方にて食事抔致す、尤も半旅籠是は家中森氏へ七ッ頃行き滯留、六日五ッ（今の八時）頃森氏家出立四日市に留り、八日四日市出立桑名留り、此日大雪にて渡し不相成粟本屋實之七へ留る、九日鳴海留り、十日鳴海出立富士川留り、山崎屋惣左衛門方へ、十一日富士川出立荒井本陣留り、十二日荒井出立袋井留り、十三日袋井出立岡部留り龜甲屋久兵衛方へ、十四日岡部出立

江戸着

湯井留り、十五日湯井出立三島留り綿屋勘兵衛方へ、十六日小田原留り、十七日小田原出立戸塚留り鎌倉屋安左衛門方へ、十八日戸塚出立品川留り、十九日品川出立九ッ過淺草鳥越御屋鋪へ着、十番御長屋御合宿荏原園平樣土肥雅右衛門樣云々(下略)

苦學

明治の初年に於ける洋行にも比すべかりしならん。然るに常に殆んど手覺悟にて其の費用を辨ずる彼の家計は、赤貧洗ふが如く、家は傾き衣は破れ、窮狀見るに忍びざるものありと雖も、泰然自若、郷黨に於ける頼母子講に依りて、僅かに其の金融の道を附け、貧の何物たるかを知らざるが如く、益々素榮其の他砲術研究に餘念なし。當時の狀況を傳へ語れる父老の言を聞くに、晴天には日光屋内を射り、雨天には降雨床上に漂ひ、坐するに所なく、臥すに席なかりしも、深く以て意に介せず、或は石工に鍛冶に、或は鯨肉の商ひに、其傍ら閑を得れば、僅かに以て自ら屋根を繕ひ、檐を覆ひしに過ぎざりしと云ふ。否な糊口の資を得るの外は、其少閑寸隙をさへ之れを砲術の研究修練に用ひるを常とせり。或る時豪雨に際し一隣人訪へば、主人は漏雨の中に傘を擴げて之れを吊下し、其下に於て素榮

に專心し、家の漏るを知らざるが如き狀なりしと。實に一狐裘三十年の概あり。此節の出府に際しても一衣一袴を以て相終始し、袴の如きは遂に經のみを存して、恰かも簑の如くなりしと云ふ。斯くの如くして一見粗放縱逸なりしが如しと雖ども、實は全く然らず、極めて謹嚴方正にして細心律義事を苟もせず、熱心努力只自から奉ずること極めて薄かりしが爲めのみ。然れば家人亦能くその意を承け、儉素質朴を守り、妻千勢子の如き、婚嫁以後十年間一枚の新衣をも購はず、常衣は補綴又補綴、遂に其最初の地質が何なりしやを知らざるに至るも之れを廢せず。常に曰く、我衣には株あり。一衣を解き去れば、更に新株を得る事難し。故に補綴して已まずと。千勢子は士家に生れ、深窓に育ちし者、一旦出でゝ無名の貧者に嫁するや、能く其新境遇を了得して、之れに順應し、備さに貧苦を嘗め、艱難と闘ひ、夫を助け子を育て、以て內助の効を完ふせり。眞にその妻たるに恥ぢざる賢夫人なりき。

文化十癸酉年(廿五歲) 正月二日より稽古を始む。此年四月十日長男(當幸の兄)死す。五月二十九日報を得、當日忌服休息。越えて六月八日又外祖父齋藤才右衛

諸技巧に練達す

門死去の報至り、翌九日遠慮忌休みせり。忠平藩邸内に在りては素槊、突（つき）等に餘念なく、學館に出でては經書を學習し、或は矢場打に、或は煙硝搗に、二六時中寸暇なし。而して猶ほ其の傍ら漆細工、革細工、唐金細工其の他鑄鐵鑄銅の術をも習得し、甲胄刀鞘等は勿論、苟も武器武具に關するものは殆んど其の製作法を知らざるなし。後日三十口分の刀鞘及び具足等を藩主へ献上せりと云ふも、是れが爲にして、其精巧なる實に驚くべきものありしと云ふ。又晩年少閑を得る毎に笄簪の類をも作り、或は家人に與へ、或は知友に贈りしと云ふ。文化十年四月より七月に至る間、十匁及び五十目筒を以て、數十回の矢場打を爲し、技倆次第に熟達せり。特に又當年豊島氏は靜山公（當主觀中公熈の父君也）の命に依り、百目玉及び二百目玉御筒鑄造に從事せられ、西島喜兵衛方にて其の作業あるに際し、彼亦直ちに之れに參加し、砲身車臺及び矢玉等の製作を實習せり。七月二十八日德丸ヶ原に於て、此の新造砲の試射を行ひて好結果を得たりと云ふ。

阪本俊元の教を受く

八月二日に至り、豊島氏の紹介に由り、當時出府中の信州高遠藩士坂本俊元（通稱孫四郎、天山流砲術の開祖阪本孫八俊豊の嫡子）先生に平戸侯邸に於て面會す。乃ち稽古の事を願ひ、素

岡村千藏の教を受く

神佛崇敬

師弟の情誼

檠、突等の實地を御覽に入れたるに、直に其の姿勢を正し、猶段々に敎授すべき旨傳へられ、茲に砲術大成に對する志望は、一層光明を得るに到れり。之れより稽古は一層はげしく、全く寢食を忘れ、晝は多く神田小川町なる高遠藩主內藤大和守邸に參し、坂本先生の敎授を受け、夜は藩邸に歸りて素檠、突、矢拵其の他銃砲に關する諸般の技術學理の錬磨習修及び寫本に沒頭す。而して當時極秘として容易に學ぶ事を得ざりし鐵砲古傳百ヶ條聞書の如きも、幾何もなくして傳授せらるゝに至れり。又閏十一月十三日には、坂本先生の紹介により、天山三弟の一なる同藩士岡村千藏忠彝に面會し、其の敎をも受くる事となれり。

砲術關係以外彼が最も熱心に執着せるもの只だ一つあり。即ち神佛崇敬の一念なり。苟も少閑あれば、或は特に寸隙を作り、淺草觀世音、龜井戶天神又は神田明神等に參詣すること屢々なりき。之れ天地神明に誓ひ、神佛無盡の力により、其の業を大成せんことを祈りたるものにあらざるなきか。此の後に至りても、或は高遠往復に際して日光へ賽し、或は九州下向の途次伊勢路に迂廻して大廟に參拜する等、又長崎に至りては、旅舍にも入らずして直ちに天山の墓に詣で、

家に歸りては旅裝を解くに遑なく、先づ神佛を拜し、尋いで父母の安否を問ふが如き、以てその意中を忖度するを得ん。

尙ほこゝに一事の逸すべからざるものあり。即ちその備忘錄とも見るべき袖控は、文化十年八月坂本先生に敎へを受け始めたる當時よりの一手記なり。一々詳細に坂本先生の直されたる操砲姿勢を記し、所々に略圖をも挿入して、斯業修練に對し用意至らざる所なきを勉めたるが如し。其の故にや次第に直され、次第に上達し行く間に、同一事の再び直されたるは殆んど皆無にして、僅に二ヶ月後の十月に入りては、此の日御直しなしの日甚だ多し。出府海陸日記文化十年十二月十七日の條に、「坂本公御來駕に付、日本橋まで肴調へに行き、菓子買に兩國の邊迄廻り歸る」とあり、嚴寒を厭はず遠隔を意とせず、師弟間に於ける眞情の流露いかにも美(うる)はし。

文化十一甲戌年(廿六歲)　酉の年も砲術練習の中に暮れしが、元日二日は年始廻りと神佛參詣とに日を送り、三日には稽古始めをなし、昨秋の如く小川町通學も亦盛なりき。而して此の頃に至りては啻に術科のみならず、種々の學科をも

授けられ、寫本するものも非常に多きを加へたり。牧山家に現存するもの亦少からず。砲術研鑽の念は猶ほ之れを以て慊らず、天山既に歿すと雖も、其の本場高遠を見ざれば滿足する能はざるなり。否高遠にはなほ掴み得べき何物かの存することを想像せるが故に、二月に入り坂本岡村兩先生に請ひ、其の紹介狀を得て信州に行くことゝなれり。十五日江戸出發、二十日高遠着、天山皆傳三弟の一北原八郎太夫の家に投じ、逗留稽古の儀承諾せられ、即日直に稽古を始む。此の夜素槊をなすこと七十、翌二十一日よりは門人大勢と共に周發の稽古、矢拵、素槊等に忙はしく、日に千五百回の素槊をなすこと少からず。當時當高遠藩にては、天山流全盛を極め、天山三弟の一岡村十郎兵衛忠鼎（岡村千藏の實兄）及び阪本孫四郎の高弟北原八十八（北原八郎太夫の實子）は共に師範役なれば、此の岡村及び北原父子の三人に就き、力限り魂限り修業し、其の技の上達實に驚くべきものありて、衆皆之れを畏とせりと云ふ。三月朔日高遠六道ヶ原に於て町打あり。同藩中大勢と共に吉藏亦加はる。越えて二十日、岡村十郎兵衛より特に傳言を受け、四月七日には、矢場に於て北原岡村兩先生吉藏の打前を見分せられ、同月十日には北原八十

八惣監の下に、十匁筒五百發の數打をなし、約四時間にて終る。今其の成績表を見るに、五百發中にて中り四百二十八、其の内星中り百四十發なり。每回百發宛に區切り、其の第三回目百發の如きに到りては、九十一の中りを算し、其の內四十の星中りなり。今日の精巧なる銃器と申分なき彈藥とに比すれば、恰も玩具に等しきものを持ちて、かゝる成績を收むるを見れば、人の念力の如何に偉大なるかを敎へらるゝ如き心地す。なほ引續き矢場打、素繰其の他突、傳書寫し等に餘念なく、四月二十日に到りては、更に進んで飯田に行き、藩士鏑木堅藏宅に泊し、當藩に於ける銃砲術の研究に着手し、或は其の打前を見、或は從來知れる所の銃砲との差異を究め、二十五日には再び高遠へ歸へり、北原先生宅に入り、旅裝を整へ、二十七日玆より上府の途につく。途次上諏訪なる坂本八彌に就き糺すところあり。五月四日日光へ參詣し、六日江戸の藩邸へ歸着し、七日雜用を終り、八日より直ちに學館に出席し、又は矢場打、素繰、突等の稽古に旅行の勞を醫するの暇もなし。

斯く寸隙なき砲術研究が寧ろ彼の慰安慰勞なりしが如し。玆に去る二月十

五日江戸出發後、高遠、飯田へ行き五月六日江戸藩邸へ歸着する迄の雜用小遣覺なるものあり。其の一二例を引きて當時の旅行振の如何を知るも亦一與ならん。

二月十五日	二百文	荷物駄賃
同	百五十文	旅籠（日野にて）
同	三十三文	草鞋（一足にてはあらざるべし）
二月十六日	十四文	同
同	七十文	晝辨當
同	十六文	笠紐
同	百五十文	旅籠（犬目にて）
二月十七日	四十文	晝辨當
同	百三十二文	旅籠（駒飼にて）
二月十八日	十六文	草鞋
同	十六文	茶代

同	三十二文	辨當
同	八文	菓子
同	四百六十六文	下帶
同	百三十二文	旅籠（韮崎にて）
二月十九日	三十二文	晝辨當
同	三十六文	草鞋
同	百三十六文	旅籠（金澤にて）
二月二十日	八文	烟草代
同	二十四文	茶代
同	十六文	草履代
同	七十六文	紙代

〆一貫八百二十一文（十八文い進算あるか如きも事實不明）（下略）

之れを金一兩の單位に換算すれば、一兩の四分の一が一歩にして、其の一歩の四分の一が一朱なり。即ち金一兩の十六分の一が一朱なり。一朱は六百二十

五文（鍋錢と稱せしもの六百二十五個、換言すれば寛永通寶六十二個半に當る）なるが故に、一貫八百二十一文は三朱弱即ち寛永通寶百八十枚余なり。斯く一歩をも要せずして江戸より高遠まで行きしを見れば、如何に質素なる旅行にして、只だ道を求むるにのみ厚かりしかを推知するに足らん。

靜山公矢場打御覽

五月十三日には、靜山公特に吉藏の矢場打を御覽せられ賞詞を辱ふせり。而して此の頃は專ら傳授書の寫しに忙しく、而もなほ鑄砲の見學、技術の練磨、學館の出席等怠る所なし。

鐵砲百ヶ條傳授

七月二日に到り坂本孫四郎先生より、「砲術格別熱心にて遠國の處相越し、晝夜出精不淺、業前萬端熟達に付き傳授す」との事にて、鐵砲百ヶ條等の奥義を傳授せられ、之れに對する傳書寫物に之れ日も足らざる有樣なり。七月三十日には、藩内名士の面前にて、十匁五發、五十匁四發の射撃をなしたるに皆命中せり。

單獨歸國

之れよりなほ日日寫物をつゞけ、八月十四日單獨出發歸國の事となれり。されど傳書の内なほ不足のものあるに付、高遠並に飯田に立寄りて、之れ等を補はんがため、早朝淺草の藩邸を辭し、小川町に行き、恩師阪本岡村兩先生に暇乞をなし、書狀等預り、更に四ッ谷下屋敷の同門諸士へ別を告げ、重き

荷物を擔きながら、人夫も伴はずして高遠に向へり。途中足痛を起し、一日を徒消せしも、二十一日には到着し、再び北原先生宅へ逗留を願ひ、寫し物共の他に忙殺せり。斯くて二十七日飯田に向ひ、鏑木先生宅に入り、又々寫物等に沒頭し、九月八日柏原に於ける百目玉六町及び七町場所打に參加せり。今其の中り附帳を見るに、頭角を表はせり。本舞臺に於て優等の卒業をなせしと言ふべきものならん。十日同地を發足し、愈々西下の途に就き、十五日には伊勢大廟を拜し、十八日膳所に至り、同門の士森氏を訪ひ、一日滯在して大に火術の論議を試む。翌二十日京都に入り、神社佛閣を參拜し、伏見に着、二十一日大阪に入り、中之島の平戸藩御藏屋敷に至りて所用を終り、直に玉造口與力坂本鉉之助を訪ひ、江戸高遠等より依託の書狀を渡し、素槃をも一覽に供せり。二十九日大阪川口出船、海上風浪烈しく、十月六日下ノ關に着せしに、船頭「風惡し滯船數日は已むを得ざるべし」といふ。乃ち直に陸行を決し、八日より晝夜兼行、十四日長崎に着し、直に皓臺寺なる天山先生の墓に參拜し、後藤宿に投じたり。長崎滯在約十日、其の間天山石碑の拓本をとり、諏訪大明神に詣で、天山靈神を拜し、其の神主青木氏等に

面會し、協議の上矢場打をなし、其の成果表を天山靈社に奉献する等、全く生けるに事ふるが如し。

此の謹嚴方直の人が、長崎滯留中に知らず識らず一喜劇を演じたる一笑話あり。一日諏訪神社神主青木氏を訪ひ、種々饗應をうけ、夜に入り歸りたるに、歸途筋の男女相逢ふもの皆下座せざるはなし。旅宿に歸れば其の主人も亦平日と異り、座を下り應待鄭重を極む。如何にも怪訝の念に堪へず、遂に其の所以を糺せば、主人は吉藏が諏訪神社より借り來れる提灯を指して、我等其の提灯の御紋所に恐るゝものなりと答ふ。彼始めてその所以を知り、虎の威を借る狐かとて洪笑せりといふ。

平戸に歸る

さて其の月二十四日長崎を發し、二十六日平戸に歸る。即ち長村内藏助氏を訪ひ、先年出發後の狀況を逐一言上し、且つ稽古振をも一覽に入れたるに、殊の外滿足せられ、引續き諸般用事の爲め暫時滯留する事を命ぜらる。實に吉藏は千辛萬苦を嘗め盡して、砲術の奧義を研究し來り、學說實地共に藩中殆んど比肩するものなく、而も年少氣鋭の時なりき。然れば彼は其腹中に蘊蓄したる所のも

壹岐に於ける砲術世話役仰付けらる

のを以て何をか爲さんとする。滯在二旬餘平戶に於ける公務を大體終了し、歸岐後の砲術振作の方針も大要協議濟となれり。而して玆に始めて壹岐に於ける砲術世話役仰せつけられ、藩の公的生涯に入るの緒に就けり。左に當時の御沙汰書とも言ふべきものゝ斷片を揭げん。

牧山忠平

海岸防禦之儀者、嚴重御手當被成置候時節柄に付、昨年來大砲數十挺御鑄立成就の上者、島々え茂御備可被爲置御內定之處、壹岐國之儀者、四方海岸隔遠之場所、殊に近年は時々異國船相見得、其內には地方近く乘寄候儀も間々有之候間別而嚴重御手當可被爲成置　思召之處、外武術は夫々師範も有之候得共、大砲之儀は、諸士中之內可致師範者無之、幸御自分儀年來心懸け相應致熟練御用立候由、追々相達御聽候、然處唯今之身分に而者、御間缺之儀有之候付、此度格別被仰付砲術世話役被　仰付候、依之國中大砲御手當向行屆候樣屹度可致精々候、尤大砲之儀者、人數少に而致出來候業に無之に就ては、諸士中初め輕き身分の者に而茂志有之面々え者、修行之厚薄に不相拘、非常に臨み御用立候丈之儀

錦衣故郷に歸る

天山流砲術流布

家計貧窮

は、縦令於流義秘事と致來候業に候とも、無覆藏致傳授置候儀勿論に候、素より一國防禦之事に付時勢をも不相辨、流儀之規則抔と申成し…………

（惜哉以下散逸して年月等不明且つ忠平の名より推せば或は後年のものにあらざるか暫く疑を存す）

斯くして忠平は十一月十九日平戸出船、翌二十日勝本港田野浦に歸着せり。方さに是れ錦衣故山に歸るものなり。上陸後第一に爲したるは、先づ年老いたる兩親の安否を問ひ、次に神佛を拜したる事なり。これより非常の勢を以て藩命に則り、天山流砲術の流布振作に從事し、壹岐全島の武術をして天山流に風靡せしめずんば止まざるの概あり。從つて入門の弟子頗る多く、士氣大いに振へり。併かも一家の財政はなほ豊ならず、其の日記の示すところによれば、十一月二十日の歸宅後僅か一週間の二十七日には「所々に金借りに廻り云々」とあり。又現に牧山家に保存せる古文書中にも、返金濟の古證文少からざるを見れば、彼の苦痛は寧ろ財政に存せしものか。而して其の貧や砲術研究の資、火技修業の費に投じて惜まざるが爲めならずんばあらず。今其の江戸より歸國後早々の一例を掲ぐれば、

丁錢六百目　元金

同　百〇八匁　戌十一月より亥七月迄の利子

外に　二十一匁五分　戌十一月迄の利不足（以前の別途借金の利子ならん）

〆　七百二十九匁五分

右の計算書に對し即時返金不能のため、彼は次の借用證文を入れたり。

覺

一、丁錢七百二十九匁五分　二步之利にして

但し利銀の義は亥の十月十六日子の三月十六日無間違相納可申上候

以上

右は當亥の八月より拜借仕候處實正也、返納の義は來る子の九月迄元利無相違皆納可仕候、萬一間違等御座候節は、私家屋敷、屋敷畑共に無相違指上可申候、右家屋敷畑の義に付毛頭難澁の筋無御座候、仍而爲後日證文如件、

文化十二乙亥七月十二日

借主　豊永吉藏㊞

借主　牧山幸藏㊞
同　　牧山作太郎㊞

中原道助様

右萬一間違家屋敷畑共に相渡候節、屋敷堺山たん下より御渡可申上御約定堅く相極め置申候、以上、

右證文は旣に消されあるも、丑の年六月より申の年十二月迄に拂ひ相濟としあるより見れば、此の驚くべき高利を添へて約十年にして漸く返濟し盡せるなり。七月日附の本文中に八月より拜借云々とあるは、蓋し利子の起算月を明にせしものか。此の他米麥の貸借無盡講の差引等に、其の貧困の狀を窺知することを得。之は必ずしも彼自身の借財のみにあらずして、父祖の債務を繼承せるもの亦少からず。然れば文化十三年十一月頃に至り、兄幸藏と協議し、父の借財の如きも各自返濟方を分擔せしもの丶如し。其の自ら奉ずる事薄く、家人を導くこと亦極めて嚴なりしより見れば、物資の窮乏には苦しみたりしならんも、一面其の心事に至りては光風霽月の如き感あり。手帳の見返りに、「積財貽子孫、

子孫無能持、積書貽子孫、子孫無能讀、不如積陰德於冥々中、以遺子孫久長之計」の古語を記して自箴とせり。

前記證文中宅地田畑等を抵當に入れたるを見るが、當時壹岐に於ては、土地の私有權なるもの無く、壹岐全島は島民の共有なりき。然れば抵當權となるべきものは只其地上權のみなり。事の序に今少しく之を記さん。（主に壹岐香椎村新城の舊家にして千勢子の生家なる故須田太平氏より先年吉藏の曾孫牧山熊二郎氏に示致せられたる所に據る）

田畑戸別割（わり）の方法等

一、起源審かならざるも、孝德天皇白雉三年（神武天皇即位紀元千三百十二年）正月、諸國に班田、口分田の制を定められたるに因り、其遺法（或は周の井田法に據りたるか）の傳へて當時に至れるものならんか。其後大同二年（同一四六七年）壹岐隱田百十町歩を檢出す云々

一、弘安四年（一九四一）元寇來襲後、人口極めて稀薄となり、紀州地方より多數の移民來り、其頃より此戸別割の方法を實施し、土地兼併の弊を防ぎたりと云ふ説あれども確かならず。或は土地兼併の弊を防ぐがためなりしと云はんよりは、寧ろ移民間に公平平等に分割したる事のあるありて、是れに濫觴し繼續せしに

は非ざるか。

一、各村毎に置かれたる庄屋に右割地以外の田畑を附屬し、扶持の一種即ち俸給と爲せり。是れ昔時の職田の遺法なりしならん。

一、割地(わりち)は一戸に田畑各一割(百分率の割の意にあらず)を分與す。又二、三男にして一戸を創立し家屋を新設すれば、一割即ち一戸分を分與せらる。是れ壹岐が土地の面積に比し戸數の增繁せし所以の一因ならん。

一、分割地は各戸に對し、凡て平等に分與するを原則とし、只老年にして隱居すれば男に三分、女に二分を與へ、又所謂札者(ふだもの)として勞役に服する一般百姓には夫役科として三分を增加給與す。士族以上には此の札者と呼べる從僕を支給し、又役人公用人等巡回其の他必要あるに際しても、無給にて出役するは札者なり。

一、分與せられたる割地の使用期間は大概十ヶ年間なるも、或は十五ヶ年に延長せしこともありたりと云ふ。即ち十年乃至十五年にして新に割當を仕換ゆるものとす。之れ其間の廢家、絕家、新戸創立、隱居、死亡等に由る變態を調節す

るものなり。

一、土地共有區域は各地一定せず、一村を以て一區とせしものあり、又僅かに一觸（一村を數觸に別てり）を一區とし、或は二、三觸を一區とせしものあり。土地の狀況舊慣其他に依りて一定せず。香椎村の如き、可須は東、仲、西戸の三觸を以て一區とし、阪本、大久保の二觸を以て他の一區とし、新城は各觸を一區として四區に別てり。其他の各村も之れと大同小異にして、主に其住民の便宜に任せたり。然れば區により將た又戸數により、一戸分の割當に廣狹の差あり、肥瘠の別あるは免れざりしなり。

一、新開地中にて海面埋築地は永久に割地となさず、其埋築者の私有とし、陸上開墾地は其半を割地として提供せしめ、殘半を私有地として許可せり。

一、右の如く割地は區域內住民の共有財産なるを以て、永代の賣買を爲すことを得ず。必らず割期間內の年數に限定せられたるなり。即ち所有權移轉の賣買に非ずして、割期間內土地使用權の賣買なり。

一、明治維新に際しては、各戸主に全部戸別均等の割當を爲したり。

右の事情なるに因り戸數は一期毎に增殖し、割當地積は次第に狹隘に至りしも、貧富の差は甚だ少く、無產に陷るもの無く、破產者を出すことも無かりき。

此共產主義的施設の廢止は、明治維新後地租改正前、土地に對し地劵を發行し、個人の所有權を確定して、各自其割當地の私有を許可せられ、他國一般の制度に準せられたるの時なりき。

割に關する他の一說には、

一、制定の年代不明なるも、享保八年（紀元二三八三年）卯の二月に改正せられたるを以て見れば、無論其以前の制定なるべし。

一、郡方仕置帳には、十年毎に割直し配當せし旨記載あるやも計り難けれども、强ち十年毎に實行したるものに無之、定法割とすれば庄屋代官郡代を經て、藩の許可を受くる事面倒なるが故に、郡代の承屆けと云ふ位にて、五年乃至十年內に土操と稱へて簡略に配當を行へり。凡そ定法割配當に準ず。

一、地割に從事したる役人の名稱は、割奉行、割頭、割子等にして其任務及び任命は概ね次の如し。

(イ)地割に從事したる役人は割子及び其觸の杤頭(ますがしら)、桝取役、作人頭、(一觸にして杤頭一人の下に役なり五人頭とも云ふ)筆取、(書記なり)等なり。

(ロ)割奉行は代官之れに當り、割目附は庄屋役割頭(割方役と云ふ)は凡そ其村或は他村の諸士給人の內よりす。

(ハ)割方役(即ち割頭)は勘定奉行を經て郡代之れを命ず。杤頭、桝取役、作人頭、筆取は庄屋役之れを命ず。割子は人民より選出す。

一、割役人の給料は割地區域內の人民の負擔なり。(永元嘉十郎氏調による)

尙ほ土操の場合には、割方役は割區域內外凡そ其村內人望ある士給人中に、代官庄屋を以て依賴的に囑托するを例としたるが如し。其他の役人は定法割役人に同じ。定法割となれば、杤頭、桝取役、作人頭、割子には條項を付したる起證文に血判を要するも、土操には神文を揭げたる起證文に血判する事なし。

往昔內地より牧民移住し來り、次第に繁殖し、其牧民の家族多ければ五人組に分けしこともありて、其開墾したる土地を血族に漸次分與したる結果、割地の制度と割地の區域とが自然に定まりしものならんとの說あり。記して讀者の批

判を乞ふ。

壹岐に於て今一つ紹介すべき社會制度存在せり。即ち家族制度よりも其範圍一層大なる者にして、例へば一村一鄉を基礎とせる部落的鄉黨的單位にして其結合及び聯鎖の如何に緊密に行渡り居たるかは、左の一例に由りて知る事を得ん。

一筆啓上候

初山村

御徒士並

米村玄二郎

米村元吉

山口常太郎

右之者共大砲方へ御取立村方支の有無向々取糺候處、米村玄二郎儀は帳入にて株分相成候ては指支へ候趣別紙の通申達候、殘兩人の儀は指支へ不申段、是又受書を以て申達候間、別紙貳通並先日被差出候御書附壹通致進達候間、御落

踏繪御免の者

手可被成候、此段爲可得御意如此御座候、恐惶謹言、

十月八日

平野旗右衛門長正（花押）（郡代なり）

牧山忠之平様

此手紙の年號は不明なるも、安政以後にして恐らくは慶應年間ならん。今玆に掲載せし所以は、只割の如き社會制度の一端を述べし序を借りしのみ。

尙ほ砲術入門等に際し、村方差支の有無を糺さるるは常例にして、例へば「別紙名前の者共砲術入門之者に御座候間、追而大砲方に御取立相成候て、村方指支之筋は無之哉、承糺候樣被仰聞承知致候」抔と忠平に宛てたる手紙少からず。是れ一は札者即ち夫役の割當に際し、負擔の度數に影響すればなり。斯くの如き社會組織の下に在りたる壹岐は又次の如き士風を有したり。

口上覺

黒崎村　山田儀平治（魁さ假名）

右踏繪御免之者に而、嘉永七寅年天山流砲術入門仕候樣被　仰付、入門仕居候、

文化十二年長女かめ生る

文政三年次男猪七生る

異國船出沒し天下騷然

者に御座候、然る處去る十六日於勝本狂言有之候折見物に相越、貴賤群集之中に而及喧嘩、言語同斷不埒之振舞致し、少々疵抔も相見得候趣に而、同門中一統同席致兼候旨申出候、依之流儀指外申候、右者被　仰付入門仕居候者之儀に付此段御屆け申上候、以上、

八月十九日　　牧山忠之平

文化十二乙亥年（廿七歳）長女かめ生る。

三

文政三庚辰年（三十二歳）次男猪七生る。長子夭してより方に七年後なり。

茲に少しく目を天下に放てば、今や枕を高ふして長夜の眠りを貪ぼる能はざる氣運を胚胎し來れり。天山の歿せる享和三年には、米船長崎に來り貿易を請ふて許されざるあり。其の翌文化元年には、露使レサノット長崎に來り修好貿

易を請ふて其翌年郤けられ、僅かに薪水を受け得て放逐さる。越えて三年には、幕府積極的の政策を以て諸藩に命じて露船の上陸を禁じ、命を用ひざれば之れを打拂はしむ。然るに九月に到りては、露船一隻蝦夷に寇し火を放ち戍兵を捕へ去り、其の翌四年には、露船二隻更に擇捉(えとらふ)島に寇し、家を燒き財を奪ふ。茲に於て幕府東北諸侯に命じ之に備へしめ、且つ松前に奉行を置けり。北門の虎漸く防げりと思へば、南關長崎には米船の到るあり、天下之れより益々多事。文化五年正月には仙臺會津の二藩に命じ兵を發して東西蝦夷を鎭戍し、四月には豆相房總の沿岸に砲臺を築き防備を嚴ならしむ。八月には英艦一隻長崎に來り、狼籍掠奪を極め、奉行松平康秀自刄して罪を謝するに至れり。翌六年には長崎の砲臺を修覆し、松前及び津輕海岸には烽火臺を設け、七年には猶ほ浦賀及び房總の要地に再び砲臺を加修せしむ。此の年、英船又常洲に來る。翌八年には露艦國後灣に來り、小爭鬪の後艦長等を捕へ松前奉行に送れり。翌九年露船又來り邦人を掠め去る。十年露船松前に來り、各捕虜を交換し去る。十一年露人又蝦夷に來り、十三年には英船琉球に至る。翌十四年には英船浦賀に入る。其の翌

文政元年には英船又々浦賀に來る。之れより三四年間異船の來航を見ざりしも、文政五年には又英船浦賀に來り、七年には英船遂に薩摩寶島に來寇す。

斯く應接遑あらざる異船の去來に、幕府は文政八年遂に攘夷の嚴命を下せり。之れより嘉永六年米國使節ペルリ軍艦四隻を率ゐ浦賀に來り、高壓的に國交を求め通商を開かんことを請ふて、天下愈々騷然、幕府其の措置に苦しみ、爲す所を知らざるに至るまで、凡そ三十年の間、國論の統一なく、外交の方針動搖し、各藩各地に割據し、只だ沸騰擾亂あるのみ。此の際に於て、忠平は肝に銘して海防を憂慮し、これが充實を圖れり。

海防に關心す

文政七年
慈母逝く

文政七甲申年（三十六歳）　正月八日寒威方に嚴しく、梅花未だ春信を傳ふるに到らざるに、忠平の慈母は歿せり。男子功業誰がために立てんとの感は、幾度かその胸中に往來したる所ならん。併かも天年を藉さず、人未だ報ひられず、彼が心中夫れ如何ぞや。

文政八年

文政八乙酉年（三十七歳）　十二月十日陣津（ちんつ）の辻に於て町打を行ふ。其の中附（あたりつけ）帳の表紙裏に口上覺あり。

文政九年
御徒士組に召され大筒組小頭役となる

一、今日の帳面出席順にて次第不同の義奉恐入候得共、寒中は別して出席を進み稽古相勵み候爲に仕居候故、何分御用捨奉願候、以上、
業務奬勵のために細心の注意を用ひ、斯道完成のために因習の羈絆を脱するに努めたるを見るに足らん。
文政九丙戌年（三十八歳）七月七日御徒士組被召成、切米一石被下、大筒組小頭役となれり。之れ忠平が初めて豊島砲術師範の門に入りしより正に十有七年、砲術火藥研鑽の爲めに貧苦と戰ひ、門閥因襲と戰ひ、東奔西走の奮勵に報ひられたる一果なりき。その懷古錄に、
去る文化十一年（阪本孫四郎先生より砲術傳授を受け、且つ壹岐砲術世話役仰せつけられたる年なり）より當年迄十三ヶ年、砲術稽古方世話相勤め候事、右年數中稽古のため手覺悟にて、數十度平戸へ相越し候、云々
と、又以つて彼が努力と、忠誠を想見するに足らん。翻つて藩の財政を見るに、公私多費、加ふるに凶年に逢ひ、收租意の如くならず、遂に軒別上納金許可せらるゝに至れり。然れば藩として砲術振作等に多くの費用を投ずる能はざりしは論

文政十二年中小姓となる

文政十三年

恩師の讃辭

天保二年次男猪七の行狀

を俟たず。

文政十二己丑年（四十一歳） 七月二十三日中小姓となる。

文政十三庚寅年（冬十二月十日天保と改元）（四十二歳） 本年九月、去る文化年中壹岐へ備付けられたる百目玉、二百目玉の筒、平戸に引上げられたるにより、機械器具取揃へ返納したるに、其の保管手入等の行き屆けるに、藩當局も甚だ賞讃せりと云ふ。十月十日附豊島氏よりの書柬に、

百目二百目共に臺金物等少しも汚損等無之、一躰御藏も宜しく、就而は貴樣抔手入れも宜敷故の義と致感心候、此元は却つて行屆不申、恥入候義に御座候、外五百目御筒も至而宜致居候由、初右衛門より承り一段の事に御座候、云々

天保二辛卯年（四十三歳） 猪七は十二歳の少年となれり。此の少年は九歳の頃より既に牛を使役し、田畑を鋤耕し、以て家計の助をもなしたりと云ふ。今や既に十歳を超ゆ、父の打鳴らす砲聲を豈に無關心に聞き過ごすものならんや。

「春の花、秋の紅葉も時を知れ、吾が打つ筒の引あじを知れ」との古歌は、此の少年の手帳の一端に恠げなる手蹟にて記されあり。當年八月四日陣津の辻射場

に於て、十匁玉筒の初射擊をなせり。この少年の第一發は的を越して外れ、第二發亦然り。越えて九月二十四日の第一發は逸れ、第二發は榜示に中り、次の一發は星に命中せり。斯くて是れより家事の助手として、又砲術の門弟として、寢食を忘れ、一心不亂に幼き心と弱き腕とを以て盡したり。而して天保五年十二月十四日には十匁玉筒にて百發の數打をなし、七十八發の中りにて、其の內二十八は實に星中りなり。翌六年には父に伴はれて平戶の町打に參加せり。

天保三壬辰年(四十四歲)　三月五日筒城濱に於て、五十目、三十目玉の抱筒にて諸士中並に大砲組中矢玉の大町打あり、城代の見分を受く。去る文政八年十二月の町打をなせしより既に七年、其の間幾度か盛んなる町打をなし、砲術の發達獎勵をなせしや疑なしと雖も、此の間久しく記錄の存せるものなく、其の實況を知るに由なし。當年の町打の如きも中附帳等なく實に遺憾なり。只だ十三歲なる猪七少年が、自分の手記に其の一番星中り二番下り外れ等と記せるのみ。

天保四癸巳年(四十五歲)　忠平の名聲漸く揚りたるがためなるべし、この年九月、薩州鹿兒島藩に天山流砲術の出教授をなすに至れり。

鹿兒島藩に天山流砲術の出教授をなす

番所の附狀

今少しく其の顚末を記さんに、忠平は名を武雄入湯に籍り、藩外旅行の願を出し、九月三日許可せられたるを以て、往來切手を受け取り、旅裝を整へ、七日壹岐を出帆し、夕刻平戶着、豊島先生の家に投ず。こゝにて諸般の準備をなし、十日陸路平戶を立ち、十二日長崎に入り、十四日茂木を出帆し、十七日脇元番所に着、上陸して附狀を受領す。その文面を見るに隔世の感あり。

附狀

松浦肥前守家來

一、禪宗　牧山忠平

右者、爲用事、御領內鹿兒島え差越度、天草郡大矢野村船頭伊七舟より入來之段申出候に付、唐物買取間敷證文一通爲差出、相改め差通候に付、於諸所御法之通可被申渡候、以上、

但往來之義者、此節相渡置候、

脇元口番所（印）

巳九月十七日　丸田與右衞門

松山休之丞

阿久根詰所

郷士年寄中

役人中

鹿兒島

九州問屋

斯くして市來川番所に於ては、又附狀を得ざるべからず。

附狀

松浦肥前守樣家來

牧山忠平

右者、脇元御番所入來、爲用事鹿兒島へ差越度申出、往來見屆相改め差通候條、御法通可取計候、以上、

市來川口番所（印）

巳九月十九日

有川清兵衛

九州問屋

各地にて檢土を行ふ

硝石製造所を建て秘法を授く

九月二十日鹿兒島に着、所謂九州問屋小松方へ投宿せしに、同夜既に同門の重立ちたる鹿兒島藩士四五人に歡迎せらる。着後の行動は二十三日郡山地方へ檢土（硝石の有無を知らんがためなり）に出張し、一旦歸麑、二十五日更に福山方面へ行き、之れより毎日各地の檢土を行ひ、鹿兒島に歸へれるは三十日なり。茲に於て、火藥原料即ち硝石製造の準備を整へ、十月十五日同藩士約十名と共に鹿兒島出帆、同夜福山に着し、船をすて馬匹人夫の用意をなし、翌十六日日向國末吉に行き、茲に滯在、二十四日に到る迄檢土に餘念なかりしが、やがて見込立ち、こゝに硝石製造所を建て、粗製、中製、精製の煎煉に熱中すること月餘、具さに其の秘法を授けたり。

斯くして一順終業、精製硝石約五百斤を得て、十一月二十九日末吉を出で福山を經、三十日鹿兒島にかへる。此製造所は其後久しく薩藩製硝の工場として繼續せられたりと云ふ。之れより凡そ十日間、砲術の指南餞別の町打有志の饗應

等に過ごし、十二月十一日同藩御用船にて阿久根出帆、長島天草等を經て十八日茂木へ入港、夕刻長崎に着し、大村を經て十二月二十五日郷土に入る。その手記に、

九月七日爰許出帆、薩州鹿兒島へ相越し、以前豊島先生へ入門の衆十九人並に此度入門致させたる九人へ砲術指南致し、且又硝石製法熱心の衆有之たる故、之を敎導し焚かせたるに、極上品出來、焚方一式彼方の衆覺えたり。然る處右兩條薩州侯のお聽に相達し、殊の外御大慶に思召されたる由にて、御內々にて金子並に琉球の產物等下され、逗留中は御丁寧なる御取扱ひを受け、引取の節は長崎迄御用船にて御送被下、云々

翌五年に至りて、在鹿中の製硝成績を認め、其筋に差出し內閲に供したり。其の末文に、

右者去秋湯入り奉願出國仕候折、薩州にて御無心も有之焚方相試候控、乍恐御內々入御覽申上候、彼地異國船掛盆滿新十郎と申仁、早駕にて乘出日向之末吉と申所に役々之者四里四方之人數呼出、異船方御用御試之趣被申付置、後に青

島津侯忠平を召抱へんと欲す

山五郎右衛門と中仁殘置被引取候所、薪灰竹木檜飯米馬人夫入用次第卽座に取寄せ、日數三十二日焚試候時之控に御座候、餘り歸國延引仕候間、煎煉焇硝不殘不揚召置候付、斤高必定不仕算勘難定奉存候、其節入御見分候竿長さ壹尺五寸幅貳寸三四分厚さ壹寸三四分目方三百拾匁御座候、　以上、

天山流砲術の名聲流布するに及び、豐島先生の門に贄を執りたる鹿兒島藩士十九名の入門時期を見るに、天保三年四月八日に始まり、翌年二月四日に至り、その他の九名は忠平の滯在中にして、十二月一日及び五日なり。　之れにより考ふれば前年には豐島先生自ら鹿兒島藩に敎を垂れ、翌年忠平之れに代りて行きたるもの〻如し。　なほこの簡潔なる文書の内に忠平の人格と技倆とに對し、島津侯が如何に待遇せられたるかを推知するに足るもの有るに非ずや。　鄕里に於ける口碑の傳ふるところによれば、侯はこの時に於て既に忠平を召し抱へんとの意ありしも、忠平は自らの榮達を犧牲にしても鄕黨のために盡し、且つ平戶侯のために力を効さんことを思ひ之れを辭せりといふ。　渡麑の翌年十月同地にある同流の一人、島津織衞は一書を忠平に致す。

鹿兒島藩士再來を促す

（前略）去秋御越之節は、段々御世話に罷成、御傳授の硝石只今至連續、誠に國産重寶に罷成、仕合之至りに御座候、御歸國以後只今に至、一日分十三斤六合並シに出來、自主人も致出精外に山被仕立候樣被申付候間、近年中一度御越被下度奉願候、云々（下略）

古來士風として尊むべき道德行はれたるにも拘らず、其の一面には如何にも狷介狹量にして、秘術と云ひ秘傳と云ひ、事每に之れ秘し隱すの通弊ありて、人々に教ふるを好まず、劍道、柔術其の他武藝は勿論、算盤に秘法あり、製藥に秘密あり、殊更に傳授を難澁ならしめて自分一人豪がる風も多かりしが、忠平は恩師の命に背かざる限りは、最も自由に最も開放的に、其の知る所を教へ、其の學ぶ所を傳ふ。藩外といへども、ひたすら斯道の發達に盡瘁したるを以て、薩藩門人等の敬慕せる所となれり。

天保五年

白焔硝製造に就ての口上書

天保五甲午年（四十六歲）五月忠平は左の口上覺書を其筋に提出したり。

口上覺

一、御當地にて白焔硝製法仕度趣意は、私若年の折手覺悟にて平戶え大筒爲稽

古罷越候時分、江迎え佐賀手筋焔硝焚方始り居候由に付、平戸にて奉願、尚又手覺悟にて焚方稽古に罷越、二十日斗り焚場見習罷歸り、凡百斤斗り手製仕、砲術修行に相用申候、然る處七ヶ年以前、加賀手筋白焔硝焚方先生之御方より傳受仕候處、加賀手筋は九州傳來と違、至極良法と奉存、其後焚方相企度奉存候得共、元來困窮の私手覺悟にて出來不仕、存念屈傘心外に奉存候、何卒御試共に相成候はゞ出精仕試度奉存候、左候得者、在浦民家並神社佛閣諸御役所床下物置に至る迄、有無見分仕製法に取懸り候はゞ、薩州之地程は有御座間敷候得共、少しは御益にも可相成奉存候、且又加賀手筋焚方に、作り土の仕方御座候に付二三寸通り堀り取候後に作り込置候はゞ、年々土にも手支る筋も有御座間敷奉存候、何分金銀元入無之候而は出來不仕候義に御座候得共、御用御試御座候はゞ、薪等は御模樣も可有御座義と奉存候、別に費用積り書諸道具書付荒增之處入御覽申上候、宜敷樣奉願候、此段御內々奉伺候、以上、

午の五月　　　　　　　　　　　　　　　牧山忠平

* 　* 　* 　* 　*

加賀手筋白焰硝一日四釜煎煉入用積り覺

一、薪　八拾五貫目
　　　斤にして五百三十一斤二合五勺
　　代　五匁六分貳厘
一、灰　七、八斗宛
　　代　一匁五、六分
一、銀　八　匁　人夫四人賃扶持用
一、同　三匁六分　牛六疋に付六人にて焚水二度居之公役夫扶持渡し用
一、同　壹匁斗り　家主渡り方
　〆　拾九匁七分貳厘
右何れも一日之入用之積り四十日試の積りにして
銀合　七百八拾八匁八分斗り
凡四十日分の精硝之積り
日方五拾貫目餘りと見斤にして三百斤

猪七元服
天保六年

御武具方納め直段壹斤四匁四分づつとして

右代　一貫三百目餘

内七百八十八匁八分斗り引

殘り四、五百目内外の御益にも相成

右者、以前御當地にて手製に仕候、有高にならせ積り候義に御座候得者、必定仕候義無御座候、乍然餘計の出入も有御座間敷奉存候、以上、

午の五月　　　　　牧山忠平

斯くの如く、當に火藥自給の道を講ずるのみならず、收支の計算をも明かにし、當局をして採否に便ならしむ。然れば此獻策は後幾年ならずして實現せらるるに至れり。

嗣子猪七、年方に十五歲、十二月十三日元服して當敬（後に當幸と改む）と名のる。

天保六乙未年（四十七歲）　手覺悟にて、正月十二日父子相携へて壹岐出帆、途中逆風に會ひ、十六日午后平戸着、豐島先生の宅に入る。翌十七日より砲術方へ出勤し、天山先生第三十三回忌追善町打の準備をなし、正月二十七日より十匁玉町

天保七年

大砲町打世話役仰付けらる

再度薩摩に聘せらる

再び東行の途に上る

打數回あり、業前上覽を仰付らる。二月十五日出帆、翌日歸岐。

天保七丙申年(四十八歲) 四月三日城代見分の下に、渡良牧崎に於いて町打をなし、六月二十四日には御郡方に於いて豊島先生指導の下に諸士中大砲町打あり。今後毎年大砲町打を施行すべき旨達せられ、忠平は其の世話役を仰付けられたり。

此年又薩摩同門中より、今一度暫時にても來麑ありたき旨、再三の懇望により、再び名を武雄入湯に藉り、六月出發彼地に渡り、砲術及び火藥製法の指南をなし、茲に舊交を溫め、八月四日平戸へ歸着せり。(此度の渡海には日記のよるべきもの失はれて詳細を知るを得ず)忠平は茲に席あたゝまるの遑なく、八月十九日平戸出帆、東上の途に上りしに、二十一日に至り暴風に遭ひ、下の關に淀泊し、二十三日漸く出帆せしも、又逆風にて滯船、宮島に着せしは二十七日なりき。曩に福羅に於ては加茂明神へ、今又宮島に於ては嚴島神社に參詣し、武運の長久を祈れり。宮島出帆後も風順思はしからず、寸進尺退逆風暴雨と鬪ひ、九月十一日に至り漸く大阪安治川口へ投錨せしを以て、上陸諸般の用事を終り、坂本鉉之助を訪ふ。更に休まず直ちに伏見に向ひ、雨

再び飯田高遠に赴き砲術の奥義を研鑽す

再度の參宮

この日の小遣

天に會ひ足痛を起すも行きて止まず、武佐、柏原、加納、太田、大久手、馬籠を經て十九日信州飯田なる鏑木堅藏先生方に着し、久濶を叙し、翌二十日には矢場打を見、二十一日出發、再び南下高遠に向ひ、二十二日着滯在數日、二十五日未明發足、即日再び飯田に行き、鏑木先生に投ず。

　忠平の此の行は砲術の奥義に關する最後の研きとも云ふべきものにして、飯田に於ては鏑木先生の高見を敲き、高遠に於ては岡村、北原兩大家の卓見を聽き、或は自説を述べて、其の當否を糺し、造詣到らざるなきを期したるものゝ如く、傳書の寫すべきものは悉く之れを寫し、技術の學ぶべきものは皆なこれを學び、今や彼は實に往年の阿蒙にあらざるなり。二十八日正午飯田を發し、大井、池田、宮、桑名、津を經て伊勢山田に着せしは十月四日秋風肌に迫るの夕八時頃なりき。明くれば五日の早朝、齋戒沐浴、內外兩宮及末社にも參拜し、尙ほ天岩戶、高天原等案內せらるゝまゝに之れを見物し、午後三時頃出發西下を急げり。　此の日の小遣帳を見るに、

金百疋　御初穗

百貳拾文　清め
貳朱斗り　賽錢
百貳拾文　手引へ
百貳拾文　給仕へ
五拾文　御守（文字不明瞭なるも）
貳百貳拾文　旅籠
〆壹貫四百八拾四文（少しく明瞭を缺くも其儘に記し置く）

十月九日大阪に着し、中之島藏屋敷長屋に入り、滯阪中諸所用事を足し、十五日夜乘船す。これより四五日間强風吹き募り、二十日朝に至り、漸く木津川口を出づ。二十八日上の關へ着したるも、逆風に會ひて進むに由なく、諸所に假泊し、十一月七日に至りて漸く下の關福羅に入り、翌日出帆せしも舟行意の如くならず、筑前荒磯へ泊船三四日を費し、十二日に至り陸行、濱崎を經て平戸へ歸着せしは十四日夜なりき。此の歸路には豐島先生嫡子崇一郎等を同伴歸平せり。之れその使命の一なりしか。

士班に列し役馬廻仰付らる

砲術師範代となる

白焔硝製造方を命ぜらる

硝石製造に丹精を凝らす

天保八丁酉年(四十九歳)　昨年は薩州へ出張、歸藩後は又直に信州に行き、半歳の間殆んど旅行に暮したりしが、今夏も亦平戸へ御用渡海をなしたり。六月二十六日四ッ時(今の午前十時)麻𧘕𧘔にて登城せる忠平は、茲に士班に列せられ、役馬廻仰付けられ、祿高加增の恩命を拜し、なほ壹岐國砲術師範代の重任を負ふ。後ち間もなき七月二日には勘定奉行支配をも任せらる。當時門閥をのみ尊び、能く人物の如何を顧みず、系譜をのみ重んじ、多く技倆の優劣を問はざりし時代、併かも壹岐は君家の居を距ること遠く、海を隔てゝ交通便ならず、動もすれば藩府に疎外せられんとする傾向ありしに拘らず、此の破天荒とも云ふべき殊遇に浴せり。かくして壹岐國砲術師範となりてより、曩に建議せる白焔硝(即ち硝石)の製造方を命せられ、壹岐國防の砲隊に關するものは殆んど皆その双肩にかゝりしにより、九月又々平戸に渡り、世知原及佐々地方に於て白焔硝蒐集方に着手し、非常の辛慘を嘗めて製出せり。然るに豫期以上の優良品を得たるを以て、平戸砲術方に於ては、之れを戰時用として特に格納貯藏せらるゝことゝなり、褒詞を受けたり。居ること半歳以上に及び、翌戌の年三月二十九日歸岐せり。豐島先生が忠平に

送れる手紙の一二を見るに、九月十二日附に、

（前略）去る七日世知原へ相越、明家致見分候處、屋根も少しは痛み壁抔は大破に及候へ共、致修覆候はゞ用立不申と申程にも無之候間、一ヶ月拾匁づゝにして來二月中迄四拾目位にて借り候積に致相談置、畠も少々加はり、野菜少々作り置候様賴置候、薪存之外高直に候へば、少しは切り置不申は枯れ申間敷に付、手付け金二百疋遣し少し賴置申候、

一、竈の柱石等は近邊に尋候所有之よし、石割り並石切り道具少々御持參可被成候、其外桶屋道具、大工道具御所持の分は御持參可被成候、

一、味噌かひ入れ候ては中々高直、其元より御持參の程も難斗候故、大豆壹俵調へつかせ置候様可致候、

一、只今の様子にて新穀に相成候ても格別下直にも相成申間敷、大抵米壹俵四拾目位も可致、左候得ば打立候ても兵糧に餘慶入目かゝり、如何可參哉とも存候得共、既に先へ送り候ても先之程も難斗、且つ拙者事も次第に弱り候故、少しは早存立ち、損德之事は、兎も角も何れにも加賀傳の修法御國に傳り候處を第

一之目當に致し存立候間、貴様にも夫等の處御勘辨、先日も申候通り、來月十日頃迄には必御渡海之程御待申候、（下略）

と云ひ、忠平の渡海を急がせたり。　翌天保九年二月二十日附にては、

彌々御障被成間敷珍重仕候、扨一昨夜は終夜夜明し之由、嘸々御草臥と存候、硝石一昨一日干候處、竿の分は水氣も取れ候樣御見受の由、右に付被仰越候趣致承知候、大竿入之小箱手輕に候故、却而取扱致能、やたらに引かたげ打ぶり候と相見へ、大竿の硝損し殘念存候、

恩師の滿悦

一、一昨日持歸り之硝、昨日差出候處、年寄衆始御役人中一統殊之外感心被致候、右は畢竟貴樣御丹精故右之次第にて、拙者迄も面目を施し、是迄色々の評判も一時に消し可申吳々も祝着之至りに候、尙干上げ候上江戸表へ可被入　御覽に付、干上り次第其の心得にて差出候樣とて下り申候間、左樣御心得御歡可被下候、（下略）

當時の士風をも想見するを得て、讀者の興を惹くものあらん。

天保九年

天保九戊戌年（翁五十）　硝石製造の苦業も實に好成績を以て終り、重荷を卸し

父作太郎歿す

天山先生の墓に詣で献額をなす

天保十二年

猪七を平戸に遣はし修業せしむ

て春三月歸鄕すれば、老父作太郎重き病の床にあり。歸來旅裝を解くに暇なく、其妻千勢子と共に晝夜看護至らざるなかりしも、天壽如何ともする由なく、閏四月八日遂に歿せり。忠平が未だ御徒士組にさへ召成されず、無名の貧書生たる内に、其の若き母を失ひし時に比すれば、悲歎の中にも又幾干か慰むる所ありしならん。然れども近年多く旅行勝にて、朝夕思ふ儘の孝養を盡くす能はざりしを、頗る遺憾とせる折柄なれば、其の無念やる方なかりしは想像に難からず。忠平は曾つて長崎に着くや、旅店に入るに先だち先づ天山先生の墓に詣で、尋て矢場打中附等の献額をなし、死に仕ふる眞に生に事ふるが如く爲すの人なりしなれば、彼は之れより家居喪に服し、旁ら砲術の研鑽に餘念なく、玆に比較的無事なる兩三年を送れり。尤もこれ表面のみにして、彼は此の機を以て、壹岐に於ける備砲及び砲手の充實と其の經費の捻出とに付、大に劃策する處ありたり。

天保十二辛丑年(五十三歳) 猪七が既に二十二の青年に達したるを以て、平戸に於て百目玉筒鑄立の擧あるを幸とし、自ら其財布を叩きて平戸に遣はし、百餘日に亘り實地習修せしめむ。而して最近淸國に勃發せる阿片戰爭は、益々忠平

をして重任を痛感せしめ、意氣を緊張せしめたるべし。而も近年藩に於ては財政窮乏を告げ、軍備其他百般の施設意の如くならず、連年の歩上米賦課も燒石に水の感あり、特に前々年（天保十年三月二日）には江戸の藩邸類燒し、昨年は又藩主の室逝去せられ、其の他不幸打續き、加ふるに君公亦大患に罹り、遂に隱居の止むなきに至られて、家督相續など彌が上にも失費多端なるに、本年六月二十九日には先々代の豐功院殿（靜山公清）の卒去あり、斯くて壹岐の防備はその影響を蒙りて、忠平が今日に至るまでの辛苦經營も挫折せんとす。然れども彼は素より拱手只歎息を以て終るものにあらず。如何にしても砲術用諸經費の基本金を得んと苦慮し、其筋にも請願する所あり、尙ほ常に町打稽古等を怠らず、時に又城代の見分を乞ふて士氣の鼓舞に努め、諸士給人の入門を勸誘し、靡然として砲術氣分を國内に漂はし、國防を速成すべき輿論を喚起せり。

天保十三壬寅年（五十四歲）　秋八月藩主新に藩中に訓諭を出し、貴賤其品に隨ひ、各職業を勵み、質素實義を本とし、士氣を振興し、國用を豊にすべきを布達し、奢侈を禁じ秕政を去らしむ。幕府亦此の年七月令して外國船砲擊の制を定め、文

御代替の砌奢侈禁制等につき藩中への仰出

化三年の令を用ひしむ。（文化三年正月幕府諸藩に命じ露船の上陸を禁し懇諭するも命を用ひざれば之れを打拂はしむるの令なり）

御書寫之寫並仰出し寫し

我等家督初而緩々在邑に付、政事萬端心を盡し、第一
嚴君思食相繼、家中領內之撫育より治亂之手當迄、夫々取行ひ度候處、行屆兼殘
念之至に候、殊更此節於公義文武之御世話者不及申、諸色直段平準之御斗ひ等
迄格別之御事故、旁以領內政事不行立候而者不相濟候、然る處仕置に携り候面
々御先代より格法を心得候者殘少に相成、何方茂當座之用辨而已專と成行、此
儘差送候而は良法茂相壞れ、次第に不宜儀共增長可致哉與
嚴君にも彼是不一形御心勞思召、恐入御尤之御事に存候、就而者先般文武之心
掛辨衣食住向之大意、以書取申出置候得共、素より上下一致之上に無之而者難
行屆候條、尙又老職初役人中、其外內外末々迄一統格別相はまり、仕置筋者勿論
貴賤其品に隨ひ、各職業を勵し質素實義を本として風俗一新致し候樣取斗向、
精々賴入存候、然る上者於向々心付候筋者、縱令我等身分之義たり共、聊無遠慮
申出候事可爲忠節候、餘者追々可令沙汰候、　以上、

八月　壹岐

松浦藏人殿
同　權之助殿
同　主殿殿
山鹿平馬殿
熊澤作右衛門殿
松野太郎右衛門殿

御當代御初政之砌御政務筋、別而被爲盡御心、　御隱居樣え茂御心添　御願
御兩殿樣被遊御世話候に付、諸向屹度行屆不申候而者不相濟事に候、先般
御家督後被　仰出候、御武備並衣食住之義に就而は、深　御趣意茂被爲在候處
元來　御代々樣被　仰出候御制法に而、其砌は被相行候得共年數相立候得は、
自然と相弛、御制禁之靡茂無之體に成行、次第に好華美飾形容候風俗に相成不
本意候事に付、向後御家中並末々に至迄、輕薄に不押移、專家職治亂之御手當行
屆候樣有之度、深く被　思召候得共、素より上下一致之上に而無之候而者　御

趣意通不相屆儀、御苦勞思召候、數年歩米御借上相成行屆兼可申候得共、右樣厚き思召得と承知仕御制度を守、節儉を用、　御趣意通行立候樣可致候、近年之內於　御城外御武備調練茂可被　仰付、彼是可心懸候、市中在浦者別而御政法に外れ、衣服者絹類を用、髮飾等美麗に相成、酒食に長し、奢ヶ間敷義甚不都合之事に候、此節　公儀御嚴政に付而は、江戸大阪等も下賤之者は惣而綿服相用、身廻一切質素に相成候由、御領分中迚茂不被行屆候而は、御實意不相立事に付、　御代々樣被　仰出候御法度之筋、衣食住等之義、猥に相成居候事、銘々存當可相改候、手前不行屆候而は御奉公不任心底事に候條、質素第一に實儀を本とし、御家中は不及申、下賤之者迄分々之御奉公申上候心懸專要之事に候間、御法度筋屹度被行候樣可致候、猶其向によりて追而被　仰出候義も可有之候、右者此度御意に付相達候間、頭立面々は深切に教諭を加へ、互に友吟味を以致穿鑿、往々は風儀と相成候樣、其向々に而趣向を附難決義は伺出思召通行屆候樣可被致候、

但支配有之面々者、右之趣可被申聞候、

天保十三年寅八月御出之御書寫し之寫し謹書寫

十月朔日於御館　牧山忠平

* * * * * *

一御家中末々迄衣服之儀一統木綿之外可爲無用、尤年始其外御規式日御禮式之節並九月御祭禮十四日二十日二十三日衣服是迄之通可得相心事、

但正月中年禮並九月社參者格別御祭禮之節見物而已に罷越候面々者綿服可相用候、

一下着應分限絹類に而も不苦、乍然男女共近年身分不相應之衣服いたし下着等迄目立候品相用如何之事に候、婦人之衣服者掛用候格式之者は下着白無垢相用不苦、正月中年禮並婚姻之節は上着絹類被指免候得共、成尺手輕之品相用可申候、地黑地赤白綸子等之式服に高金之品に付斷辨可改事、

一上下之義は布片麻可相用之袴は絹類無用、裏之義は八丈海黄、秩父之類其外手輕之品可相用事、

但肩衣者夏冬共に上下之肩衣交相用候義は勝手次第可致事、

一帯之義は男女共成尺不目立品相用可申候、尤女帯近來別而華美に相成候間、向後高金之品總而令停止候に付、手輕之品身分に應し相用、帯幅之義も不廣様古體にいたし、髪容に至迄他邦之風俗を眞似さる様可致事、

一夏衣類之義肩衣羽織是迄之通相心得、袴は精好平仙臺平遠慮いたし、成尺手輕之品可相用事、

一拜領御紋服之義は平日たり共不苦候、尤御紋無之品は大目付え斷着用可致事、

一旅行中並他所向え相懸候節之衣服是迄之通相心得、尤成尺質素に可致事、

但近來者役方勤其外諸支配之中、目立候着服いたし、合羽野袴之類も身分に應さる華美奢ヶ間敷品相用候向茂有之、如何之事に付、向後可致遠慮候、

一蹈繪いたし候者、妻子共衣類模様付候義不相成、帯並裏は勿論補えりたり共

絹類可令停止事、

一百姓浦人之義は役所附候義も可爲無用事、

附人足札女可爲同前候、

一女櫛笄髮さし金銀鼈甲水牛者勿論、右に紛敷品たり共不相成、髮飾之儀もきれかけ候儀可爲無用事、

一冠婚葬祭に付、飲食萬端成尺儉約を用、飾ヶ間敷義一切不仕、實義を第一にいたし、親類緣者譯有之懇志之外は猥に立交り間敷候、右之節物數は一汁五菜吸物三ッ肴三種其外出會等之節は一汁三菜肴二種吸物二に可限事、

但右之通從前々被　仰出候處、近年自然與相弛心得違之面々者、無益之集會に飲食を催し、及大酒候而已ならず、貴賤貧富之差別なく互に馳走向手張候を義理之樣に相心得、別而輕き者とも者、後日之難澁乍存數多之酒食を用意いたし、身分に過候振舞甚不宜風俗に候間、向後屹度可令停止候、

一冠婚葬祭之節、肴菓子取遣之義並年始節句其外節々之音信贈答餞別土產に至迄、聊之品たり共可爲無用、尤親子兄弟身近親類且譯立而恩義有之ものは

格別、其餘は總而不相成候、賄賂筋は勿論堅く相禁候事、

一婚禮之義は別而物入も多く候故成尺手輕に相心得、御奉公並身上之妨に不相成樣に可申合、結納之祝儀は三百石已上三百疋、樽肴可遣候、其已下は右に准し相減可申事、

一家宅之儀は美麗に不仕、分限に隨而可相構候、尤表向客對所は不見苦樣可仕候得共、心得違に而居間向美麗を好候義は不本意候間、無益之造作等致間敷事、

右者、此度　御代替之砌、且從　公義茂格別に御取締有之候に付、旁御舊格等御取調改而被　仰出候間、御ヶ條之趣堅相守候而一統儉約を用ひ、御家中は分限之武具馬具を備、在浦は金銀米錢を貯へ、御國中を堅固せしめ、非常之節御恩澤を可報心懸專要之事に候、尤當座は不自由之向も可有之候得共、畢竟往々之ため厚き　思召有之被　仰出候義に付、若し末々に至等閑に相心得候者、於漏聞者無御用捨屹度御斗可被　仰付候、

九　月

本紙被　仰出候通、就而は御法度之品致所持候者園置候儀は無益之事に付仕直し候歟、又は賣代替早速相改候樣、若園置輕き者抔、不圖心得違に而相用候體之義有之候而者、縱令內實不得止事子細有之候共、用捨不相成之旨、市中在浦え申付候間、爲心得相達置候、

天保十五年

國防の銃砲充實に就て割策

天山流砲術經費基金藏許せらる

九　月

天保十五甲辰年（五十六歲）十二月二日弘化と改元す。此年八月、幕府沿海諸侯に命じ、壬寅（天保十三年ノ條下參照）以來の海防始末を錄呈せしめ、又一方には戍兵を北海道の各地に置き砲臺を築かしむ。乃ち天下の形勢既に偷安を許さゞるの機運萠せる事を知る。忠平の炯眼疾くこゝに見るありて、夙きに請願し置きたるが、漸く本年に至り天山流砲術諸經費基金として、元金二百兩永代備付の義、六月二十三日附を以て聽許せられたり。

國防に充てられたる平戸藩の大砲小銃

此の年三月、平戸千里ヶ濱及河內浦に於て、藩主上覽の大町打あるに付、父子相携へて渡航し、日頃の修練を表はし歸岐、四月一日には、御郡方矢場に於て城代見分の下に矢場打をなし、又此月より氏神聖母宮（征韓の遺蹟に神功皇后を祭れる所）の修繕係として盡力せり。文化六年中壹岐に於て初めて天山流を用ひて國防に充てし際、平戸藩より備付られたる天山流大砲如何と見るに、

五百目玉筒　二門
二百目玉筒　一門
一百目玉筒　二門

外に警固用として

十匁玉小銃（古）　五挺

に過ぎず。其後文政十三年に砲の一部は平戸に引き揚げられ、少らず威力を減じたるのみならず、特に小銃の如きは使用の激甚と、年月の經過とにより次第に用をなさゞるに至る。卽ち天保十三年に於てもなほ小銃は二挺の増加を見たるのみ。

富者の献金を奬勵す

五百目玉筒　二　門

一百目玉筒　三　門（内一門疵物にして役立たず）

十匁玉小銃　七　挺

（註、他流に屬する六匁の小銃は六十挺位余程以前より備付られありしが如し）

忠平は深く之れを遺憾とし、數年來百方苦慮の末、銃砲の充實を計れり。今其の例として、富裕者の献納を奬勵したるもの丶一を擧げんに

奉願口上覺

壹岐國天山流稽古筒、去る文化年中異國船御手當向被　仰付候節、拾匁玉古御筒五挺御渡に相成居候處、最早三十年餘に相成、僅之御筒目當に大勢稽古仕候事故、追々大痛に相成、頃日に至候而者、素槊而已ならでは御用立不申樣相成申候、右に付、何卒別段新御出來に相成、御渡被下置候樣奉願度、數年來相含罷有候得共、御時節柄旁、容易に奉願候も奉恐入候に付差控罷有候。然處此節此許百姓共之内三人聊か志願も有之、拾匁玉御鐵砲拾挺献上仕度旨申聞候、依之相成儀に御座候はゞ、右之者共へ上納被　仰付御渡被下置候樣奉願候、何卒願之通

被　仰付被下置候はゞ、以御影稽古方茂出來繁昌可仕、我々に至候ても重々難有仕合奉存候、且又近年諸士中御方も追々入門御座候得共、只今之儘にては稽古出來不仕、指支に罷成候間、何卒前文之通被　仰付被下置候樣重々奉願候、此段宜敷御取扱可被下置候、以上、

正月二十日　　　　牧山忠平

豐島權平樣

年號明かならざれど、天保十年或は十一年頃ならんか。尚ほ此くの如き献品献金願はしばしば提出せられたるも、採納せられざるもの多く、折角の奉公も計畫も水泡に歸せり。然れど屈せず撓まず其身を挺して其衝に當り、以て防備の完成を期し、又後進の誘掖と、民度の向上とに全力を盡せり。之れより二十有餘年後、慶應三年十月、忠平が編成せる大砲配當打手名前表中の銃砲數を見るに、

五百目玉筒　二門
三百目玉筒　二門
二百目玉筒　一門

一百目玉筒　九　門
五十目玉筒　二十門（内十門御館備付）
外に警固用
十匁玉小銃　七十挺

なり。之れ異船の刺戟、世運の進展に由る事は勿論なりと雖も、忠平が全力を注いで、國防の完備速成を絶叫し劃策するにあらずんば焉んぞ能く斯くの如くなるを得んや。左の一文を讀まば首肯するものあらむ。

奉願口上覺

壹岐國天山流中軍砲行軍砲、去る文化年中異國船御手當向被　仰付候節、五百目玉御筒二挺、二百目玉御筒一挺、百目玉御筒二挺、都合五挺御渡しに相成居候處、右御筒之内、二百目玉御筒一挺、百目玉御筒一挺、都合二挺、文政十三寅の九月平戶表え御引上げに相成申候、殘百目玉張短御筒御座候而、年々稽古町打に御用立居申候得共、薄張短御筒一挺目當てに、諸士中之方大勢町打稽古仕候事故、追々相痛申候、御手當の御筒大痛仕候而者指支罷成候、右二挺爲代百目玉唐金

鑄御筒一挺御渡しに相成、都合大小四挺に相成居申候得共、右唐金御筒の義共頃奉伺候處、此御筒は疵有之打候事は無覺束由承知仕候、就右、此御筒者御鑄直しに相成候樣奉願候二百目玉御筒の代り、同百目玉鑄御筒新御出來に相成、以前の通都合五挺御渡に相成候樣奉願候、爰許御武具方御引拂に相成候以後は、大砲打手御極無御座候間、是又追々被　仰付被下置候樣奉願候、右大砲打藥の義數十年に相成候內、御圍焔硝藏家根雨濕中破損、彼是に而大痛みに相成居申候、玉の義も五百目玉御筒二挺に玉四十五宛附有之候處、內一挺分先年盜人取り、其後未だ御出來無御座候、扨又大砲惣器械之內痛み御用立不申候品數多く御座候、何卒御出來御修覆被　仰付候樣、度々書付指出し御座候得共、未だ其義無御座候、異變の節御用立不申指支罷成候而者甚奉恐入候間、何卒右大砲玉挺に器械火矢玉藥相揃、大筒五十目玉二十挺稽古並異變之節玉藥最少御增被下置、萬端御用立候樣仕度奉願候、火矢の義も數十本御附御座候得共、痛み候に付而者平戸表へ相納り、殘九本爰許に而解候に付、只今一本も無御座候、是又年々少々宛成共以前の通り御出來奉願候、大砲付拾匁玉御筒の義も年々一挺宛御

出來に相成り、大砲一挺に付拾匁玉御筒二挺づゝの積都合拾挺高行軍の節御備に相成候樣奉願候、其外五拾目玉御筒の內並稽古御筒之內も、金物等並臺痛御用立兼申候、是又御修覆奉願候、御願ヶ間敷義申上候段恐多奉存候得共、何卒新御出來御修覆被　仰付御用立候樣奉願候、依之乍恐奉愚案候義左之通奉願候、

金二百兩の用途

一、金　貳　百　兩

右者、爰許外蹈內蹈脇間者願望上金被　仰付、右金壹岐國色物方え永々御預に被　仰付被下置候はゞ、右御定之利銀年々爰許砲術方御入用金に御渡しに相成り候はゞ、以御影稽古も繁昌可仕、異變之節も御圍玉藥並火矢藥器械御修覆等も夫々御用立候樣可仕候、尤右銀御使方之節は、御城代之御方え奉伺、伺濟之上、通帳等御判請、受持候者より請拂仕候樣被　仰付被下置候はゞ、難有仕合奉存候、左候はゞ二三十ヶ年も仕候はゞ、萬端相揃候樣可相成候間、依之奉願候、何卒願之通被　仰付被下置候はゞ、永々繁昌可仕、重々難有仕合奉存候、御修覆新御出來奉願候品々左之通、

始め年

一、銀壹貫六百三十二匁

但右金二百兩御貸付に相成り始め壹ヶ年の利銀

二ヶ年目

一、同壹貫六百三十二匁

但二ヶ年目右同斷

右二ヶ年分利銀に而百目玉御筒新御出來一挺唐金古百目玉御筒鑄直し一挺、都合二ヶ年分に而貳挺車臺器械一式相揃可申候凡積り御座候、

三ヶ年目

一、同一貫六百三十二匁

但三ヶ年目の利銀

内二百目分　御圍玉鉛代

内百四十二匁分　御圍白焔硝硫黄代

内百目分　御圍火矢入用白焔硝硫黄樟脳松脂紙木綿馬皮苧代

内百五十目　御陣幕一領新御出來町打用奉願候

内百十五匁　大砲器械御修覆用
内百五十目　諸士中火矢打稽古用
内三百七拾五匁　諸士中玉町打稽古用
内二百目　諸士中十匁玉御筒に而手抱稽古用
内二百目　大筒組中五十目玉にて町打稽古用
〆　右之高御買入相濟、
四ヶ年目
一、同一貫六百三十二匁
但四ヶ年目利銀
内二百目分　御囲玉鉛代
内百四十二匁分　御囲白焇硝硫黄代
内百目分　御囲火矢入用白焇硝硫黄樟脳松脂木綿馬皮紙苧代
内百五十目　五百目玉御筒器械御修覆用
内百十五匁　百目玉御筒器械御修覆用

内百五十目　諸士中火矢打稽古用
内三百七十五匁　諸士中玉町打稽古用
内二百目　諸士中十匁玉御筒に而手抱稽古用
内二百目　大筒組五十目玉御筒に而町打稽古用
〆　右之高御買入相濟、

五ヶ年目

一、同一貫六百三十二匁
但五ヶ年目利銀
内二百目分　御園玉鉛代
内百四十二匁分　御園白焔硝硫黄代
内百目分　御園火矢入用白焔硝硫黄樟腦松脂紙馬皮木綿苧代
内百五十目　五百目玉御筒器械御修覆用
内百十五匁　百目玉五十目玉御筒器械御修覆用
内百五十目　諸士中火矢打稽古用

内三百七十五匁　諸士中玉町打稽古用
内二百目　諸士中十匁玉御筒に而手抱稽古用
内二百目　大筒組五十目玉御筒にて町打稽古用
〆右之高御買入相濟、
此年迄に御筒五挺並器械共相揃可申候、

六ヶ年目
一、同一貫六百三十二匁
但右同斷六ヶ年目利銀
内三百三十五匁　大砲付拾匁玉御筒一挺（當年より始候）
内二百目分　御園玉鉛代
内百四十二匁分　御園白焔硝硫黄代
内百目分　御園火矢入用白焔硝硫黄樟脳松脂紙木綿馬皮苧代
内百五十目　諸士中火矢打稽古用
内三百〇五匁　諸士中玉町打稽古用（當年減し）

内二百目　　諸士中手抱稽古用

内二百目　　大筒組五十目玉御筒にて町打稽古用

〆　右之高御買入相濟

七ヶ年目　右同斷

八ヶ年目　右同斷

九ヶ年目　右同斷

十ヶ年目　右同斷

右十ヶ年分凡積り

拾匁玉御筒五挺

御圍
白焔硝
硫黄
鉛
火矢附藥

十一ヶ年目

一、同一貫六百三十二匁
但右同斷十一ヶ年目利銀
右銀不殘大砲稽古用矢玉五挺一同之打方仕候樣、被　仰付被下置候樣奉
願候、但し十年に一度宛五挺揃打奉願候、
十二ヶ年目より又前文の通り奉願候、
右之通凡積に御座候間、諸品直段下直相成候はゞ、御圍相增可申候、年々御買入
に相成候得は、即時の御用に立可申、依之奉願候、何卒願之通被　仰付被下置候
はゞ重疊難有仕合奉存候、三十ヶ年も右の通出精相勵候はゞ、稽古方も繁昌可
仕、我々に至り候而茂重々難有仕合奉存候、且又近年諸士中の方並表中小姓中
も追々入門御座候得共、只今の儘に而は稽古方出來不仕、指支に罷成候間、先達
も奉願候通、何卒前文之通被　仰付被下置候樣重々奉願候、此段宜敷御取扱可
被下候、以上、

十月　　牧山忠平

豊島權平樣

献策採用せらる

右控の一端に、
右願書　天保十四卯年十月二十五日右御同人樣え指出置、
右同　天保十五辰年三月十日平戶え渡海、尙又追願指出置、
右同　辰の四月十三日尙又二通指出置、
右同　辰の六月御城代熊澤甚五太夫殿え一通指出置、
尙ほ其の末端に、「天保十五甲辰年六月二十三日願之通相濟候事、右願濟寫如左」
とあり、

一筆致啓上候、然者先達被指出候其表天山流砲術御手當向等之儀、上金を以て
繰合追々全備相成候趣向、御願之通相濟候間、願望之仁申談、早々被申達候樣と
の御事に候間、被仰談、早々可被仰達候、此段申述度如斯御座候、　恐惶謹言、
六月二十三日　豐島權平
行　權　(花押)
牧山忠平樣

忠平は此指令を得て、天にも上る心地せしならん。而して之れより其の利銀

弘化二年

龜丘城新築竣工

砲術方御道具係を仰付らる

大砲射擊烽火等上覽

を用ひて先づ彈藥の充實を計り、次に多少にても餘力ある毎に、器具の改善補充に用ひ、尙ほ十匁筒若干を購入したり。

弘化二乙巳年（五十七歲）壹岐武生水村に於ける龜丘城新築竣工せるを機とし、國主松浦壹岐守曜公（公諱乘）三月十二日を以て壹岐に入り、自から落成式を擧げ、次に國内を巡視せらる。忠平は鄉の浦着船の時を以て祝詞を言上し、越えて三月十七日、特に砲術方御道具係を命ぜられ、經理事務管掌の爲め折々色物方へも出勤し、御手當向一切遺漏なき樣仰付られたる旨、城代佐佐三五右衛門より申渡されたり。

三月二十六日、曜公筒城濱に於て、備立及び町打等を一覽せらる。之れ壹岐に於ける國主閱兵の嚆矢にして、諸士並給人中及大筒打手中之れに參加し、矢玉町打並に打揚げ等一々上覽に供す。然るに國主は大砲射擊及び烽火の相圖等茲に初めて實見せられたるに、其の出來榮甚だ宜しかりしため、感賞斜ならず、奇特のことに思召され、御側用人をして特に賞詞を賜はり、尙ほ此上とも精勵すべきことの御沙汰ありたるを以て、忠平は殊の外面目を施せり。三月二十七日、曜公

は國内の巡視を終り、二十七日鄕の浦出帆歸平に付、彼は日頃の優待を感謝し、埠頭に別辭を言上せり。國主一行の歸城せらるるや、壹岐に於ける忠平の名聲は、頓に城下に喧傳せらる。然れば豊島先生も亦大に之れを喜び、五月二十五日の手束には、

（前略）一、先頃　君公御巡視の節は、町打等彼是嘸かし御骨折と遠察候、揚物殊に宜敷出來之由御供之衆何れも被申聞、於拙も甚大慶不少候、畢竟貴所御父子樣御精々故と致感心候義に御座候、拙老事も一年增に老衰去年抔よりも又一段弱り候樣覺へ申候、追々異船沙汰も有之、旁々今三四年も可成に相勤め不申は相成申間敷候得共、如何可有之哉と存候、

尙ほ申入れたき義も候得共、何いつも世話敷申殘し候、早々不一、

五月二十五日

此秋より猪七を相手に銅銃鑄造に着手せり。之れ壹岐に於ける最初の試みにして、その苦心は一方ならざりき。彼は三四年前より既に壹岐に於ける鑄砲を計畫し、諸材料の蒐集、器具類の調製に餘念なかりしなり。先づ九月十八日よ

忠平の名聲嘖々

銅銃製造に着手

り武生水に於て框の製作に着手し、漸次準備を進め、十二月二日及八日の兩度に百目玉筒二門を鑄造せり。左に調合原料の割合を示せば、

第一門（十二月二日の分）

一、二二貫三〇〇目　竿銅
一、二貫〇〇〇目　錫
一、一貫六五〇目　亞鉛
〆二五貫九五〇目
吹炭　二二貫餘
御筒　一六貫六〇〇目
押湯　四貫七五〇目
餘り湯　一貫二八〇目
減　三貫三二〇目　即ち一割餘

第二門（十二月八日の分）

一、一九貫四五〇目　鐵砲押湯古銅

一、　二貫〇四〇目　古銅
一、　二貫五〇〇目　竿銅
一、　三九〇目　錫
一、　一貫二二〇目　亞鉛
〆　二五貫六〇〇目
吹炭　二一貫餘
御筒　一六貫〇〇〇目
押湯　三貫八〇〇目
餘り湯　二貫一五〇目
減　三貫六五〇目　即ち一割五分餘

斯くの如くして、二門共に無事に出來上りたる報を得るや、豐島先生は直に書を飛ばして曰く、

（前略）扨共地鑄筒も極月二日と八日とに無滯出來之由、大慶此事に御座候、初ての義殊に忠平子には手掛候義も有之間敷、如何にやと氣遣敷存居候處、舊臘

十日過藤太夫殿渡海にて無恙出來候由承り、大に致安心候、右に付此元百目臺寸法書付、指出候樣被仰越候趣、委細承知云々（弘化三年三月十九日附）

斯くして鑄銅砲の製造に成功し、尙ほ其附屬品車臺等も完成せり。

弘化三年

弘化三丙午年（五十八歲） 昨冬鑄立てたる百目筒二門の仕上げに從事し、車臺其他一切の附屬品を完成し、異變御手當に備付けられたり。造砲の作業も無事終りたれば、一子猪七は十一月十八日を以て、又平戶に渡航し、鑄砲の實習をなし、年末に歸鄕せり。

山田藥師像修繕

忠平は家居砲術の稽古を門弟に授くる傍ら、山田藥師尊像の修繕及箔置き等の事迄にも手を下したり。

弘化四年

車臺仕懸百目筒鑄造

弘化四丁未年（五十九歲） 豫てより手筒として百目筒一挺鑄造の意志ありしが、今年漸く其機會を得、地金材料等を大阪より取寄せ、秋九月に至り鑄立を終り、車臺仕懸として完成し、萬一急變の節には、防禦の一助にも可相成とし、彈藥五十發分を添附し貯藏せり。 豊島先生は、

（前略） 扨先達而は鑄筒も無滯出來の由、珍重仕候、殊に每度鑄損じも無之、實に致感心候義に御座候、畢竟貴所御誠心之所致と深々致感心候云々、

嘉永二年

異船壹岐勝本沖に現はる

大砲を繰出して警備す

との書を寄せて忠平父子を賞讃激勵せり。

此年長女かめ子の不幸に遭遇せり。かめ子は既に齋藤東助可道に嫁せしが、年漸く三十三にして四月七日歿せり。忠平曩きに上府中長子を失ひ、今又此不幸に會ふ。殘るは只だ猪七あるのみ。而して自己の齡すでに耳順に近し、世の寂莫を感ずるや深きものあらん。併かも毅然として國防の充實に餘念なし。

四

嘉永二己酉年（六十一歳） 佐久間象山が始めて洋式砲を造りたる嘉永元年には、浦賀に砲臺を作る等、世間何となく物騒にして、異船の出沒も次第に多くなり行きけるが、本年正月二十三日には、異船我壹岐勝本の沖に顯はれ物情騒然、城代山本甚左衛門先づ布氣に出陣し、忠平亦急速に大砲を繰出し、萬一を警戒せり。之れより六月に至る迄、異船の出沒數回に及び、住民安堵の思をなさず、當局又事態の容易ならざるを看、西は五島の要所より、北は蝦夷松前等に至る迄、砲壘を築

き守備を嚴にせり。然るに外國船は幾度となく各地に漂着し、或は寄港し、地方官民を駭かせり。忠平が手記せる「嘉永二酉春壹州西海へ異國船相見得御手當御繰出控」なるものを見るに、

嘉永二酉の正月二十三日夕方異國船相見得、二十四日早朝御手當惣御人數御繰出之節、大砲打手出張の面々

勝本手御備

五百目玉御筒一挺

附添　牧山忠平

打手　西忠太左衞門

西森右衞門

隈　末治

永田房治

村上安治

塚本常藏

武生水手御備

五百目玉御筒一挺

附添助

打手

〆

市岡恒三郎

瀧定平

松本芳之丞

〆

山本儀作

吉井賢之助

山川嘉作

山川利右衛門

長島平次兵衛

日高正三郎

脇川森左衛門

御旗本御備

百目玉御筒三挺

附添　牧山猪七

一番御筒打手　瀧佐左衛門

齋藤蜜平

大久保富平

目髙萬吾

二番御筒打手　〃　桑田玄太郎

山川京左衛門

西利吉

永田新助

三番御筒打手　〃　赤木増右衛門

山川宇一郎
有浦清吉

右者、火急之義に付人數多少も御座候得共、走着次第御間缺ヶ相成不申上候樣可仕而已御座候、以上、

正月二十七日　　牧山忠平

尚ほ二月四日及十一日等異船出現の時も、夫れ〳〵走着手配をなせしなり。

三月十四日忠平は郡代伊島忠兵衛を通して、今度異船出沒の際は大砲繰出等、彼是萬事行屆き大儀に有之候と、御吹聽ありたる旨申渡され、大に面目を施せり。斯くて四月十五日には、廻札を以て城代山本甚左衛門より平戸月番方の書狀の概要を述べ、

爰許沖へ異船相見得、其時々致出張御手當行屆、　上にも御安心被遊候旨、年寄中も感心の由、然る處只今の樣子にては、此後際限も無之被相考候、就ては其時々一統出張相成候ては、御失費も相重り下々に至候ては、出夫等にて耕作手入

不行屆、御物成等納兼候樣成行候ては甚大切之儀、別而頃日は麥芥子收納其他作方重の時節、下々可及困窮候、異船の義は對馬冲にも百艘餘通り、北前筋にも追々二艘三艘宛相見得候由、國繼を以て爲知來候、既に對馬並に隱岐國抔にては揚陸致候由に候得共、亂暴等の儀無之相聞得候、就而は此後冲乘通り、又は漂ひ居候位には、遠見番候望等嚴重に相守、船の進退周旋相伺居候はゞ、早速人數出張にも及申間敷、若地近く乘寄せ碇を卸候儀に御座候はゞ、其節請持之手より少々も致出張、其最寄相守候樣有之度、彼方兵具等相携候體無之候得者、勿論譬少々之不法相働候共、此方より曾而手荒振舞等無之、可成尺平和之取扱にて、穩かに出帆爲致候方、可然事に候、萬一此方より手荒の取計致、當御領內より戰爭の手始致候姿に押移候ては、被對　公義不容易筋に可相成候間、右之處　御兩殿樣にも深く御心勞被　思召候、以來は是等の趣得と勘辨可取計旨申來候間、此段承知の上向々可被申觸候云々、

とて平和隱忍の道を選べり。なほ右訓諭の後に附せられたる心得を通讀せば思半ばにすぎん。

異國船相見得候節心得

一、異國船地方近く碇を卸し候樣子相知れ候はゞ、其最寄の先手支配士の面々、其の組々少々にても召連れ、早速受持の村え出張之上追々人數相揃可申事、
但右爲知方之義者、西目南目之義者郡代方より觸出、北目東目之義は、勝本押役より觸出可申事、

一、異國人萬一致揚陸人家に立入、俵物作物等を奪取或は出置有りし牛を盜候樣の儀有之候而者、日本國之恥辱 御國之御手拔に相成候間、其所を下々迄相心得、其最寄の村、瀨先、谷々に脇間人内百姓等其場え集り次第、五人十人十四五人宛にても立合、其村給人中も罷出心を附け、盜賊に逢ひ不申候樣精々可取斗候事、
但磯邊近く或は野路に出置候牛早々引入可申事、

一、代官庄屋小役之者共異船碇を卸し候節者、早速其場に驅附異人共猥りに揚陸亂妨之義、無之樣精々可致差圖候事、

一、異船碇を卸候共直に出船候得者其儘之儀に候得共、兎角其場へ致遲々、出船

之様子も無之節者、郡代押役共最寄え罷出可致指圖候、猶滯船之盜に候得者、
御城代之義も共最寄え出張可加下知事、
　但連人等惣而平常之通召連可申事、
一、萬一亂妨之氣指相見得非常之體に見請候得者、相定候通國中鐘皷之相圖之
上、三手之御人數早々出張可受下知事、
　但右之場に相成候得者、軍役之連人たるべき事、
右御手當之儀、先達而月番方より申來候趣意を以先相定候得共、御趣意も得と
心得兼候儀も有之、爰許限りにて相極兼候儀有之候間、猶於平戸伺之上改而可
被　仰出候間、夫迄之處、前文之通と相心得置、追而御下知を相待可申候、
　但異船相見得候節、兩遠見番注進の儀は先達而相達候通、其時々走使を
以て向々申達相圖等之儀者、差圖次第可被取計事、
　四月　　山本甚左衛門
尚ほ同年六月に至り城代松浦右膳（去四月末交代）より
平戸月番方より書狀相達、異船相見得候節御手當之義御取極可相成處、未だ御

治定相決不申候間、當時之處別紙之通相心得候樣、且以來之處不遠御治定相成候はゞ、尚又可申越旨申來り候、此段爲承知申入候、以上、

六月五日　　松浦右膳

一、兩遠見番より異船見出し候節は、兼而相心得居候定法之通、無間違致合圖候得者、番頭木札を以御館、御郡方、勝本押え及注進、直に番頭御番所え組共に相詰船之進退、周旋、行止、遠近等委細に見切、書面を以右三ヶ所え申達候事、

一、異船地近乘通或は地方を向乘寄候體と見切候段遠見番頭よりの注進、郡代勝本押承り次第、其最寄請持之先手支配士え申達、右支配士出張之場所え無遲滯罷越相固、船之進退周旋等追々御城代え申達候事、

一、右船愈々地方に乘入碇を卸し、懸り候體に見請候はゞ、早速遠見番頭より御館御郡方押役え申達候得者、兼而相心得候通、鐘皷之合圖を以、郡代押役の人數、何れも受持最寄之場所へ出張相固め可申候、若及滯船或は上陸等の節、樣子に寄、御城代も手廻り之外組士少々召連、其最寄へ相越、應時宜可加指圖事、

但初度之鐘皷相圖之節は、武生水之手勝本之手斗り出張と一統兼而爲

相心得置可申事、

一、異船及亂妨候體之義有之候節は、烽火場には烽火を揚げ鐘皷を打ち、人數相揃御城代出張、其機に應じ防禦之手當堅く可申付事、

但鐘皷二度目之合圖有之候節者、御城代附之人數相揃候義と兼而爲心得置可申事、尤も中小姓御徒士之義は、極高之外出張に不及、社人陰陽師之義も同斷相心得可申事、

一、若亂妨相募候體之節は、猶又鐘皷烽火等の合圖可有之候間、役割之外、國中居合候給人並社人山伏陰陽師其場に馳付御城代之下知に隨ひ可申事、

以上

尚ほ十月に至りては、可なり大部の「異船御手當用法條目」なるもの發才せられ、用法第一段より第五段に至り頗る詳細を極めたり。

異船御手當用法條目

用法第一段

一、若宮島（にやくのしま）遠見番所相圖

旗印一本立
鐵砲貳發
右者異國船凡貳拾里位に見出し候節、御番所より右之通り致相圖候得者、番頭相心得一先木札を以、早速御城代郡代並勝本押役へ可致注進事、

一、岳之辻遠見番所相圖
鐵砲貳發
右者異船凡貳拾里位に見出し候節、右之通致相圖、御番所より走り使に而城代郡代え可致注進事、
但勝本押役えは御城代より可申遣事、

一、右兩遠見番所注進承り次第、郡代押役より御城代え可申達事、

一、郡代右注進承り候得は、平戸表え飛船指立候差圖取斗可申候、浦役並郷野浦當役浦庄屋、受差圖、飛船之手當早々取斗置、御館御郡方へ伺出可申候、飛船之義は追々指立候間、二三艘用意下知を相待候樣兼而可申附置事、

一、夜中並霧深等之節は、遠見番所より見切不相成候に付、沖立漁船其外誰に而

も異船見請候はゞ、最寄之役所え早々申達候樣兼而可申付置事、
附沖合において異船見請候はゞ、成尺ケ不近寄樣可心懸候、若彼方より乘懸來端船を卸し、漁業之魚押取いたし防方不相成節は、たとひ魚は相渡し候共、異人より代之品物相あたへ候而も、堅受取申間敷候、乍去强而あたへ去り候はゞ役向え有體に申出可受指圖候、第一異人と親みを結び候儀は不相成御國法に付、漁人共え兼而申付置、若隱置後日於相顯は御咎可相成事、

一、御番所より旗印並相圖之鐵砲を放し候得ば、番頭早速御番所え相詰、晝夜無懈怠相守可申候、組下之者共同樣追々御武器等請取御番所え相詰させ、類船之有無船之大小、乘來り候方角地方え向乘寄候歟、沖合に乘去り候歟之儀を委細見決、足輕使紙面を以可申達事、

一、右異船沖合乘去り帆影見隱候は、番頭見決之上、御番所引拂御城代郡代並若宮島より勝本押役えも可申達候、尤引揚之節組下之者共一同御武器を爲持嚴重に引取可申事、

用法第二段

一、若宮島遠見番所相圖
旗印貳本立
鐵砲三發
右者、異船凡拾里内外に相見得候節、右之通致相圖候得は、番頭相心得一先木札を以、早速御城代郡代並勝本押役え可致注進事、
但し最前番頭御番所え相詰罷在候上に候得ば、木札を以不及注進見請候次第、足輕使書面を以可申達事、

一、岳之辻遠見番所相圖
鐵砲三發
右者、異船凡拾里内外に相見得候節、右之通致相圖、御番所より走り使に而御城代郡代え可致注進事、
但勝本押役えは御城代より可申遣事、

一、御番所より相圖有之候得ば、番頭早速く御番所え相詰候義、前條之通り之事、

一、右異船地近く乘通り、或は地方に向ひ乘來候體に見請候段、遠見番頭致注進候得ば、郡代押役相心得、早速異船乘通り候最寄海岸防禦之場所相考、先手支配士之內へ可致通達事、

但先手支配士え申通候段、御城代え可申達事、

一、先手支配士之面々、郡代押役之爲知承り付次第、兼而請持之場所え支配之大筒小筒長刀之者共、追々相揃可致出張事、

一、異船之儀は多分西北之海え相見得可申候得共、萬一東南之海え見出候得ば、平戸往來之海路を乘通り候茂難斗候間、國中一統早速相心得不申候而不叶義に付、遠見番所より一先つ木札書面等之注進を定之通り可致事に候得共、猶又愈平戸往來之海路え乘入候義見決候得ば、烽火焚立速に國中え相通候樣可取斗事、

但郡代押役より先手支配士え通達之義は先づ前件之通り之事、

東南海え異船見出候節烽火之請方

一、岳之辻烽火　　　　半城村津之神野
　　　　　　　　　　〃　中野鄉村鷹野原　請

一、津之神野
　　鷹野原烽火　　　箱崎村雌岳野
　　　　　　　　　〃　布氣村明神尾　請

一、雌岳野
　　明神尾烽火　　　可須村神通野　請

一、若宮島烽火　　　可須村神通野　請

一、神通野烽火　　　箱崎村雌岳野
　　　　　　　　　　布氣村明神尾　請

一、雌岳野
　　明神尾烽火　　　中野鄉村鷹野原
　　　　　　　　　　半城村津之神野　請

但岳之辻、若宮島之烽火焚立候ば、半城村、中野鄉村、布氣村、可須村、箱崎村之庄屋共、相心得早々小役之者指圖烽火焚繼、即時に國中え相通候樣可致手配候、萬一前烽後烽に請不申節は走り使を立焚繼候樣取斗可申事

一、異船沖合に乘去り帆影見隱候節は、先手支配士見決之上御人數召連嚴重に引拂、其段御城代並郡代押役え可申達事、

用法第三段

一、若宮島遠見番所相圖

旗印三本立

鐵砲三發

但東南平戸往來之船路え乘入候儀見決候節は、猶又烽火を焚候事、

右者異船地方へ乘入或は碇を卸し懸船之體に見受候節、右之通致相圖御番所より走り使書面を以、御城代郡代並勝本押役え可致注進事、

但右異船風と近海に見出し番頭未だ御番所え不相詰罷在候得ば、一先づ木札を以注進之上、御番所に罷越委細之注進可有之事、

一、岳之辻遠見番所相圖

鐵砲三發

但し東南平戸往來之海路え乘入候義見決候節は、猶又烽火を焚候事、

右者異船地方え乘入或は碇を卸し懸船之體に見請候節、右之通致相圖、御番所より走使を以御城代郡代え致注進候義、前條之通り之事、
但勝本押役え者御城代より可申遣事、
一、郡代押役右之注進承之早速最寄之寺院え申遣、早鐘を搗せ、夫より神社佛閣相圖を受け早鐘早太鼓を打立、庄屋方よりは谷々え相渡置候竹貝を吹せ即時に國中え相通候樣可取斗事、
但鐘皷竹貝相圖之義は、兼而其向々え相渡置間違無之樣可爲致候、若し風雨等に而通し兼候節は、誰に而も心付次第申繼候樣、是又兼而村々え爲相心得置可申事、
一、郡代押役右之相圖致指圖置、其旨御城代え申達、異船近寄候場所え可致出張事、
一、武生水勝本兩手附屬之面々右相圖承附次第、請持之御武器請取郡代押役出張之場え駈付可請差圖事、
但異船地方近く碇を卸し、縱令少々不法之事有之候而茂、むさと打掛候

儀有之間敷候、尤去る巳年被　仰出候
御主意を相守、郡代押役之可任差圖事、
一、先手支配士之面々最前出張無之右之、相圖承り付候得ば、西北請持之面々は、早速組下共々持塲え相詰可申候、若烽火之相圖有之候得ば、東南請持之面々同様持場え相詰め、組合之郡代押役え相屆け、御城代えも其段可申達候、其餘之面々は組合郡代押役出張之場え駈付可請差圖事、
但初度之相圖鐘皷並竹貝聞付候節は、郡代押役兩手附屬之面々相揃候儀と、兼而爲心得置可申事、
一、右異船及繫船或は揚陸等之樣子により、御城代之儀も手廻り外に組士少々並下目附之内召連、其最寄え相趣應時宜可加指揮事、
但御城代其最寄え相越候得ば、郡代押役並兩遠見番頭え相達候事、
一、異人共薪水食物に切れ出帆難相成趣相聞候はゞ、御城代郡代取斗相應相あたへ出帆いたさせ可申事、
一、異船碇を揚無難に出帆、追々帆影見隱候はゞ、其段遠見番所より注進可有之

間、郡代押役見決次第、御城代え其旨委細注進之上、御人數召連嚴重に引拂可申候、尤御城代其最寄え相越居不申節は、見決引拂候後可申達事、

但其組合先手支配士えも引拂候段申通し、同樣嚴重に繰上可申事、

用法第四段

一、若宮島遠見番所相圖

旗印三本立

布幟壹本立添

鐵砲五發

右者、異船可及亂妨體有之節番頭見決之上、右之通り致相圖、足輕走り使に而御城代並郡代勝本押役出張之場え可致注進事、

一、岳之辻遠見番所相圖

但御城代最前異船近付候場所え相越し居候はゝ、同所え可申達事、

鐵砲五發

右者、異船可及亂妨體之儀有之節、番頭見決之上右之通致指圖、足輕走り使に

而、御城代郡代え致注進候義前條之通り事、

一、右之注進有之候得ば、御館より近寺え申遣、早鐘を撝出させ、夫より神社佛閣之鐘皷並庄屋方より谷々竹貝を吹せ、貳度目之相圖國中え相通候樣取斗可申事、

一、右相圖取斗之上、御城代早速其方角を相考、最寄之村え可致出張事、

一、二度目之鐘鼓並竹貝之相圖有之候得ば、御城代附屬之面々、請持之御武器等請取、早々御城代之出張之場え駈付可請差圖事、

但總而鐘皷竹貝貳度目之相圖有之節は、御城代附屬之御人數何茂（いづれも）相揃候儀と、兼而爲相心得置可申事、

一、諸士給人連人之儀、可爲軍役高之通候、譜代所持之面々は右より召連可申事、

一、出張之面々持寄候武具持人定置候人高に而相辨可申事、

但無據品取寄不申而不相叶義有之節は、頭役承り屆ヶ之上、右持人並其外より種々可及指圖事、

一、異船渡來之義は、長崎通商之阿蘭陀船並外國通商之船、又は漁船等に而も薪

水食物に切、或は逢難風致漂着候義も可有之に付、其事情を察し成尺ヶ穏便
に可致取斗候、尤國中手配之義、は縦令通商之阿蘭陀船と見受候而茂、備向嚴
重に相固可申候、若し地方近く乘寄揚陸之體相見得候得ば、決而揚陸不相成
御國法之趣を相諭し、随分穏に爲致出帆可申事、

　但し押而及揚陸候節、手荒に制止有之間敷候、其節は其所え番人付置、自
　由に徘徊不爲致候樣心付可申事、

一、異船之樣子に寄り遠見番頭乘出渡來之趣意相尋候義茂可有之、又は別段組
士等之内可及指圖候間、兼而相心得可罷在候、異船中爲通辨唐人乘居筆談等
致候義茂追々相聞候間、右樣之節は文筆に堪候者、時に臨み及指圖候儀も可
有之事、

一、異人共揚陸之上、人家え立入、或は作物を奪、牛馬を盗取候而は不相成候間、無
油斷心を附、磯邊野地等に出し置候牛馬は、異船近付候節は早々取入可申事、

一、先手支配士出張之上、若し異船より急に揚陸及亂妨候體之儀有之候はゞ、走
り使を以、御城代郡代押役え最寄次第致注進、且其節は在浦より人數呼出、五

人七人宛爲組合、防禦之手當爲致候義茂可有之間、竹槍又は棒蔦口等銘々心得次第可申付事、

附右樣之節は、給人其外在浦共に鐵砲所持之ものは、持出、防禦之人數え可相加候、尤玉藥火繩等之儀者相渡候得共、急速之節は有合を持出候はゞ格別たるべき事、

一、其最寄諸士中、給人中之隱居、部屋住之面々其場え立出、先手支配士申談守衛之手配可心付事、

用法第五段

一、兩遠見番所相圖

烽火壹ヶ所二口宛焚立

但西北に而亂妨相募候節

烽火壹ヶ所三口宛焚立

但東南に而亂妨相募候節

右者、萬一亂妨相募候節、兩遠見番見切之上、右之通り致相圖候得ば、定置候烽

火據各夫を受奬繼方角相分り候樣、無間違取斗可申候、右相圖見請次第國中村々庄屋小役之もの走使を以、鐘皷並竹貝之相圖早々取斗可申候、其節烽火一ヶ所に而二口は西北に而亂妨相募、同三口は東南亂妨相募候儀と何茂相心得、役割外之役馬廻、中小姓、御徒士其外國中居合候給人並社人山伏陰陽師銘々得道具、不依何品自分携出、其場え駈付御城代之下知を請、精々可致防禦事、

一、右亂妨相募烽火壹ヶ所に二口以上之相圖に相成候節は、國中脇間百姓人內之ものたり共、棒或鳶口何に而も人別一品兼而致用意置、手明之ものども共場え駈付受指圖、防禦又は夫役等精々可相働候、且鐵砲所持之もの是又前件之通り可相心得旨、兼而一統え可申附置事、

一、於浦々町人浦人に而茂鄉民同樣、棒鳶口之類人別に致用意萬一之節其所を防可申候、漁船等は時宜に寄、働にも可用事に候間、即時に乘出候樣致用意加子羽指選りに不逃散樣、浦役並當役浦庄屋乾度心を付可申事、

附鯨漁組出之時節は、其組役々之者共、同樣相心得働之節は鯨船に加子

を揃、指圖次第何方へも指出候心得可有之事、

一、異船陸地近く碇を卸し候ても、在浦之人民取騷不申樣、其所え居合候諸士給人隱居老人共申諭取鎮可申候、萬一異變之時宜に相成候はゞ、可及指圖に付代官庄屋浦役浦庄屋見斗、在浦老人女童靜に爲相仕廻、無難之地え爲立退可申、其餘十五歲以上之男子は其家に罷在火難盜賊等之害を相守、時宜に寄遣方茂可有之候間、不逃散樣、其所役人共心付可申事、

一、異變之節立退來る人民共、其所在浦役人共飢渴に不及樣心付可申事、

一、急變之節駈付候者は兵粮方役人初其所役筋之者共相働、食事手當等、夫々可取斗事に候得共、不時之食物は下賤之者たり共、不依何品兼而心懸相貯致所持居候者は可爲格別之覺悟事、

一、社家中之義は、御軍役に相加候得共、諸社例祭之神事は重き事柄に候間、出張後たり共、無懈怠樣互に申合可相勤候、御人數に不相加面々は、御武運御隆盛之御祈禱油斷有之間敷候、異變相圖之太鼓是又行屆候樣精々可取斗候、

附陰陽師山伏同斷之事、

一、諸寺院之儀は御軍役に不相加候得共、異變之節は御祈禱等抽丹精候儀、當然之法務に候條、年若之僧侶御人數出張之中本寺用並檀用之外、猥に俗家婦人留守番之家に立入、不如法之所業有之候而は不相濟事に候間、心得違無之樣、本寺より心を付可申候、異變相圖之鐘是又行屆候樣寺役同樣可相心得事、

但異人に對し筆談之義有之節は、依時宜及指圖儀可有之候間、兼而得其意可罷在事、

一、代官中初度鐘鼓竹貝之相圖承り次第、何茂最寄之村庄屋え相揃兵粮鹽味噌並諸組渡鍋釜水田子等之類、其外運送之牛馬無手支樣相心得取斗可申事、

附異船近寄不申村々役割外之脇間百姓駈付可來に付、是又差圖次第何方にも指出候樣取斗可申事、

一、村々庄屋筆取小役之もの共、其村え罷在人夫繰出兵粮仕出、諸士給人連人並用具持人無間違繰出可申候、烽火並鐘鼓竹貝之相圖是又無間違行屆候樣心懸け可申事、

附朝鮮人漂着或は難船寄鯨流人其外罪人出奔等、兼而相定手配を以鳴

物相用、致人寄候節異船之相圖と混雜無之樣取斗可申事、

一、火用心在浦別而心を付可申候、萬一出火有之節は急に取消候樣共最寄在浦役人中可致手配事、

一、松明五挺草鞋五足薪二貫宛國中家別に致用意置、指圖次第其場え爲指出候義、從前之作法茂有之事に付、爲相心得置可申事、

附女房子供之類は草鞋繩等を造せ、猶又差出候手當可致事、

一、竹木藁繩等之品入用之節は、代官相心得手支無之樣手配可致候、苫等入用之節は代官浦役え可及指圖候間、其時に差出候樣相心得可申事、

一、兵粮は御軍用米並村用米より繰出候得共、指懸り候節は、其最寄在浦身元相應爲指出、追而正米又は代料に而可指返候、味噌塩右同斷之事、

但米は一日壹人壹升宛、味噌拾人に貳合、塩は拾人壹合之積りたるべき事、

一、耕作之儀は治亂共に相意候而は忽食物に乏敷成行候故、古來より上下心を用ひ候事に付、縱令御人數出張之節たり共、在役共、相心得成尺ヶ時節後不相

成様厚く申諭、其所々において互に助合、御年具は勿論銘々之食物茂、平年に不相替爲稼出候樣取斗候義可爲肝要事、

附漁人共右に準し候樣可申諭事、

一、異國船及亂妨候時宜に相成候節、兼而被　仰出置候通り當國之儀は、一國限に而防留候樣可致覺悟候、萬一防方不行屆失守候體之義有之候而は、忽國中之人民及死亡に外有之間敷候、左候得ば異變に臨み命を保ち、家内妻子を安堵爲致候道は、身を棄力を盡し全く打勝候覺悟に有之事に付、此趣下賤之もの迄能々申諭、銘々其用意爲致可申事、

一、去る巳年被
仰出候御主意者、當酉年猶又觸繼に茂相成候事故、心得違無之樣可致候、縱令異人不法之筋相働候共、成尺ヶ穩に可取扱候、萬一當御領内より異船と戰爭之致手始候樣相成候而は、被對　公義候而も不容易筋に押移候間、先手請持之面々者、別而能々可致勘辨候、就右致着具用兵器候儀者、不得止事塲合茂可有之候得共、御城代並に郡代押役より得差圖候心得可爲肝要事、

一、右異船致出帆追々帆影見隱候節は、御城代え申達受指圖、出張之場所引拂可申事、
一、御人數引拂候節は、行義を不亂相心得、御城代附屬之諸支配士組下を相從へ、於御館下便宜之處え人數を疊み置、御城代歸館之後、諸支配士並組士等申達之上、各勝手に可致歸宅候、郡代押役之手茂連れ引取之上、御城代に可申達候、時宜により三手共に出張場に而申達、請差圖歸宅之義も可有之事、
一、村々より出張之脇間百姓之者共は不及申、人夫其外運送諸具等茂、代官庄屋並小役之者、浦方は浦役並當役庄屋等致指圖行義正敷引取可申候、無用之高聲等無之樣、其一列に而心を付可申事、
右用法箇條は從前に御定被置候御作法、此節尙又御取調被相極候間、向々無間違相心得可申候、然る上は緩急應時宜銘々盡心力格別に御用立候ものは下賤之者たり共、追而夫々御恩賞之御沙汰可有之候、若又其場を外し或者不働等有之者は、屹度被仰付方可有之候間、上下一統相心得互に可加吟味者也、

右之通被
仰出候條、左樣御承知一統相心得候樣、御取斗可被成候、
嘉永二酉十月
松野太郎右衛門
熊澤半左衛門
山鹿平馬
松浦大內藏
松浦外記

松浦右膳樣

嘉永三戌年正月十二日夜半頃相達同十四日晝八ツ時迄都合四冊
書寫置申候、　牧山忠平

砲術の後繼者としての猪七

以上警戒に關する徵細に亙れる條目等を讀過すれば、悄然たる當時の形勢を看るべし。然れば忠平の心勞も亦一方ならざるものあり、幸に猪七は壯齡既に三十に及びたれば、いよ〳〵之を國家有用の材たらしめんと欲し、平戶に於ける

天山流師範飯田彌七郎
西洋流砲術家道家龍右衛門
嘉永三年

三百目玉新砲の町打あるを機とし、二月平戸に渡り、其町打に參加せしむ。猪七は四月下旬一旦歸岐せしも、又九月二日より例の通り手覺悟にて再び平戸へ渡り、武雄入湯願にて豊島先生に隨ひ、陸路黑崎に出で赤間關に渡り、防州三田尻に赴き二十二日同地着、天山流師範飯田彌七郎に就き流法長業之儀等を學び、直ちに轉じて長州萩に至り、道家龍右衛門に就き西洋流砲術を修業せり。彼は此時初めて洋式劔附鐵砲を見たりと云ふ。九月二十九日萩出發、師弟相携へて歸路を急ぎ、十月七日平戸歸着、同十七日壹岐に歸れり。

嘉永三庚戌年(六十二歳) 忠平は矍鑠として、砲術に對する討究研鑽は一日も怠ることなしと雖も、齡既に耳順を越えたれば、一子猪七を大成せしめんと欲したるは人情の然らしむる處、されば今春も豊島先生の勸誘あるを幸ひとし、彼をして最新式砲術の蘊奥を究はしめんと欲し、本年亦彼を長州萩に送れり。彼は匆々行李を整へ、三月十三日朝勝本を出帆し、途中濃霧に會ひ、翌十四日漸く平戸に入港せり。之れより直に豊島先生を訪ひ、數日滯留所用を辨し、十八日早朝先生に隨從平戸を發足し、佐賀を經て小倉に出で、下の關に渡り、長府に入り、萩に達

西洋砲術家高島淺五郎の門に學ぶ

したるは二十七日なりき。是れより毎日知名の砲術家を訪ひ、遂に豊島先生の希望により、長崎より來萩中の高島淺五郎の門に贄を納れ、町打を見、鑄物場を訪ひ、或は各大家の意見を敲き、傳書を寫す等寸隙だもなし。四月九日師弟相伴ふて萩を辭し、十六日長崎に着し、大黒町の藩邸に入り、天山公の墓に詣で、次に先日萩に於て師弟の誼を結びたる高島淺五郎を訪ひ、親しく其の指導を受けたり。

彼が此行に主として學修せし所は、西洋砲術にして劍突の稽古並に野戰筒仕懸け、「ホウキツスル」の臺什懸、「ポンベンカラナード」の詰方及び洋式火藥の製法調合等にして、西洋砲術一通りの傳授を受け、滯在すること月餘にして、五月十七日長崎を出發し、二十日平戸へ歸着せり。六月二日に至り、此度の行、格別骨折に付特に御心付として御下賜を請けたり。六月五日平戸を發して、翌六日歸鄕せり。豊島先生がこの父子に送れる書簡を見るに、正月二十一日附のものには、

（前略）長州行の義未だ願書を差出不申候得共、大抵三月節句過に出立之積にて内々用意致し候、尤も舊冬道家方へ書狀遣し置き候間、多分正月中には返書

参り可申に付、右一左右相分り次第、御隱居樣え相伺候心組にて、未だ伺書は差出不申候得共、差出候はゞ早速相濟候義と存候、勿論往來入用の處は、此元砲術方御切盛の內より御渡相成候樣、是亦相願候はゞ出來可致と存候間、彌々左樣にも相成候はゞ、每度乍御苦勞何卒御繰合御同伴被下候樣、偏に御賴申候、云々

又同年二月九日附手紙の一節には、

(前略) 扱舊冬友左衞門殿引取に願候書狀定而相達可申、其節申入候通り、長州行之義も彌々存立、正月御規式濟より御內意相伺可申と別紙認置候得共、貴所御樣子相分り候迄と存し見合罷在候得共、今以て年始の御狀も相達不申、如何にやと折角御察し申候、乍去彌々御同行御出來兼候はゞ、其段早速可被仰越候得共、御左右無之事故、定而御越之義と存候に付、もはや日合も無之事故、其圖りに取極め別紙之通り伺書今明日中指出候間、左樣御承知、節句過には御渡海の程希候、幸便有之候に付、此段申入度急ぎ早々如斯候、恐惶謹言、

二月九日　風軒(豊島先生の號なり)

猪七樣

尙々別紙御心得にも相見可申候間懸御目申候、早々、

(別　紙)

乍恐以書取奉申上候事

一、西洋砲術之書、追々拜見仕候處、當時爰許にて御取用相成候共、格別之利用も有御座間敷様相見へ申候、乍然近來諸國一統流行之義に御座候得ば、一向に修練不仕も砲術者之一闕典と奉存候に付、連に相心懸候得共、書傳斗りにては不詳儀も有之、何れ一通り口傳等承り、少々は打試等も不仕候ては、篤と會得仕候義も出來難仕様奉存候に付、右手筋之處追々承り合せ候處、近國にては佐賀表高島傳之西洋流殊に繁昌之由に候得共、同處之義は兼々他邦えの傳授等は六ケ敷様にも承知仕、且は葛島等之嫌疑も御座候得ば、麁忽に申込萬一違却之筋も御座候而は、如何敷奉存見合罷在候、然る處去秋武雄入湯之節、不圖長州萩之家中、青木研藏と申醫生長崎より引取懸け、同處通行仕候に面會、萩表之振合承り候處、西洋流之儀は先年道家龍左衛門と申者、長崎へ被差越修行被仰付罷歸候砌は、餘程流行仕候得共、只今にては追々衰微、天山流

之方專に相成候由、右龍左衛門も一體天山流にて、西洋流を兼學仕候由に御座候、左候得ば素より同流之事に御座候間、罷越相談仕候はゞ一通り承り候儀、出來可仕哉と相尋候處、多分出來可仕旨研藏申聞候、右に付御留守中且は遠國之儀にも御座候得共、相成儀に御座候はゞ、當時御暇被下置候はゞ、三月節句過より罷越修行仕度奉存候、

一、右同家中郡司源之允と申者、先祖は元來鑄物師にて、慶長頃より代々郡司流の砲術を唱へ、鑄物御用をも相勤め、今に連綿仕候由、當源之允は鑄物之方は末家次郎兵衛へ相讓り、自身には專砲術のみ仕候由、乍去細工場は矢張源之允宅に有之、年中不絕鑄物細工仕候由、此元之鑄筒も兎や角仕、可也に出來は仕候得共、未だ十分手に入不申、無覺束事のみにて甚危く奉存候間、罷越候はゞ右源之允方へも立寄、鑄法之次第も穿鑿仕度奉存候、尤右源之允義も、天山流は勿論、西洋流も兼修仕、去春中は飫肥よりの賴にて、「モルチール」等之大砲數挺鑄立遣し候由、右研藏話に御座候、

一、私儀追々老衰仕、其上近年頻に腰痛仕、乍恐歩行之儀も已前の樣には出來不

仕候に付、何れにも獨步の旅行は出來仕間敷奉存候間、彌々罷越候樣被　仰付候御儀にも御座候はゞ、壹州牧山忠平悴猪七儀、私人高に仕召連候樣仕度奉存候、右猪七儀年來格別に心懸け流儀一道大抵相心得、鑄砲之次第も一通りは心得罷在候に付、尚又西洋流鑄砲の事迄も精究爲仕、萬端相心得させ置候はゞ、先々永續御調法にも相成可申候間、何卒召連候樣仕度奉存候事、

右等の次第重々恐多奉存候得共、御內々奉伺候、以上、

正月二十八日　　豊島權平

其の後間もなく父子より返簡を得られたるものゝ如く、同月二十八日に、

(前略) 來月十日頃、出立之積りに候間、七日八日頃迄に御渡海候樣致度候、正月十七日より町打用意之由、旁々無寸暇御迷惑之程察入候得共、我等事は老年の事故、明日の事も難斗候間、先日の書取にも申置候如く、御同伴も致候はゞ、追而者　上御調法にも可相成に付、強ちに御勸申候間、左樣御心得御繰合之程偏に賴入候、此段申入度、急ぎ早々如斯御座候、不備、

二月十八日　　風　軒

異國船に對する心得屢々仰出さる

師弟間の眞情と、囑望とを推察するに足らん。又或る時は、

此上一貫目一貫五百目抔も、可被　仰付御模様の由、彌々左様にも相成候はゞ、又々猪七子も御苦勞御賴不申候ては無覺束存候、云々

昨年詳細なる異船御手當用法條目の發布せられたるは前掲の如くなるに、本年八月に到りては、又

御領海へ異船渡來之節の御手當之儀、段々嚴重被　仰出候末、近年別而異國船繁々相見得候に付、御領分海岸之場所には、兼而御人數等被差出置儀に候處、餘計之島々に候得者、被相行屆候筋に無之、且去歳從　公義も都而實用之覺悟を主と致し無益之雜費不相掛、土着之士農兵相用候共家々之都合宜敷樣致、永久之備相立候儀を專一に心懸け候樣との御觸有之候に付、旁是迄之通り何之地に而も異國船乘寄せ候はゞ、其都度々々　御城下より御人數御繰出には可相成儀に候得ども、隔遠之島々は勿論、近島にても逆風浪高之時分は渡海不相成、即急之間に合兼候義も可有之候條、　御城下より御繰出之御人數を賴に不致、土着之者共其最寄限にて防ぎとめ候覺悟無之候ては不相成、是迚も屯所を

構へ或は食料を願、諸事出張之振合に相成候ては、人夫の疲れ御國用之費相增候而已にて、上下困窮之基に相成可申儀に付、譬へば銘々之居宅盜賊非常を防候心得にて、異國船乘寄候はゞ、最寄の者共申合せ相固め、異國人致上陸候はゞ、兼而被　仰出置候通り麁忽に手荒之不致取斗、成尺け平和之處を以て會釋穩に爲致出帆、警衛者彌堅固に致置、自然不法亂妨に及候はゞ、不得止事筋合に候間、押郡代又は頭分の者の差圖を受居候者共、一致の力を合はせ身命を抛、相防報　御國恩可申候、其働因甲乙御恩賞屹度可被相行候、

大概右等之心得に候間、押郡代其外小役之者に至る迄、右之趣得と相辨へ、兼而深切に心を用、食料之貯、人數組立、防禦之手段、幾重にも致工夫、詰り者其島其所之土着之者共、何れも相勵み前文之通、居宅を致守護候心得を以て、異國船防禦御手當御用に相立ち永久之御備被爲行届候樣、精々可取斗旨被　仰出候、

嘉永三年戌八月

訓示は更に十月に至りても仰出されしが、蒙古來るの遠き昔の惡夢は、今新に夷狄來として日々夜々、島民を惱ましたるべし。當時藩の財政は、正さに窮乏を

嘉永五年

天山先生五十年忌追善大町打

天山流砲術極意の皆傳を受く

傳授の卷子

告げ、邊疆の防備に十分の財を用ふる餘裕なく、又天下の輿論としても、必らずしも即時打拂を厲行せんことを期せしにあらざるなり。

嘉永五壬子年(六十四歳) 昨年は正月早々より猪七を平戸に遣はし、其の町打等に參加せしめ、壹岐に於ては、城代見分の下に、四月初山村長松に於て、町打其の他備立等の演習を爲し、十一月に至りては、寒稽古を始め、技術の熟達と士氣の振興とを計りしも、要するに比較的無事なりしが、本年は父子にとりて最も紀念すべき年柄なり。享和三年を以て歿したる開祖天山先生の五十年忌に相當するを以て、其の冥日二月二十九日には可須村射辻に於て、五百目玉砲及び百目玉砲等を以て、種々の射法により追善大町打を擧行し、費用は凡て弘化元年の砲術方基金の利子を以て辨じたり。其翌日には、父子相携へ、又も手覺悟にて平戸に渡り、神崎及び崎山に於ける追善町打に參加せり。閏二月二十七日には父子相揃ふて豊島先生より天山流砲術の極意を受け、一式皆傳の卷物を傳へられ、名實相備ふに至れり。全文左の如し。

火砲說

大哉矣、古今之變乎、世載道以移、凡百之事、舉无不爾也、故同其同而異其異、則道無以通、能以異其同、同其異、而後道始通矣、是之謂温故而知新也、若夫兵器之作也、古之聖人、自重門擊柝以待暴客、弦木爲弧、剡木爲矢、弧矢之利以威天下、舉无不取乎卦象、傳所謂制器者、尙其象也、火砲之興也、非中土而於蠻夷乎、巴歛兜昧、措諸司樂、火砲之爲器、苟有贅治、則何不措諸司馬乎哉、蓋砲石原設機以發、不能及遠也、火砲則不爾、毒以畜之、火以發之、力能及遠也、豈砲石之比乎哉、按後天之位、離火居南方、扨蠻地、斯其由邪、其爲用也、利大而威重、經以置之、權以行之、是其所以不於古而於今邪、火以發之、聲以震之、物以及遠、而後其道通焉、於象其取諸噬嗑乎、余之所扨周發者、則於火砲之用、并衆美而一焉、無遠不造焉、取諸大有云、其下牀圓者象乾、中牀圓而兼方者象互乾、設機以旋轉或闔闢者、取內外革、其篇金以治之取互兌、畜不傷者、取六五之柔以制剛、火以發之象離、自天祐之、吉無不利者、竊俟後之君子也、舉事之際、動而變則其之大壯邪、大壯利貞也、夫火砲器也、用之者君子也、君子藏器於身、應變以施焉、何不利之有乎、其象曰雷在天上大壯、君子以非禮弗履、雷則和暢於鬱結之氣也、時而後發、施之者天也、君子從之何非禮之有乎、則神其器者存其人也、大

壯之時義至矣哉。

大有 ䷍ 元亨

自天祐之无吉而不利則本爻辭藏器人象之動而變則之大壯

居君位柔能制剛故畜而不敗

無遠不造焉畜而不敗者取四輔五設機周旋及闔闢者取內外革

自三至五爲互兌其箭金以冶之其他器械皆象之

自二至四爲互乾中牀圓衆方者象之

下牀圓者象下乾

象曰、火在天上大有、君子以遏惡揚善、順天休命、

大壯 ䷡ 利貞

剛爲君柔爲衆今變爲柔授衆施技象

象曰、雷在天上大壯、君子以非禮弗履、

寛政乙卯秋　　天山眞逸源俊豈撰

右

天山先生砲術第一義、苟非其人不肯妄授、汝橋梓深信斯技、積年研究將造神器之域、故皆以與焉、古人云業精於勤、汝其勉旃、

號天山中興新術之祖

坂本孫八　俊豈

坂本孫四郎　俊元

豊島權平　行權（印章及び花押）

嘉永壬子仲春

牧山忠平殿

牧山猪七殿

猪七中小姓仰付らる

百目玉筒二門鑄造

斯くて父子歸國後四月十日には、可須村射場に於て、尙ほ一度天山先生五十回忌追善及び受傳の謝恩として、猪七は十匁玉銃二千百發の數打をなせり。內、中り千九百〇四丸にして、星中九百八十二を數ふ。越へて五月二十三日、彼は天山流砲術心掛宜敷く、數年出精の趣上聞に達し、奇特の事とて、特に中小姓仰付けられたり。

忠平は去る弘化三年壹岐に於て、百目玉筒二門を鑄立て車臺一切をも成就し、備砲に組入れられたるが、昨年來又同樣の造砲を思ひ立ち、弘化元年より据置かれたる基金の利子を用ひて、種々材料の蒐集に着手せり。然れども、大阪等にあらざれば揃はざる銅錫の如きは、注文後餘程の長日月を經ざれば着荷せず、今日よりすれば殆んど想像の外なり。忠平父子は天山流砲術一式の傳授をうけ、其射法に於て、其造砲に於て、共に學說と實地とを知悉し、堪能の域に達せりと雖も、先生は猶ほ誘導の勞を吝まず、父子亦研鑽止むことを知らず、兩々相待つて平戶藩砲術の盛名四方に馳す。嘉永六年四月二十四日先生(齡既に六十八)が猪七に宛てたる手柬の一節を見るに、

拙事も當春に相成り殊の外衰老、耳も一向聞へ不申、もはや明日の事も難計、萬一砲術之事御不審之筋も候はゞ、一日も早く御尋越御座候樣致度候、兼而御承知之通愚息事一圓志も薄く、家業受繼之程も無覺束、拙一代切りの樣にては、第一　上へ奉對候而も相濟不申候間、不及申事に候得ども、其段深々御心懸け何れ先々は流義御引うけ被下候樣致度候、鹿之助義も頃日一段弱り是亦もはや永き事も有之間敷、只今之處にては拙早きか鹿早きかは不知候得共、兩人共に大抵先之程も被知候樣存候、云々

(註、鹿之助とは先生の二男にして、長男崇一郎に比し多く望を囑せられ、先年の一手紙にも「鹿之助事頃日尚又一段疲勞之樣子にて、もはや長く生存之程も無覺束候、此度の花火も同人の船頭にも候はゞ、可也に上り候義も可有之哉と存候、同人死去にも候得ば拙家の智囊も失せ候義と歎敷候得ども、致方も無之候」云々と有る程なるも數年間に亘りて病に罹り、安政元年九月一日途に日野浦の鑄砲作業場にて逝けり。)

又嘉永七年即安政元年閏七月二十五日の手束には、

(前略)さて當鑄立は山崎もはづれ、八助方眼病、神戸は長崎出張、拙事も當夏の

甚暑に殊の外弱り、當春の拙者には無之、貴所御一人を頼に致候間、何分御繰合一日も早やく御渡海御座候樣致度候、云々

又其翌八月二十三日には、

拙者兎角とは申す者の、先書に申入候如く、當春已來心勞骨折のたゝりにや、頃日腰痛にて平戸往來(鑄砲場日の浦よりのこと)も出來兼、其上杢介(山崎氏のこと)八助方も出勤無之、只今之體にては、此度之鑄立は殊之外大切に存候間、多事之程は察入候得ども、偏へに拙老助け分に何卒渡海給り候樣賴入候、委細は其內貴面の上可申伸候、云々

豊島先生が如何に年若き猪七に望を繫げるかを推知するに足らん。猪七また忠平の一子たるに恥ぢざるものといふべし。

嘉永六年
百目玉筒二門の鑄造

嘉永六癸丑年(六十五歳) 去四年以來、諸材料の蒐集、其他の用意に遺漏なかりし百目玉筒二門の鑄造は、愈々新春正月十一日より鑄型の製作に取掛り、父子は門下の細工人二、三人を相手に、毎日仕事場に於て其工を進め、準備全くなり、二月三日、一門の試鑄をなしたるに鑄損じたり。他の一門は同七日鑄込みたるに好

成績を得、越えて十三日に至り再び鑄入みたるに、此節は特に上出來なりしを以て、茲に二門の鑄造を終り、直に其仕上げに着手したり。素より當時に於ては、今日の如き完全なる旋盤や、鑽腔機のあるにあらざれば、砲腔の仕上の如きは實に至難の業にして、所謂錐通しの作業は、勞力と時間とを費やすこと、今人の殆んど想像も及ばざるものありしなり。

斯くて砲身の仕上げをなすの傍ら、又車臺及び附屬器具の製作を始め、春の日の長きに倦まず、夏の日の暑きを厭はず、砲車の竣工をなせば、又之に對する彈藥及び矢砲錄等の用意をなし、加ふるに打手取立の申請をも其筋に提出し、茲に全く戰鬪力を具備せる百目玉筒二門を成就し、直ちに當局に上申せり。

奉伺口上覺

一、百目玉御筒　二　挺

但車臺仕掛並打前器械一式

玉藥の儀者爰許御圍より御用立可申上候、

右者、壹岐國異船御手當天山流大砲去る辰の年（天保十五即ち弘化元年）伺濟みの通、其後去

米艦琉球に來り尋て江戸に赴く

る戌（嘉永三年）の十一月七日同濟みの通、戌亥二ヶ年分之貳百兩利銀を以て、爰許にて當春鑄立、臺金物出來成就仕候、就右爰許御手當大砲前々より定御渡しに相成り居候御道具に御指加に相成候樣奉願候、左候はゞ勝本手、武生水手之五百目玉御筒に、右新百目玉御筒壹挺宛、御指加に相成り、打手之儀も、別紙奉願置候通、別段御取立に相成候樣奉願候、左候はゞ異變之節懸引之御便利宜敷義と奉存候間、何卒願之通被仰付被下置候樣奉願候、　以上、

丑の九月十一日（嘉永六年）　牧山忠平

伊島忠兵衛樣

堀江文八樣

斯くして右の新砲は外敵防禦の新勢力となり、忠平は計畫者にして同時に實行者たるの實を擧げたり。

此年四月十九日米國の使節ペリー提督は軍艦四隻を率ゐて琉球に現はれ、越えて六月三日には浦賀に來り、大統領の親書を將軍に致し、通商を乞はんとす、天下騷然、江戸戒嚴す。　九日幕府權りに米國の書を受け、明年答書を與ふべきを約

露艦長崎に來る

浦賀港內へ異船渡來の始末を報せる豐島權平の書翰

したるに、ペリー諾して江戶灣を測量したる後、二十日琉球を經て去る。幕府事の甚だ重大なるを思ひ、列藩諸侯の意見を徵し、或は水戶の德川齊昭をして幕議に與り、海防の策を講せしむ。然るに七月十八日には、又露國の使節プーチャチン提督、同じく軍艦四隻を率いて長崎に來り、宰相の信書を幕府に致し、通商を乞はんとす。天下益々鼎沸、幕府の困惑甚だしく、その末路に傾くの色彩漸く濃厚となり、或は非常節儉令を布き、或は大船製造の禁を解き、或は和蘭に依囑して船艦銃砲を購求し、或は品川灣頭に砲臺を急築す。而して未だ開國進取の國是を樹立する能はず、世を擧つて渾沌、此時に當り忠平の苦慮焦心想ふべし。素より大廈の傾く一木の克く支ふる所にあらずとするも、其信ずる所を行ひ、自己の職責に忠にして意氣の壯なる尋常人の企及し能はざるものありたり。豐島先生より牧山父子に宛てたる手紙に、ペリー及びプーチャチンの來航に關し詳細に報告せるものあり。今左に摘錄せん。

嘉永六年六月三日未の刻浦賀湊內え異船渡來始末左の通

北亞墨利加共和政治洲之內、ワッシントン（都府の名）國王よりの書翰持參之由にて、火

輪船二艘（大熕二十八挺備）軍艦二艘（大砲二十八挺備）其內大なるもの四十四・五間位、小は三十間程、相州觀音崎より浦賀湊內え碇を投じ候に付、當所御奉行戶田伊豆守殿より江戶表え注進、右に付

將軍家始め奉り、大小名其外下々迄大騷動、六日之夜猿島內神名川之沖本牧（ほんもく）之先迄、火輪船二艘乘入候に付、又々注進櫛之齒を挽く如く、同夜御老中、若年寄其外諸役人衆御登城、

翌七日諸大名豆相房總の海岸所々御固め被仰渡、夫々御出馬、

同八日浦賀御奉行井戶石見守殿出張、

同九日浦賀近濱栗濱と申所にて、右異人共携來候書翰御受取、其節異人三百人、何れも劍付筒持、バッテーラ（テンマ舟の事）拾三艘にて上陸、陣列正敷相渡候由、此方にても浦賀兩御奉行、左右諸大名嚴重に御備、御受取に相成候由、江戶にては右異人共若內海え乘入候得ば、スキヤ河岸火之見櫓にて、早半鐘打候を相圖に、御府內中惣早鐘、諸大名惣登城之御觸に有之、市中も大騷動にて、今にも早鐘相鳴り候はゞ、逃げ候積にて夫々支度有之候由、若年寄衆も御登城の上、直に出馬之心

懸に相成被居候由、然に翌十日夜東海道川崎沖迄四艘乘入候に付、又々注進有之、御老若御登城、何故か御出馬も無之、半鐘も打不申候、又彼船も無故猿島迄漕戻し候、御返翰は八月頃又々請取に參り可申とて、十二日内海出帆、浦賀沖え掛り居申候、翌十三日早朝彌大洋中え乘出し帆影も相見え不申由、注進に付少々は穩に相成候得共、諸家樣未だ御堅め所御引取無之候。 諸家樣御固め所え武器運送御人數操出等にて、市中抔は今にも合戰可初迚、大騷動仕候、

彼異人共小船にて品川沖邊水之淺深測量致候由、剩へ永代橋邊迄も乘入、候由に候得共、夜中の事故知る者絶而無御座候、古代より浦賀湊内え異船乘入候事は絶而無之、其上江戸近海へ乘入候抔は狼藉の致し方、何分日本を侮り候致方に御座候、

右者先日長崎え相越候節、高島方に有之候書狀之寫也、

扨右亞墨利加一件に付、彼國王よりの書翰　公儀より此元抔へも御渡しに相成、此度之義は實に國家之御大事に付、　殿樣思召付も被成御座候はゞ、忌諱に觸れ候義たりとも、少しも無御遠慮、被仰上候樣との事に付、右御書付物頭並已

米國の威嚇

上拜見被　仰付、何れも心付有之候はゞ、申出候樣被　仰付候に付拙老も乍不及一封致上書候、扨右國王よりの書翰之大意は、彼近來日々月々に盛んに相成候に付、交易始め候はゞ、相互に利益可有之、尤先方より望之品は重もに穀物並石炭と申事に候、近來火輪船頻りに相用候に付、右焚料石炭夥敷入用に候處、印度廣東へ往來之船、始終日本南洋を通行の事故、日本近海にて石炭焚切り候節、事缺きに候間、右石炭を重もに望之由、其外冬春は日本近海へ專鯨取指出候處、右船水薪等切れ候節所望致度、是迄日本にて異國人といへば、寇敵之樣之御取扱に候得共、萬國共に右樣不道之處は無之候間、已來左樣無之樣抔と申事之由、扨是者國王よりの書狀には無之、右使者之者より指出候書付之由、右交易御聞濟無之候はゞ、コルヘルニヤ(カリホルニヤならん)と申湊より日本迄火輪船にて參り候得ば、(此方道法(みちのり)にて三千里計り、)十八日懸り候得ば走付候に付、數艘の軍船指向け可申に付、左樣御心得被成候樣申越候由、此上如何相成可申哉、甚大切至極之事に御座候、

一、長崎えも去月十七日俄羅斯船四艘、(内壹艘は火輪船)是亦交易相談之由にて、彼本國

より態と使者遣はし候由、彼國都ペトルブルク（當時のセント・ピータースブルグ即ち今のレニングラードならん）より去九月出帆、凡日本里數にて壹萬四千里程之海上を經て、此節長崎え着之由、右に付ては、爰許よりも御屋敷固として、行軍砲貳挺、支配士打手共に大筒組貳拾五人、外に御先手頭貳組出張相詰申候に付、拙老も見物旁先月廿三日出船相越、二十九日迄致逗留追々承り候處、是亦急には引取申間敷、如何相成可申哉と被存候、大舟共外船番屋敷之者共、何れも番舟に詰切にて壹人も在宿不致候、公儀にても東西打續之異船にて、誠に御困窮の事に候、淺五郎（前記の高島也）面會之處先達御送り之品之御禮、云々（中略）　右船寸尺等左之通、

第一、フレカット　　中軍船之名

　石火矢五十挺　上拾丁巣口七寸位 下拾五丁六寸五分

重役之名　ブーチャーチン

船之名　パルラーダー

船長サ　六尺三寸間、三十八間半六寸五分

同幅　九間一尺七寸

乘組人數　四百二十六人

第二、ストームホート　火輪船之事

石火矢拾貳挺　七寸五寸位

船之名　ウヲストック

船頭之名　コルサコフ

同長サ　十八間三尺六寸

同幅　五間七合七寸（明確なかぐも其儘しるす）

乘組人數　三十八人

右二艘　ピートルフユルクの船

第三、コルフエツト　小軍船之名

石火矢廿挺

船之名　ヲリウツサア

船頭之名　ナシーモフ

同長サ　二十七間一尺五寸

同　幅　　七間二尺七寸
乘組人數　百六拾三人
第四、タランスポルトシツフ　運送舟
石火矢拾四挺
船之名　インシンユウ
船　頭　フウールウルヘルム
同長サ　廿二間四尺四寸
同　幅　四間五尺三寸三分
乘組人數　廿八人
右貳艘共カムシカツトの船
魯西亞國ピートルビユルクより四艘共一同去子十月（此方の九月）出帆
右者、交易其外色々相談願等有之、渡來之樣子に候得共、押參り候迄は未だ國王よりの書翰御受取も無之、憶成事は不相知、何れにも當年中抔には歸帆有之間敷と存候、アメリカ船は浦賀より出船直に琉球え參り候由、此已後日本取合に

付ては、琉球にも一年も逗留可致に付、地面借り受度申一應及斷候處、殊之外立腹にて忽亂妨にも及可申樣子に付、先づ任其意置候旨届け有之候段、薩州より申達に相成候由、此後如何相成可申哉、今より五年十年の內には、色々珍敷世の中に相成可申處、拙老にも今十年若く候はゞ承り候て死し可申之處、迚も夫迄は存命致間敷殘念存候、此外異船一件に就ては色々申入度義も候得共、取込旁先づ致擱筆候、早々不一、

八月十六日認　　　　風　軒

忠　平　樣

猪　七　樣

また異船渡來に就ての仰出あり

此年九月復又異船に對する心得發布せられたり。之れ歐米各國船の來航屢次にして、且つ互市通商を要請すること甚しきがためならん。其文に曰く、（嘉永三戌年の條下參照）

御領海え異國船渡來之節、御手當之義去戌年も相達置候處、此度猶又別紙之通被　仰出候、云々

また、

嘉永三年戌の八月相達置候に付、御領分中於島々も不洩樣、夫々手配可罷在事に候、然る處、當年は浦賀表へ亞米利加船渡來、不容易願筋申出、其の上長崎へは魯西亞渡來、是又情實難斗、殊に御領海之義は連年時節も不相定異船通行、彼是大切至極之事に付、御手當向猶又嚴重御取調相成居候得共、第一其所へ兼而御定被置候御手當之面々は不及申、土着之者迄能々手配行屆不申候而は、異變に臨み從御城下御人數被指越候儀も、風波激敷節は急速出來兼候事故、近島よりは樂に救合候樣無之候而は不相濟候間、戌年相達置候通り猶又早々其所限土着之人數取調組合を定可申達候、用具等は文化以來在浦共心得罷在事に候得ば、此節は別而不覺悟之者無之樣可申付候、玉藥火繩之儀は定渡之外、鐵砲所持之者へは、其人高に應じ御渡し可相成旨被　仰出候、

九　月（嘉永六丑年）

之れより先き衣食住に關する仰出もありたり。

衣食住之儀に就而は、深く

御趣意も被爲在、
御代々樣、被　仰出候御制法にて、其砌は被相行候得共、自然と相弛み年數相立ち候に隨ひ、不心得之向も有之候哉、兎角御制禁之廉も無之體に成行き、次第に好華美飾形容候風俗と相成、不本意之事に付、去る寅年（天保十三年）御當代御初政之砌、被　仰出候處、近頃に至り猥之筋間々有之趣、相聞甚如何之事に付、猶又別帳之通相守り、彌々違亂之筋無之樣、被　仰出候、若し等閑に相心得候者、於漏聞は無御用捨屹度御計らひ可被　仰付候、
但支配有之面々者、右之段可被申聞候、
四月二十九日（嘉永六丑年）　小倉衞守（城代）
國中
中老嫡子格中
大小姓中
御馬廻中

とあるも、其の條文散逸して知る能はず、暫らく之を安政三年五月發布の分に讓

嘉永七年

平戸日野浦にて大砲鑄造

らん。

嘉永七甲寅年（六十六歲）（十一月二十七日安政と改元す）忠平は昨年自ら百目玉二門を完成せしも、之れを以て滿足せず本年は平戸日野浦に於て大砲鑄造の擧あるにより、猪七に出勤仰付られたるを幸ひ斯術の奧義を究めしめんと欲し、正月十日の未だ屠蘇氣分さへ消えざるに早や彼を勝本より出帆せしめたり。夕刻平戸に着するや、彼は師家に入れり。これより彼は直に日野浦に於ける鑄砲作業に從事する筈なりしが、壹岐に配給せらるべき十匁筒約三十挺注文の件、及び鑄砲用錫の價格暴騰せしにより、之れに關する取調べの用向のため、彼は特に選ばれて十六日同所出發長崎に向ひしが、晝夜兼行して往復用務を果し、二十九日日野浦へ歸着せり。之れより彼は愈々鑄造の業に從ひ、五百目玉三百目玉二百目玉筒約十門の鑄砲を了り、五月早々一旦歸岐せしが、九月再び藩命により渡平の上日野浦にて五百目玉以下百目玉筒に至る約三十門の鑄砲に從事し、十一月下旬作業を終り、壹岐に配屬せらるゝ三百目玉筒二門及び二百目玉筒一門の宰領をなし、十二月下旬歸岐せり。

五百目玉筒以下三十門の鑄造

壹岐全島を巡視して大砲仕懸場十一ヶ處を選定す

斯くの如く子猪七が外にありて造砲の事に盡瘁せる折柄、父は尚ほ老軀を挺して壹岐に於ける防備の充實に餘念なく、正月より二月に亙りて、城代松浦右膳に隨從し、壹岐全島を巡規し、豫て申出の大砲仕懸場所（即ち砲臺）候補地十六ヶ所中より、更に詮議研究の上十三ヶ所を選定したりしが、城代山本甚左衛門交迭し來り、牧山父子を從へ五月十日より再見分を行ひ、多少の取捨をなし、十一ヶ所を選定せり。即ち、

本宮村	龍王崎
可須村	馬場崎　辨天崎　赤瀧の上
箱崎村	立神鼻
諸吉村	瀧の上　八幡崎
筒城村	山尻
石田村	椿崎　妻ヶ島
渡良村	玉崎
	〆十一ヶ所

其後も亦次第に變化せり。（慶應三年十月編成表を參照せよ）

此年閏七月には、又各砲臺其の他を巡視し、具さに其の利害得失より將來の施設に對する意見を上申せり。忠平の手記の一節を見るに、「嘉永七年三月二十二日御用に付御郡方へ出勤の上御郡代堀江文八殿より被仰付」

爰許御舘附、御郡方附、押附、兩遠見番附（若宮島及び武之辻）鐵砲五十目玉より一兩玉迄御手當の御筒、惣而三十發宛之玉藥以前より御渡之處、此度惣而百發宛に御增渡相成候得共、相心得候者無之に付、何卒小筒玉藥共に一切引受世話致候樣被仰付候、四月二日より出勤、（中略）閏七月二十日迄に國中御手當百發宛の玉藥永久御手當相成候樣、盡誠心聊無麁相、相揃へ相納め、殊の外骨折不成一方心配致、云々

相心得候者無之に付云々は、誠に心細き次第なるが、忠平が當時如何に必要なる人物なりしかを察するを得ん。忠平は天保八年六月漸く役馬廻に列せられたるまゝ十有八ヶ年、父子擧つて奉公の誠を致せり。而も出勤扶持さへ碌々支給せられず、各地旅行の如きも多くは手覺悟を以てなせり。利害に恬淡たる忠

一藩天山流砲術稽古の諭達

武器彈藥總世話役となる

國中人士の師事する所となる

平の貧困は殆んど昔日の如し。たゞ國事を念として自ら弛惰を許さず。五月二十六日郡代よりの申渡に、

數十年間十匁の手筒用意奇特之事に付、玉藥當一ヶ年分として三十發被下置候、云々

此の年天保八年の舊制「諸士中並給人中砲術稽古被仰付候」を復興せんため、藩は特に命を下して諸士中並嫡子、二男、三男、役馬廻中、同忰、中小姓役方表、御徒士組役方表等蹈繪御免以上之者は、凡て今後天山流砲術へ入門稽古致すべき旨、諭達せられたるを以て、天山流の聲價と共に牧山忠平の盛名は藩中に嘖々たり。彼は此の年を以て武器彈藥の總世話役を仰付らる。天下騷然たるの時に當り、其の任や重大にして、其の職や劇忙なりしといへども、併かも其の待遇に於ては、依然として一役馬廻に過ぎざるなり。されど門閥思想と因襲の弊風とに捉はれ易き此の時代に於て、嘗ては一石工なりし忠平は今や國中の名門先進をして悉く己れに師事せしめ、能く斯道の流布大成を遂行したり。豐島先生は十二月二十五日一書を彼に寄せて曰く、

安政二年

五百目玉百目玉筒の町打と新砲に要する彈藥製造

(前略) 將又、其地諸士中給人中末家並蹈繪御免の面々入門、都合百二十四人入門有之候由にて、名前書御送り委細承知、扨々多分の入門にて喜入候義、第一は貴所御世話の屆き候故と致感心候、此元抔は當春已來、勘定場支配、中小姓、御徒士支配等入門有之候樣、追々被仰出候得共、漸く五、六人入門有之候迄にて、一向入門沙汰も無之、仰出しも無に相成候樣にて致赧然候、云々

斯く砲手の採用と彈藥の補充とに苦心せしが、前揭の如く小銃彈藥に止まらず、三百目、二百目及百目玉筒の彈藥をも製造し、二百發乃至三百發宛の增加を遂行せり。

安政二乙卯年(六十七歲) 餘寒未だ春信を遮る二月の上旬より、忠平は其老軀を提げて町打の準備に怠りなく、月の二十三日五百目玉並百目玉筒の町打を可須射之辻に擧行し、士氣の振興と技術の進步とを計り、特に昨年配備せられたる新砲の彈藥補充には、非常の苦心を重ね、近來殊に物騷なる異船の來襲に備へんがために、全く寢食を忘れたるものゝ如し。 之がために每日彼の許に集る焔硝搗の人數は實に夥し。

此の新砲に對する新製彈藥は次の如し。（舊砲には皆具備せり）

一、合焔硝十五貫目　但三百目玉筒二挺打藥二百放分彈丸二百丸
一、同　五貫目　但二百目玉筒一挺打藥一百放分彈丸一百丸
一、同　七貫目　但百目玉筒二挺打藥二百放分彈丸二百丸
〆　二十七貫目

右は當卯の三月二十九日格納濟となれり。斯るうちにも彼は平戶に於ける昨年來の鑄砲事業に恩師の切望もあれば、猪七を出張從業せしめ、三月より六月に至るまで、一に自ら門弟指導の任に當り、或は筒城濱に於ける城代閱兵（三月二十二日）の指揮を取り、殆んど寸暇あることなし。今より其の胸中を忖度するに、近年頻りに出沒する異船を見て、必ずや弘安の昔に想到したりしならん。併かも其の殘虐の覆轍を免れんがために、神風をのみ祈らずして、必ずやその練達せる砲術と防備の充實とを賴みとせしならん。今日よりすれば管見の譏りを免れずと雖も、當時に於ては最も適切なる態度と稱すべし。

此の年十月二日には江戶に大地震あり、火を失して藩邸亦類燒の厄に遭ふ離

御馬廻席に召さる
壹岐國砲術師範仰付らる
忠之平と稱す
豊島權平故郷に歸る

島の防備は其の劃策に於て、其の技能に於て、一に忠平の手腕考案に待つものゝみ。

十一月二十五日御用に付忠平は平戸に渡れり。越へて十二月七日登城せるに、格別の思召を以て御馬廻席被召成、切米二石御加增の上、壹岐國砲術師範を仰付られたり。文化六年天山流砲術に入門し、豊島權平に師事せしより方さに四十有七年、殆んど半世紀に近き長日月間、紛骨碎身砲術に始終し、國防に盡瘁し、また他あるを知らざるものゝ如し。今や漸く其果を結び、防備完成して其身亦世襲の士班に列し、名實相稱へる砲術師範の榮冠を贏ち得たり。市に魚を鬻ぎ、山に石を刻める往昔を追想し、感慨無量のものありしならん。これより通稱忠平に「之」の一字を加へて忠之平と稱したり。

此の年を以て豊島先生は故山に歸參せんとす。先生國表を去つて既に五十年に垂んとし、齡方さに七十なり。左に先生より牧山父子に宛てたる手翰等を掲くべし。當時に於ける君臣の義、師弟の情等を窺ふべきものあり。

書取

權平は若年國表を出奔す

無盡講を立てゝ旅費に充てんとす

拙者事已前、信州立出候節、他所稼之願出、再三指出候處、御聞濟無之、右は其前家中之若手砲術致修業候者兩三人、追々他所ゑ被召抱候末之儀に付、又候右樣有之候而者、國家之恥辱に相成可申との事にて、拙者事は、足留致置、奥女中之名跡に被申付候筈之內意にて、夫故願筋相叶不申由、懇意之役人中より內々爲知候に付、奥女中之名跡抔致相續候義迷惑に存じ、年若之不了簡にて押而立退申候、右に付先年江戶詰被　仰付在府中、右不埒之段御用捨、國元立入之儀御免被成下候樣、再應致歎願候得共、御聞屆無之候に付、無據其儘打過申候、然る處去十一月中彼地親類共より、尙又願出候處、別紙之通早速相濟候由、就而は右御禮も可申上、且は兩親墓參旁早々被表へ相越候樣申來り候に付、罷越申度候處、小生事此元に而不存寄新參之身分、段々結構被　仰付候故、供廻り等も相應に召連不申候而は、　上御外聞にも相係り可申、且は故鄕に錦と申譬も有之候得ば、所也に取繕罷越度候得共、元來勝手向不如意、其上近來打續き子供兩人死去、旁何分手覺悟を以相企候儀出來不致候、依之近頃申兼候得共、砲術御門人之御方樣御無心申、無盡講守立相越申度候間、重々御面倒にも可有御座候得共、右御同

門之御好みを以、一口づつ御加入御出銀も被下候はば、御蔭を以無滯相越可申、
重疊忝奉存候、尙委細之儀者、牧山猪七方へ致相談相賴置候間、御承知之上宜敷
御取斗被下候樣奉希上候、以上、

卯五月十二日　　豐島權平㊞

壹岐國

天山流御同門衆中樣

＊　＊　＊　＊　＊

佐治逸平

其方大叔父權平儀、年若之節爰許を立退候上、松浦肥前守樣え被召出、荻野流砲
術手廣く致師範罷在候之由、其後御當地え足入之儀、每度歎願も相聞候得共、
御家法も有之儀、容易に難被遊　御聞屆處、近頃異國船度々渡來、殊に西國之儀
者、鎭護第一の御場所にも候得ば、格別之骨折も有之哉に被及　御聞從　御家
罷出候身分功勞を顯候段、別段之儀に被　思召候に付、年來之志願被成下　御
聞濟候間、以來足入之儀可致勝手次第候、此段權平えも早々可申通候、

十二月三日

當時猪七は恰かも大砲鑄立のため、平戸日野浦に詰切り中なりければ、六月歸岐して父子相談の上、猪七引親代として無盡講を起せり。其臺帳を見れば、「御別紙二通を以、申談候人數左之通り」として百四十九人を列記し、其終りに、

〆百四十九人に而

六八金六兩貳分（六八とは金銀の換算比率を示すものなり）

外に金　壹　兩　壹州大筒組中より

合而　金七兩貳分

右者、去夏御書付を以被仰付候御無盡之儀、爰許御同門中之內申談候處、右懸け流しに可奉指上旨申談候間、御餞別と被思召上御祝納可被下候、必後而御懸戻しにおよび不申上段申談置候、以上、

辰の正月　　牧山猪七

豐島權平樣

右之通慥に致落手候、何れも衆懇志之程厚忝、實に無詞干謝候一々書狀を以て

可申謝候得共、連中多候事故致略候間、序之節宜被申通候樣賴入候、以上、

辰正月二十日　　　　豊　島　權　平㊞

牧　山　猪　七　殿

豊島先生は九月一日を以て信州行を許可せられ、同月二十一日平戶を發足し、十月八日飯田を經て高遠に着せり。山河空しく存して、父母家に在さず。楓林方さに紅にして、頭髮既に霜を帶ぶ。五十年の星霜甚だ永きが如くして實に短かしの感、先生の胸中に浮びしにはあらざりしか。先生之れより轉じて江戶に入り、大阪を經て平戶に歸りしは、翌安政四年正月十日なりき。之れより約一ヶ年卽ち安政五年二月二日に歿せられたり。享年七十三。先生が忠之平に寄せられたる平戶歸着直後の手紙の二、三を錄せんに、

今度罷越候主意は、彼地の車臺一見、且岩瀨佐兵衞同道之積り御座候處、車臺之儀は不一通秘事の由にて、一見出來不致、其上佐兵衞も死去にて、つまり不申、第一之主意一つも不致成就殘念御座候、云々

岩瀨佐兵衞とは如何なる人なりしや、今審にするを得ずと雖も、恐らく砲術堪

豊島權平歿す

能の士にして、斯道研究に同行の必要ありし人物なりしならん。古稀を超ゆるの頽齢を以てして、尚ほ砲熕の研究に專念せらる、敬服の外なきなり。嗚呼此の師にして此の弟子ありと云ふべし。先生は自から成すを勉めたるのみならず、他も亦成さしめんと努められたり。書信の一に、

(前略) 御館にて一ヶ月一度づゝ小目當も相始まり候由、一段之義に御座候、付ては兩度之中り付も御送り、何れも衆宜しき出來の樣子にて、致大慶候義に御座候、右中り付並町打中り付も、田村氏抔申談都合宜しく候はゞ、上御覽に入れ可申と存居候間、左樣御承知可被下候、云々

又他の一書には、

一、其表稽古大繁昌の由、一段之御事に候、就ては町打中り付御館にて兩度の小目當中り付も御贈り忝く候、拙老一人一覽斗にても何之事も無之事故、右兩樣中り付に猪七丈書狀を相添、文右衛門殿へ遣し、同人衆心付之樣にして極内々、
御兩殿樣御覽に入り候樣、相賴置申候、何卒右樣の手數にて御筒等相增候樣相成候得者、此上も無候得共、未だ其後の處承り不申候、此元抔は貴境とは引

老して朽せす

替、畢竟我等行屆不申故にも哉、碌々出精之人も無之、赧然いたし候、云々

尙ほ他の一例を、先生が安政四年二月十六日附にて送られたる書簡に取らんに

先達御丹誠之硝石、於江戸所々へ爲御見被成候處、極品の由何方よりも申し上り候に付、何卒永續致候樣、近頃被　仰出候、右に付先づ差當り之處は、古館焔硝焚に爲取、夫を致上製候積りに候、其地鄕之浦凪本(勝本の舊名)等其外人家餘計有之候所々土之樣子、御序に爲御知可被下候、云々

七十二翁が六十九翁を皷舞奮勵する處頗る偉とすべし。

斯くの如き薰陶を受けたる忠之平は、亦門人の愛護に厚く、常に推輓の念深かりしと見え、之れに關する書類極めて多し。今其の一例を左に示さん。

奉願口上覺

元勝本組大筒組本見習
新城村内蹈
豐永常作

右之者、天保十亥年勝本組大筒打内見習被　召出、弘化二巳年本見習被　仰付、

嘉永四亥年迄十三ヶ年精勤仕居候處、人別御調に就て筋目不宜者にて、百姓御調出しに相成候に付、御組高引入罷在候、然る處彼者之義者、私門人の内にても、所作柄格別に上達仕、追々砲術傳授等も仕候程の者にて、屹度御用立候者に御座候間、此者に限り其身壹人元御奉公に被　召出被下置候樣奉願候、彌增に奉願候儀甚恐多奉存候得共、御手當向重の所作柄拔群上達の者に付、何卒格別の御憐愍を以、願之通御免被成下置候はゞ、私に至り重疊難有仕合奉存候、此段宜被仰談可被下候、以上、

卯十一月（安政二年）　牧山忠平

堀江文八樣

今井一郎兵衛樣

安政三年新春の嘉祥

安政三丙辰年（六十八歳）　昨冬極月七日士班に列し、師範となれる忠之平は、此の喜びを以つて安政三年の新春を迎ふ。先づ正月元日午前二時起床、身仕舞をなし、四里を隔つる御館へ行き、年賀の禮を述べ、翌二日には東光寺に到り、祖先の靈を拜し、轉じて大筒組大砲打稽古始めに出席せり。之れより毎日或は新年の

祝賀式に列し、或は各階級の大砲打稽古始め、又は矢場打に出席し、放縱なる所謂正月氣分なるものは、その腦裏に一もあることなし。否十二日の日記には、庄屋へ諸士中給人中の總會咄合あり、冠婚葬祭の節酒無用之事申談、彌々嚴重に相極べき旨申談とあり。

忠之平は昨年十二月恩命を拜したるにより、門下の人々と其慶を共にせんがため、左の廻狀を廻はせり。

口上（控）

拙者儀、先般不存寄御馬廻被　仰付、重疊難有仕合奉存候、依之來る十日御稽古初御序に相祝御印之麁盃進上申度候間、同日早朝より御出席可被下候、右御案內迄早々如斯御座候、以上、

正月七日　　牧山忠之平

何々村

諸士給人衆之外

天山流入門各樣

斯くて十日には、諸士中給人中の稽古始あり、彼は出席して昇格の披露をなし、同門衆の祝賀をうけたり。之れより先猪七御用に付渡海可致旨通じ來りしを以て、正月十七日早朝勝本出帆、同夜半着平、直ちに豊島先生父子に面語せり。翌々十九日正午猪七登城せしに、役馬廻被仰付たり。

猪七役馬廻仰付けらる

父さきに御馬廻に召成され、今其の子中小姓より進みて役馬廻仰付けられたるは、父子同時に砲術師範たらざるべからざるが故に、其の資格關係上必要なりしためならん。（猪七は二月朔歸岐せり）二月八、九、十の三日間に亘りて、先輩故舊知己門人を會し、大に饗宴を張り、其の慶福を分ち、武運の長久を祈れり。

初めて大饗宴を張りて武運長久を祈る

其の宴に用ひたる鯨肉は、勝本の素封家永取家の贈る所、其の種類方さに九十九にして、鯨肉の各部を盡せしものなりしと云ふ。

　百年に一年足らぬつくもがみ我を戀ふらし俤に見ゆ

の意を寓せしにはあらざるべきも、忠之丞がいかに時人の敬愛を集め居たるかを察するに足らん。越えて三月七日には、尚ほ牧山一家を祝福するものありたり。

猪七亦賞を受く

即ち猪七が數年來平戸に於ける大砲御鑄立掛として、熱誠其の事に從ひし數十挺の大砲、此節全部竣成せるにより、特に骨折致し太儀に候に付とて、御社祚

一具並金一封を賜はりし事之れなり。

豊島先生より猪七に宛てたる安政三年二月八日附の書簡左の如し。

(前略) 拙老去る四日麻上下にて致登城候樣との御事にて罷出候處、是までの御合力稽古料御取結高百石に被　仰付重疊難有、乍然御鑄立も實は貴樣抔精々にて出來之處、我等而已右被　仰付候ては、汗顏の至りに候、云々

また八月五日の手柬には、

(前略) 其地稽古人追々多人數相成、殊之外出精、作右衛門殿にも御館矢場にて一ケ月一度づゝ、中小姓已上小目當も被始、旁一統競ひ候處、何を申すも御簡數無之、只今之張り込み拔け不申內、上より少々御世話も被爲在候はゞ、大繁昌可致之旨一段之義に候、即町打中り付御送り、何れも相應之出來と相見へ申候、殊に人數も餘計にて、畢竟貴所橋梓御世話之被屆候故之儀と致感心候、此元抔は夫れとは引替へ、中小姓徒士組之處は拙宅の稽古は御取上げの姿にて、杢介殿宅にて稽古有之候樣被　仰出、同人受持に相成候得共、未だ同人衆の方にて稽古初り候樣子も無之、拙宅へも參り不申、先頃町打の節も爲知狀一々遣はし候

處、中には返事も參り不申、勿論當日も不參に付、畢竟　上より被　仰付候町打之義、書狀の返事も不申聞樣にては餘り等閑之致方に付、何とか御沙汰有之候ても可然哉之旨申達置候得共、何たる義も無之候、云々

新居に移る

所謂御麓に於てさへ稽古向き行渡る事は困難なるに、壹岐に於て却つて隆昌を致せり。此の年忠之丞は、曾つては室內に雨傘を翳したりと云ふ歷史的の陋屋を猪七の居所と定め、自からは西戶觸上の林に一戶を建て、四月二十六日移轉せり。之れより少しく閑散の生活に入り、猪七主として砲術方の百事を擔當せしものゝ如しと雖も、事少しく重大となれば自から邁往奮進す。茲に面白き事例あり、六月十三日よりの日記を抄錄せん。

十三日、晴天、御館へ能澤作右衛門殿へ初めて相伺ひ、早速砲術稽古月に一度宛は諸士中、並中小姓中、役馬廻悴迄は致合稽古候樣被仰聞候間、定日等の義を申談之上可申上候段申上置。十四日、中尾丹彌殿へ右之段諸流稽古同樣被仰出候旨、外稽古日差支無之時分、一同に被仰達、諸士中にも一同被仰通被下候樣相賴候處、今日長島加賀右衛門殿被參候に付、御相談可被成旨被申聞候、就右相賴

置引取、大筒組稽古爲致、
同十五日、丹彌殿へ參り候處未被歸由、大砲方稽古爲致候事、
同十六日、右同斷之處不被歸候由、
同十七日、早朝丹彌殿へ相越候處、加賀右衞門殿へ屹度被　仰出候譯にては無御座候間、拙者方より諸士中一統へ相觸候義致兼られ候由被申聞候、就右「一筆啓上仕候、然者天山流砲術稽古之義、月一度宛は御館にて有之度、御城代の御方より被仰出候間、左樣御承知御出席可被下候、尤も定日之義は相極め申達候樣との御義に御座候間、當月は來る二十三日、來月よりは十一日と近日中申達候圖り(?)に御座候間、是又御承知御出席可被下候、右之段爲可申上如斯御座候、恐惶謹言」右之通り可須村何某殿(宛名略す二十)
同二十三日、晴天、御館へ中小姓以上出席、何れも精々と相見え御感心の由、御吹聽有之候事、(以下略)
今一つこれに類するものを掲げん。

口上覺

京都より被　仰出候趣、近頃御觸達相成候由、當村へも相達候旨粗承知仕候、然る處夫より二三日も過候得共、私方へは相達不申候に付、若間違共には無之哉庄屋方へ兩度問合候處、覺不申段以書付申出候、御觸達之儀、右樣等閑に相成候而は、上を蔑にし下へは通し不申甚だ不屆之儀と奉存候、被　仰出候儀承知不仕候而は、御主意齟齬仕甚恐縮至極奉存候、依之御達申上候、此段豐　隼人助殿へ被仰達可被下候、以上、

四月朔日　　　　　　　牧　山　忠　之　平

有浦民右衛門殿

善を急ぐこと流るゝが如く、他人の賴るべからざるを見れば、自から敢行辭する處なし、而かも決して直情徑行の頑物にあらず、卑賤より身を起せしだけに下情に通じ、人意の機微を知り、其の門弟を引立つるが如き、實に肉親も及ばざるものありしと云ふ。例へば先年鑄砲をなし、其の車臺の製作に從事したりし一木工、一鍛工にすら君恩の厚きを浴せしめんと欲し、

右之者此節新御筒臺出來爲仕候處、魂丹に出精仕、車臺仕懸け成就に相成御用

立候御道具に御座候、就右御事多の御時節御願ヶ間敷恐多奉存候得共、其身一代宗門御免被　仰付被下置候樣奉願候、左候はゞ追々御用之節々御爲にも可相成者と奉存候、依之重々奉願候、何卒願之通被　仰付被下置候樣、此段宜敷被仰達可被下置候、以上、

八　月

右之者此節新御筒金物出來爲仕候處、魂丹に出精仕出來成就に相成、御用立候御道具に御座候、云々（前文と相同じ略）

とて必らず分相應に出世の途を講じ、民心をして倦まざらしめんことに留意せり。

此の年春には、初山村奈良尾峠にて、大砲方新入門者中の町打あり、引續き御道具繰出しの演習に、忠之丞は其の指揮を取り、十二月に城代見分の下に大筒組稽古打ありて中々に樂隱居たるを得ざるなり。此の年四月藩内一般特に儉素を旨とすべき旨訓諭せらる、曰く、

當節非常御手當向御肝要の折柄、御家中之儀も連年歩上米被　仰付、手當向行

屆兼可申に付、御勝手御難澁の儀には候得共、是迄年々御城下、徒士組以上三歩、在宅並弓組以下二歩之御心附は被下置候處、去冬江戸大地震（安政二年十月二日のものならん）御上屋敷御類燒にて、東西彌增之御難澁相嵩候、乍去江戸表御普請向之儀、御公務御指支無之丈は、是非急に御取懸無御座候ては不相濟候處、一向右御手當無之、就ては御領分一統へ御用銀被　仰付、其外種々御指繰を以て、假御殿並諸役出勤所御長屋向丈、御出來の御趣段々相成候、左候得共、當暮三歩二歩例年之通御心附被下置候儀、何分被行屆間敷甚　御心勞被　思召候、當暮に至被　仰出候ては、猶更何れも心當違可相成候間、前條之通り御災患之次第何れも恐察仕、一統如何樣にも質素に致し取續候樣可相達旨被　仰出候、

四　月

誠に人情を穿ちたる訓諭なり。而して藩の財政は斯くの如き事にては、中々豐富に立ち返るべき見込もなきに、一方には世間非常に物騷にして、殊に去る嘉永二年異船の來航、同六年の英米の要請及び條約締結後は益々甚だしき世論の沸騰等にて、海岸御手當は一層嚴重となるべき筈なり。忠之丞が此の間に處し

て苦心慘憺するは想像に難からず。此の月又山林に關する制度を發布し、御山方定格なるものを制定し、開墾に依る地目變換等に至るまで詳細の調査を遂げ、運上の賦課を増し、且つ公平を期し、併せて濫伐の弊を救ひたり。

其の翌五月には、又衣食住に關する詳細なる仰出有りたり。少しく冗長の嫌あれども、吾人の父祖は如何なる制度の下に生活したりしかを示さんために、茲に列記すれば次の如し。讀者は隔世の感に打たるゝなるべし。斯くの如き訓諭は國主襲封の際毎に、多く出されたるものなれば、固よりこれを以て嚆矢とすべきにあらず。毎回多くは大同小異なり。茲に一例を示すのみ。

御家中末々迄衣服之儀、前々之通上着木綿之外不相成候、年始、御規式、玄猪、歳暮、九月御祭禮、是迄之通可相心得候、尤公儀を初め質素儉約格別被　仰出候故、御規式中其外熨斗目（のしめ）服紗着用之廉にて、熨斗目代り木綿腰明染付相用候共、服紗代木綿紋付相用不苦候事、

但、近年子供衣服へ木綿腰明染付、平常着用爲致候者も有之旨相聞候、以來熨斗目着用之代り相用候外爲致申間敷事、

一、上下袴是迄之通、尤夏冬共單袴手織之類相用不苦、此後出來之節、成尺(なるたけ)手輕之品可相用事、

一、夏衣類肩衣羽織袴是迄通可相心得候、尤此後出來候節、成尺手輕之品可相用事、

一、野袴絹類御馬廻以上者、騎馬勤も致候事故格別、其以外旅行たり共可爲木綿事、

一、長合羽者御使番以上、旅行長柄傘に相準可相用之、其外半合羽着用可致事、

一、初而　御目見得、前髪之もの、以來不拘年齡、留袖爲仕度者相願何も可相用候、

一、御馬廻以上より徒士組迄は、平日衣服の制度差別無之、途中式禮格合相分兼候、前々は刀解(とき)下緒(さげを)之儀、世祿之面々にても相用候人少候處、近年次第解下緒多相成、輕輩迄相用候者有之旨相聞候間、向後解下緒之義は御爲廻以上外不相成候事、

一、婦人衣服御馬廻以上式立候節、掛相用下着白無垢不苦候、正月三ヶ日上着帶附共絹類被指免候、尤地黑地赤白綸子等之式服者可致遠慮候、袖口裾裏者紩

父裏絹海黃八丈縮緬類強向之品に付被指免候得共、上着之儀者掛下帶たり共絹類無用之事、

一、女振袖是亦無益之華美に付、絹類無用之事、

以上は以下列記するものと同時の發令にあらざるべきやに見ゆる節あるも、序ながら揭げたり。即ち嘉永六年四月の發布にあらざるか。

向後質素を專に致し、不限貴賤一統勘辨可有之事、

一、婚姻當日限嫁娶之當人は、手輕之絹類被指免置候得共、前々は一統綿服被相極候儀も有之候間、成尺質素可申談事、

一葬式之節、忌懸のものの是迄之通可相心得候、尤婦人白相用候廉綿服相用候儀勝手次第之事、

附　婦人代香忌遠たり共綿服可相用事、

一、女帶之儀、高金之品惣而無用、緞子厚板繻子八丈類強向に付被指免候、木綿取交成尺手輕之品相用、髮形に至る迄質素に爲致可申事、

一、女日傘之儀役馬廻以上家內は格別、其以下青色之日傘不相成白張可相用事、

一、女櫛笄髮さし金銀鼈甲水牛者勿論、右に紛敷品たり共不相成、髮飾之儀もきれ懸候儀可爲無用事、

一、徒士組以上踏繪御免之者は帶裏絹下着之分被指免候、尤成尺手輕之品相用高金華美之品可爲無用事、

一、踏繪致し候者、妻子共衣類模樣付候義不相成帶並裏は勿論袖へりたり共絹類可令停止事、

一、百姓浦人之儀は紋所附候儀可爲無用事、

附　人足札女可爲同前候、

一、御廣間其外御殿中辨當何角相飾候儀有之、享保寶暦之度の燒飯香物やうにて事濟候樣被　仰出候儀も有之候處、兎角初番等は別段用意之品も有之、其外仲間入と唱候て飲食出會致候向も有之哉に相聞、如何之事に候、右樣之儀以來一統相止、辨當向も成尺手輕可致事、

一、冠婚葬祭に付、飲食萬端成尺儉約を用ひ、飾ヶ間敷儀一切不仕實儀を專一と致し、親類緣者譯有之懇志之外は猥に立交間敷候、右之節物數は一汁五菜、吸

物三、肴三種其外出會等之節は、一汁三菜、肴二種、吸物二に可限事、

一、冠婚葬祭之節、肴菓子取遣之儀並年始、節句、盆、彼岸等其外節々の音信、贈答、餞別、土産に至る迄聊かの品たりとも可爲無用、尤親子兄弟身近親類、且譯立而恩儀有之者は格別、其餘總而不相成候、賄賂筋は勿論堅く相禁候事、

附　葬式諸道具之儀も成尺手輕に致し、布類品數等可相減事、

一、婚姻之儀は別而物入も多候故、成尺手輕相心得御奉公並身上の妨と不相成樣可申合、結納之祝儀者三百石以上三百疋樽肴可遣候、其以下者右に準し相減可申事、

一、家宅之儀は美麗に不仕、分限に隨ひ成尺質素に可相構候、別而居間向美麗を好み候儀は不本意に候間、無益之造作等致間敷事、

一、墳墓之制其家々致來候儀者格別、町中在浦近來分限を越候向も相見へ如何之事に候、是又向後質素に出來可致候、尤墳墓は子孫たるもの孝敬之心を盡し候事故麁略に心得或は取荒し候ては不相濟候間、程を得候儀可爲肝要事、

一、三月雛飾之儀、近年別而美麗に相成、高金之雛其外種々之細工物等を飾り、數

日來客を催し候向も有之由、無益之失費心得違之事に候、以來は內裏雛一對代十五匁、人形一つ代三匁限、其以下にて手輕に相祝ひ、雛取遣之儀も親子兄弟限り、成尺手輕に可申談候、尤是迄家々持傳へ候品は大目付へ相斷り相用ひ候儀は格別之事、

但　輕者は紙雛土人形等にて、應身分手輕に可致候、

一、五月幟飾は武備を表し候物に付、質朴に手强有之方本意に候處、雛飾類內飾人形並小幟等飾り候向も有之候由、向後內飾は無用に可致候、幟之儀は時々取用方も可有之品に付、子持筋に紋を出し候のみにて手込之模樣等附候儀可爲無用候、尤昇(のぼり)は士分以上應分限五本迄、其以下は二本迄に限り可申候、取遣は上巳雛祝之通り可心得事、

但　輕きものは紙幟等應分限手輕く可致事、

右者、去冬相達し置候通り從　公儀簡易節略並無益の仕來手重の舊慣等は、相改實備行届候樣被　仰出候に付、猶亦此度御家中末々迄衣食住之儀　御先代樣以來御極め被置候向も簡易に被成下、且指別け相分り兼候向は御取極相成、

前條之通り被　仰出候儀一統無違亂可相守候、是迄追々被　仰出候儀、御領分に於て能く行届居候場所も有之、又行届居不申場所も有之旨相聞へ、如何之事に候、依之以來頭立ち候面々は不及申小役之者迄御作法示方格別に心を用ひ末々心得違之者無之樣可取斗候、若又相背き候者於有之は、以前より相違置候通り、其所役人迄越度可申付旨被　仰出候

五　月

安政三辰六月十六日夜寫し夜明く翌十七日　牧山忠之丞

明日ありと云ふ勿れを實行し、月影洩れ入る破窓の下、薄暗き行燈に對し、徹宵之れを寫したりと見ゆ。

安政四丁巳年（六十九歳）　此の年も正月早々より稽古を行ひ、矢場打に腕を鍛へ、二月二十二日には、初山村奈良尾峠に町打を擧行せしに、先年入門したる諸士中並に其子弟多く參加して、從來の町打とは多少その趣を異にせり。而して其成績は寧ろ不良なりしが如し。忠之丞は衷心喜ばざるものありたらん、斯くの如き事を以て挫折するものにあらず、矢場打の如きは例年に比を見ざる程却

つて頻繁となり、從つて火藥の製造も亦中々盛にして、壹岐全島の麻殼は藩命によりて、全部忠之平の許に蒐集せらるゝに至れり。此年三月備立進退之約節發布せらる。難解の箇所多しと雖も左に掲げん。

備立進退之約節

一、備立當日朝五ッ時備之惣人數安國寺え相揃候事、

但旗本之人數は、安國寺門内より外廣場迄に人數を疊み立堅め、先手二ノ見之人數は、惣門より深江村庄屋前邊迄に場所見付次第、順々に人數を疊み立堅め旗本之相圖を待、

一、旗本より相圖之鐵砲一放打せ起之太鼓打候事、

但前廣使番下目付に下知して、手毎之揃を承り使番より旗本に告る、

一、相圖之鐵砲承之手毎に起しの太鼓打、先手二ノ見と順々に可爲行軍事、

一、旗本も二ノ見之押出を見て追々可爲行軍事、

但行軍道押序之渡り、

一、惣勢寄場え押付、押留め之太鼓打て押留め、柝を打て人數を折敷せ、手毎之馬

印を押立罷在、其手〳〵之人數相揃候節、使番下目付に下知して諸備旗本之貝をうけ、手毎之貝を立候樣申觸させ候事、

但此貝は宿直之段を用る事、

一、壹番貝は人數折着たる相圖也、二番貝は腰兵粮を遣ひ、三番貝立たば先手より行列之通り人數を立揃へ、押出す覺悟致候事、

一、三番貝を聞、宿直備並行軍砲操出候事、

一、惣勢覺悟相調候段、使番より旗本え注進有、此時七五三之迎貝を立る、是　軍神觀請之貝にて首途之貝也、

一、此貝畢ると使番下目付兩人召連、目及札を爲持、座備之場を定て、目場を立る事、

但下目付壹人は殘りて旗本にあるべし、

一、當番之武頭組卒は非番之武頭え賴置、場表に乘出し、鹽目かねを立て芝居を心に定る事、

但使番は目及の場にあるべし、依之場表之樣子相談あるべき事、

一、旗本より起之太鼓を打惣勢を立て、先手より手毎の押太鼓を進めて人數を押出すべき事、

但起之太鼓を聞騎馬之面々馬に乘り候事、

一、二ノ見の備押出したる時、旗本之人數を押出候事、

一、遊軍の備も旗本に續き押出べき事、

一、宿直備は續之原座備の場に備を堅めて不時の變動を伺事、

但座備之場之左右其時其所之見斗（みはからひ）第一之事、

一、惣勢追々座備の場へ折着、其手〳〵の馬印を押立人數を疊候事、

但此時は人數を竪之行に立る事、

一、惣勢座備を立設たる時、宿直備は備解し、又芝居備之場に乘行共所に番備を張る事、

但此時先手に見掛陰兵待伏等起來る時節者、宿直備より備を進て追拂べき事、

爲稽古此業を用

一、惣勢座備の場え折着たる時、旗本より折敷之太鼓を打て人數を折敷する事、
附馬上之衆も此時馬より下り立候事、
一、使番下目付を召連、座備之場の目及を揚げて猶又芝居の場に乘行、此所に目及札を立候事、
一、當番之長柄奉行長柄八本爲持、小印は座備之場に立置、殘二本之長柄を大前大隅に置き、非番の奉行に賴置、使番一同乘出し目及札の左右に立させ備を迎る事、
但當番之武頭此時鹽目かねを定て乘戾る事、
一、旗本より起の太鼓を打て人數を起し、先手より操出し芝居に至り、順々人數を折而備を立堅る事、
一、遊軍備旗本の脇後と備を立つる事、
但遊軍は脇間人内等之者、其飛道具所持之面々、並社家陰陽師長刀其外得道具所持之面々、十八神道裁許狀下社家等を二段三段に立る、遊軍之支配は士之隱居を用、其手の印を押立備る事、

一、手毎之人數芝居に着たる時、旗本より折敷の太鼓を打て惣勢折敷せべき事、
附馬上之衆も此時馬より下り立候事、
一、宿直備は諸備折敷の太鼓を打て備を立堅るを見て、己の持場へ返り同じく後備を立堅る事、
一、行軍砲進出て備を立敷べき事、
一、芝居諸備立堅めたる時、下目付え下知して目入を揚させ、遊軍之內え遣すべき事、
一使番旗本の下知を請て、諸備に乘廻り、追付龍合可致旨申觸候事、
一追付七唄七聲の貝を立て龍を振る時、諸備にて貝を合せ、手每之龍を振、其打起相圖に旗本斗り頭凱歌を揚べき事、
但士大將曳々といふ時旗本惣勢應と答る事、
一五唄五聲の貝諸手同音に立て龍を合する事、前の如くして先手二ノ見二番凱歌を造る事、
但先手二ノ見の大將曳々といふ時、先手二之見之惣勢應と答る也、此時旗

本は靜り返りて諸手の勢を伺事、
一、三唄三聲の貝諸手同音に立て龍を合する事、前の如くして旗本一同に三番凱歌を造り合る事、
但諸備之惣勢一同に曳々應といふ事、
付り此時迄は戰士之鑓は下人爲持膝甲する事、
一、行軍砲は旗本より使番之下知を受て備を進ませ、三番凱歌を終ると敵の様子を見定、段々遠町の敵を打こなすべき事、
一、三番凱歌終ると先手二之見起を打て人數を立、破の渡りを打て進寄る事、
一、先手の人數敵間を見定め、三唄三聲の貝を立喝唄を取行べき事、(喝字不明原文の儘)
一、先手喝唄濟と鐵砲段々打始め詰行事、
一、先手喝唄を取行ひて、これより鐵砲を打始て場を詰る間、此程を見ると行軍砲を打止めて後備之跡に備る事、
一、先手打詰になり長刀を入て敵を切崩す事、
但先手長刀を入る時二の見より矢叫をかくる事、

一、先手勝畢て敵を追捨人數を操上、左之方えみぶきの備を立る事、

一、一番合戰三鹽付たる時、敵新手を以懸り來時、二之見備二番合戰を始る事、
但二之見二番合戰に及ぶ時、旗本より貝を立、龍を順に振る、二之見の備より是を受て喝唄を行ひ二番合戰を始る事、

一、二之見の備太鼓を進て先手の鑓場を跡て二番合戰を始る事、大方先手權變に同じき事、

一、二之見之人數二番合戰を始る時、旗本起を打て備を進め跡を詰る事、

一、當番之武頭乘出し馬の乘様にて、懸持座起の下知をくわへ、大筒武頭並非番の武頭これを請て武間を詰る事、

○右に輪乘時は懸る左に輪乘時は待、⧗りヤウコに乘時は打敷て居るを立つ
〱〱千鳥に乘時は立て居るを打敷是を右懸左待と云

一、長柄昇も鐵砲之跡を詰てはこび出す此時戰士と共間十五六間明たる時士大將左之手先より乘出して武者の前右之鐙を外して乘通る是を武者調之禮法と云戰場必死の期將士互之暇と剛臆眞鉾之骨髓を顯す作法也、是より昇之跡を詰て戰士の先に乘行て敵間を詰る戰士これに隨ふ事、

一、二之見打詰になる時は旗本より矢叫をかくる事、

一、二之見の備詰よする時、敵若し別手を以、跡左右よりかゝり來る事ある時は遊軍より備を進めて敵に當るべき事、

一、二之見二番合戰に二之鹽を付、芝居を蹈て追拂ひ、右之方えみぶき備を立る事、

旗本働之次第

一、二之見二番合戰に二之鹽を付、芝居蹈へ敵を追崩し右の方え開き、みぶき備を立る時、敵胴勢をもり返して旗本え突て懸る時、旗本の人數をもつて、敵の旗本衝崩す事は、五段之勢越にも不及、弓鐵砲を以て打詰て鑓を入といへども、今度は備の內試たるによりて、式正之手捌を用る事、

一、旗本にて三唄三聲の貝を立て、三聲に移ると龍を順に三度振、其龍打起相圖に士大將曳々々と鬨頭を上ると惣勢應と答る事、

一、追付三唄の貝を立る時龍を立靜め、三聲に移る時前之如く龍を三度順に振りて、其龍打起相圖に旗本惣軍曳々々應と二番鬨聲を造る事、

一、同じく三唄の貝を立る時、龍を立靜め三聲に移る時龍は振らず、敵方へ指向け鬨之聲もあげざる事、

但喝唄膝甲する時戰士自身に鑓を執、長柄も鞘をはづすべき事、

一、喝唄濟たる時、矢入之役者陣頭に進み出、矢入之鏑を射る事、

但矢入之役者兼而及指圖置、使番を以只今射るべきよし申通る事、

一、矢入之鏑射畢る時、起之太鼓を打、武者之足下を揃、眞の渡りを打詰寄る事、

一、足輕頭組卒を十四五間操出し、一足に一聲宛の排聲をかけて、鐵砲を段々打始め進み寄る事、

但大筒用る、此時大筒操出して詰寄せ、二段宛寄て鐵砲二發打て小筒と替るべし、扨大筒は後備遠見番二組之間に入て立る事、

一、これより足輕は一足に一聲宛の排聲にて進み、武者は太鼓につきて進む事、

一、武者は昇長柄を圍ひぬきて鐵砲之跡を詰る事、

一、後備遠見番の長柄鐵砲並大筒組中小姓之□（一字蟲喰不明）をかこひ拔て、中小姓之頭に鐵砲長柄中小姓と立直して、後備を堅固に堅めて、これより動くこと

なき事、

但敵若旗本之脇備より不意に當り來る時は、後備より人數を進めて一戰遂る、敵逃散すれば元之如く備を立堅て動くべからざる事、此度此業を用、

一、戰士鐵砲之跡を詰て行勢湛する時はよせ蟄に折敷べき事、

一、足輕頭小印を組卒の頭の上に覆ひかけて足輕之後に立廻鐵砲を打たする事、

但敵間遠き時は、弓も立、鐵砲も立、發したるべし、敵間近くなる時は、膝にてうたする事弓も同前なり、

一、敵間遠き間は佩盾をうてと下知有べし、敵間近くなる時は内兜をうてと下知すべき事、

一、足輕打詰になる時かさみ矢に立一調子に打拂、速に左右へ開き候事、

但かさみ矢にて二段打候事、

一、足輕打詰になる時旗本人數矢叫をかくる事、

一、戰士は足輕之跡によせ、しこりに詰、小組頭は左右之手先に立、士大將も自身

に鑓を取、備之眞中に立、武者の形おのつから鋒先に立ひしき〳〵と下知を加へ足輕打詰になる時、士大將武者の先切詞の采幣を懸て戰士の心をしづめ勢を競せ、本頭の太鼓翔の太鼓を進め、足輕矢紐を解時、太鼓を割み詰て切の太鼓に懸、采幣を取て武者衝て懸る事、

但切の太鼓に采幣繼るといふ事、兼て戰士に合點致させ、小組頭も同じく鑓を入る也。附り武者之下人はこゝに殘るべし、

一、長柄戰士の後に立て詰、足輕重矢をかけて矢紐をとく時鑓前之太鼓翔を割み詰る時、左右え開き横鑓を望むべき事、

一、徒士假頭左右より徒士之面々を進めて長柄之後を詰て鑓脇を入るべき事、

一、昇は戰士の後よりさしかざし、矢叫をかくる長柄を左右へ開く時、昇を進ませ蟄を専と立るべし、こゝの旗色にて敵味方の競おくれを顯する故に別して大節なる事、

但矢叫之時は昇を請筒よりぬき出し鬮競の旗色と當流の習奉行之精心武功によるべき事、

一、武者は敵を追詰、二町余にて押留るべき事、
但若し武者二町余に追行時は、勢きれするによつて、小組頭並に當番之武頭、徒士頭、乘行中繰と詞を掛け追行戰士乘添を掛乘留る事、爲稽古此業を用、
一、爰にて旗本之馬印順振に振り揚、貝を立しむ、尤陰聲の間はしこり引、陽聲に移ると鑓をかたげて引揚事、
一、徒士長柄も本の備場にかへらんとする時、敵小返來十死一生を含み無二無三と掛り來る時小返と詞を掛、破之渡りの太鼓を打、長柄を繰出し立堅め後に武者を折敷せ、鐵砲弓長柄の先に繰出かさみ矢に立發候事、
一、徒士も左右の手先に繰出し鑓脇を望候事、
一、武頭見切て弓鐵砲一調子に打拂といふや間をぬがさず、くのめこしに拔出、戰士一同鑓入衝崩す、小組頭も鑓を入るべき事、
尤矢叫は前に同じ、
但徒士も一同左右より鑓脇を入る事、

一、采幣頭見切て揚貝を立る陰聲五唄の間は、螯引とて鑓先を敵方にむけ片身になりて引、陽聲五聲に移る時鑓をかたけて眞向揚に引取事、

但此時元鑓場へ歸る鑓は鞘を納めて下人に渡し折敷べき事、

一、長柄は昇の次に歸る、弓鐵砲足輕は昇の上に歸る、昇者請筒に納めて初の如く立る事、

一、殿り備は、大將の先途を見屆備る故動かす、備を堅めて立たる此時繰上りて士大將之跡を備る也、此時中小姓長柄鐵砲をかこひ拔て立る長柄も鐵砲より操こし初の如く立るべき事、

一、士大將の大小龍を順に振り寄貝を立る、是を睦備と云、此貝を聞龍を見て先手二之見の人數旗本之前左右とかこひ立るべし、

但爰にて惣勢之氣息を改て合戰を持心得あるべき事、

一、同大龍は順に振、小龍は逆に振り、勢揃之太鼓を打を本五列と云、此時先手より人數を繰出し、元之如く對重を設て備を立直し合戰に臨か如く立堅る事、

一、二之見の人數先手操出し對重を設る時、跡を堅めて同く備を立る事、

一、旗本も初め備たる如く鐵砲長柄昇戰士と立る事、
一、後備遊軍何れも同く對重を設る事、
一、惣勢對重を設たる時使番を以歸陣之下知を觸事、
一、使番乘歸りたる時三五七之送り貝を立て歸陣を告知すべき事、
一、送り貝立濟と二之見より起の太鼓を打て歸陣の行列に懸事、
一、旗本備も二之見に續き起を打て人數を立序の渡りにて操上べき事、
一、後備遊軍を同じく人數を繰上るべき事、
一、先手の備は勝負を持備をしめて二之見旗本後備遊軍いづれも場表を操上濟たる時靜々人數を起し後殿り持引揚る事、二之見旗本等と同前たるべき事、
一、座備之場迄引揚たる時爰にて休息して銘々退散たるべき事、　終

忠之丞は此の年を距る十三年前、卽ち弘化元年砲術方基金として二百兩の備付を受け、其の利銀を以て今日迄拮据經營、新砲の鑄造、町打の諸費、其の他一切の雜用を辨じ來り、爲めに豫期以上の成果を收め、天山流砲術をして光輝ある生活を營ましむるに至れりと雖も、世運の旋回は次第に急激を告げ、從來の施設準備

基金を國中に割附の案

壹岐に於ける安政四年の世帶數

にては所謂「御間缺げ」を來す恐あるを洞察し、昨年以來基金の增加を當局に申請しありしが、本年五月に至り豐永嘉助の献金聞屆けられて願濟となり、砲術方御手當元金三百兩永代砲術方に渡され、先例により色物方へ据置き、其の貸付利銀を以て御手當向全備趣向、忠之平の願通り仰付られたり。

弘化元年に聽許せられたる基金に對する彼の奉願口上覺は、前掲の如くにして、至れり盡せるものなりしを以て、此度に於けるものも、亦其の趣向等周到なるものありしに相違なからんも、惜哉散逸して尋ぬべきなく、只其後に至りて貸付の方法等豫定の計畫に副はざるものある時等に當りて、意見を開陳したる紙片尺牘の殘れるあるのみ。例へば、

書取

壹岐國天山流砲術御手當元金、此度被　仰付候三百兩御貸出し之義、篤と相考候處、固より御國中異變防禦之爲のみの義に付、國中、諸士中給人中並に寺社人、座頭、山伏惣而田畑請持居候家別、割附に御貸附被　仰付候方可然奉存候、左候得ば只今國中在住にて本割請持居候者、五千四百九十五軒有之由、二十四ヶ村

庄屋中、別紙書出前に、右三百兩、銀にして、貳拾貫四百目、之れを右家數に割付壹人前に元金三匁七分壹厘宛、是に相定る壹ヶ年(十二ヶ月定め)にして四分五厘宛(月一分にして三匁七分五厘の十二ヶ月分利銀四分三厘五二となる故四分五厘とせしものか)に相成申候、聊宛之義に付年々小物成銀取立候節、一同庄屋方より取立、色物方へ相納め候樣被　仰付候はゞ、永々間違申間敷奉存候、勿論御手當之義に付、此通被　仰付候て國中に壹人も不同意のものは無之筈之義と奉愚案候、

爰許同門中三百人余集評仕見候處、此御趣向に候得ば永々一錢の御損失御間欠けに相成義、出來仕間敷奉存候旨何れも申出候、最早右金相納り候ても數ヶ月に相成候得共、未だ御貸出しに相成不申、何卒前文之通急に被　仰付候はゞ、當年も半分成共御用辨可仕と奉存候間、早々御指圖被成下置候樣、爲可奉願此度以書取奉伺候、　以上、

六月十八日(安政四年)

と有之、本文を見るに、國中異變防禦の爲めのみの義なる故、金の要不要を問はず、義務的に金を借らしむると云ふは、彼の心事より推せば何の異存もあるべき筈

なしと斷せらるべきも、島民全體を律せんには、少しく無理にはあらざるか。然れば彼も亦心を茲に致し、同門三百余人に就き輿論を聞きたるに、全員一致贊成なるを以て、全戸數五千五百の中重立ちたる三百戸、即ち二十分の一强は異議なきが故、此案は可能なるべきを思ひ、書取を以て申請せしものならん。當時砲術方御手當金百姓帳の者は、願望不相成と云ふが如き、階級制度の盛なる、威壓專制の甚だしき、封建時代に於て、輿論に聽き民意を重んずる彼の卓見は、よく彼を大成せしめたる所以か。されどこの提案は當局の用ふる所とならざりしが如し。されば再び、

奉伺口上覺

壹岐國達變御手當天山流砲術方御手當元金御貸出之義、御定之壹歩に御貸附相成候樣、則願書へ壹歩利高年々御園品々並稽古方入用之品々割府(符にあらざるか)を極め、右五百兩(弘化の二百兩と此度の三百兩との合計)に相定、壹歩利丈けは無御座候ては、御手當御圖を初め、稽古方指支相成候義に付、御時節柄甚だ恐多く奉存候得ども、無御座而は砲術之御手當向全備不仕、被對　公義次には他邦の聞へ如何と不肖

之我々共にも心痛罷在奉願候處、願之通被　仰付冥加至極難有仕合、是にて御公邊は勿論下々民々至迄、當國御手當向之義は安堵可仕恐悦奉存罷在候處、右金此度の三百兩已前の二百兩都合五百兩、七朱之利にして町人へ御預け相成候趣、昨日色物方へ罷越候折、咄を承り誠に歎息仕候、

一銀三拾四貫目

但　六八金五百兩にて

右一ヶ月一歩利にして年中分之利銀

四貫八十目

是は先達而願書へ委敷相記申上置候銀一ヶ年御遣高に相成積り

右一ヶ月七朱利にして年中分之利銀

二貫八百五十六匁

右壹歩利之内より引殘り

一貫二百二十四匁　不足

是は如何可仕哉、別段願望にて元金奉伺候義に御座候哉、且又御手當之御閙相

省き候義に御座候哉、稽古打を相省き候義に御座候哉、此段奉伺候、中々嚴重なる口調を以て、疊み掛ける處、彼の徹底的意向を察するに足る。而して藩の財政に依る能はざりしは、當時の實狀なりしならん。彼は遂に一策を案出して、

奉願口上覺

天山流砲術御手當御增金三百兩御貸附の義、月七朱利にして、

金百兩　湯之元浦　長谷川榮左衛門
金百兩　勝本浦　原田屋德藏
金百兩　瀨戸浦　布屋要助

右之通御貸附相成候哉に傳承仕候、然る處右仁中之義、誠實之人々の由承知仕候、其上新田等も何れも所持被致、外々の人よりは大丈夫の幕方にて、格別に御國恩深き人々に御座候得ば、是迄御定め御座候月壹步の利にして拜借致候樣御相談被成下候樣奉願候、左樣無御座候ては、諸役所御貸出し御金利足其例に相成り候得ば、御國家大切至極に奉存候、云々

御貸附なうくる三町人

とて富豪の奉公心に訴へ、今日の所謂社會奉仕を慫慂せし所、彼や一介の武辨にはあらざるなり。　安政四年九月十八日附猪七宛豐島先生の手紙に、、

扱、段々御世話の三百兩、町人三人へ七朱利にて御貸渡し相成、夫にては年制之都合等も盡く崩れ候に付、別御伺書被遣致承知候、即拙書添も致同十六日深江氏へ遣し置申候、然る處此度鯨組御貸渡し之金子爲調達、北原茂次平方其地へ渡海之處、調達出來兼候に付、右嘉助納めの三百兩、色物方にころび居候に付、右を御貸渡し相成可然旨、一應郡代衆より懸合來り、其段　御隱居樣（觀中公熙）へも申上候處、右金子の儀は其地御手當根元之金子に付、決而右樣の義は不相成、其地限りに御貸付致候樣被　仰出、即其通り懸合相成候處、尙又押而願來り、茂次平引取之節右金子此元へ持參之由、右樣の取斗被致候位の事にては、畢竟海防御手當と申者は如何樣成物と申義、郡代衆抔は一向貪着無之義と相見へ申候、組方と申ものは、外に引當も無之、海上目當之義に候得者、不獵の節は皆無、元失ひに相成、貴所抔多年御心配の所も水の泡と相成可申、誠に致歎息候義に御座候、右樣の心得の衆中の取扱にては、此先きの處も想像被致候に付、此上は右三百

兩貸付之義者、貴所御父子へ御附屬御任せに相成候樣申談候處、田村氏には至極可然被申聞候に付、深江へも其通申談候處、深江は兎角不決斷にて事行き不申、誠に困り申候、今度兔方衆渡海に付、右三百兩も是非今便送り戻し相成候樣申置候得共、如何可有之哉、縱令送り戻し相成候共、前文の次第に付、當年中抔に篤と極り付可申哉一浩歎之義に存候、云々

越へて三日同月二十一日には、又先生猪七に書を寄せて曰く、

(前略) 嘉助三百兩、先年之二百兩も此節元金取立、五百兩之高に相揃候上、一同に御貸附相成候樣、　御隱居樣被　仰出候由、今日田村氏より承り申候、云々

とて、鯨組へ貸附の危險は免るゝを得たり。而して貸附の時は忠之丞の承諾を得、其連印を要することゝ成れるが如し。故に彼はその貸附方法につき陳述する所ありたるも、其の詳細を知るべき文書なし。只十二月九日附猪七宛の先生の手紙は、

(前略) 扨て先月十四日の御狀、二十六日達、三百兩御貸附之義、委細御書取御送り、即深江氏へ指出置申候、別段袋入極内の御書付も爲見候處、御手數向之見合

にも可相成被申聞候に付、一同に遣はし置申候、云々

此の一事を以つても、防備整頓經費捻出の如何に困難なるかを知るに足らん。安政元年迄に備砲は稍々充足せられたる感あるも、其の警固銃なる十匁玉の筒に至つては、彼の努力により天保十三年に僅かに二挺を補充せられたるのみにて、今日に於ては使用に堪ゆるもの殆んど無く、再三の下附出願も好果を齎さず、痛くこれを憂ひ種々劃策する所あり。昨安政三年十一月にも献金者あるを幸に、約三十挺の新銃下附備付を出願せしも、遂に成立せざりしものゝ如し、しかもその熱心は沒すべからず。左に一證を引かんに、

防備完成上拾匁玉筒備付を嘆願す

奉願口上覺

壹岐國御手當天山流手抱拾匁玉御筒無御座、責而五拾挺計り成共御固御備不被爲置候ては、臨變候節甚大切至極之義と先年より奉存候得共、不肖之私より可奉申上候も甚如何敷指控罷在候內、二三ヶ年已前五拾挺斗り御出來御備に相成候義相成哉之趣、粗々承知仕候得共、未だ其儀無御座、多分御沙汰止み共に相成候義かと歎息罷在候、私儀も最早及極老候迄、品能被　召仕難有仕合奉存、心附候義

不奉申上、此儘空成候義、重疊殘念の至奉存候、大砲有ても小砲無之時は、國ありても守者如無、甚大切至極之義と奉存候間、何卒御出來御備被成下置候樣奉願候、左候はゞ以御蔭流儀銃陣之法時々手練爲仕候はゞ、異變之節御間欠之義有御座間敷、屹度御手當向御嚴重相成候義に付重々奉願候、御出來方之義は左に奉申上候間、何卒願之通被　仰付被下置候樣奉願候、

と前提して、

一、拾匁玉御筒拾挺代納金五拾兩にて　山川京左衛門
一、同　六挺同　三拾兩にて　隈　末　吉
一、同　六挺同　同　日高與左衛門
一、同　六挺同　同　塚本嘉一右衛門
一、同　三挺同　拾五兩にて　吉　永　久　内

と列記し、各自の現在身分等を掲げて願望筋を申請しあるも、不幸にして聞屆けられざりしと見ゆ。然れば本年正月に至り更に改めて左の出願を爲せり。

奉願口上覺

壹岐國天山流手砲十匁玉御筒無御座、御手當は不及申稽古方第一指支候に付、御出來御渡被下置候樣、去十一月中奉願置、尤御出來方之義者五人にて三十一挺奉献上度願出、願望筋も御座候に付、御時節柄甚だ如何敷奉存候得共、右樣御手當向指支之義に付、乍恐奉願置候得共、未だ爲何御模樣も無御座候內、尙又奉願候も彌增之樣相聞候ては重々恐入候儀に御座候得共、爰許之儀は諸士中以下大筒打迄三百人余之同門中に、玉込被打候御筒は漸三挺御座候處、去寒中詰稽古中、大勢にて右三挺見當に打候事故、火口杯も及大破當春中之稽古には、頓而打候事は相成不申樣相成可申、左候節は大砲を守衛仕候十匁筒一挺も無之、稽古打も相止め候樣相成、甚心痛仕罷在候處、此度別紙奉願候三人にて、都合十八挺献上仕度尙又願出候間、聊志願之筋も御座候得共、御手當向眼前指支之義に付、別段之御論談にて格別之御憐愍を以て、別紙三人に限り願之通り御受納被成下置、御渡被下置候樣奉願候、未だ不足にも御座候得共、指當り右高御渡相成居候はゞ、後は先度奉願置候三百兩、御渡被下置候はゞ、以利銀御間欠げ相成不申樣、精々可仕に付、此度之樣新規御出來之義は、余程事變り候義共無御座候

ては、必御願申上間敷候間、此度に限り何卒願之通り被　仰付被下置候樣奉願候、若萬一右之獻上御受納相叶不申節は別段御出來乎、其御地砲術方より乎、是非十八挺斗り御渡被下置候樣奉願候、御時節柄御物入相成候儀恐入候に付、右之趣に奉願候間、幾重にも宜敷御取扱被仰談可被下置候、以上、

正　月（安政四年）　　牧山忠之平

豊島權平樣

之れに添附するに、右三人の略歷を以てし、人の善を稱するに滿腔の誠意を盡くし、國の用を充たすに全身の努力を注ぐ所、面たり目睹するの感ありて、空しくこれを筐底に葬り去るに忍びざるを以て、冗長の嫌を省ず、左に列叙して讀者の一粲を煩はす。

奉願口上覺

御徒士頭御支配中小姓切米五石

塚本嘉一右衞門

右私砲術門弟に御座候處、兼々稽古向心懸け宜敷、年々町打矢揃等にも手覺悟

にて相詰、其外中巻稽古も段々出精仕候由、其上別紙年數書の通り（散逸不明）、精々相勤候內、先年中巻六振代金三拾兩にて出來仕奉献上候處、御受納被成下私に至り候ても重疊難有仕合奉存候、然る處本紙申上候通り、爰許手抱御筒無御座指支候段、稽古出席毎に指當り候事故、不一形歎息仕右樣之處へ、御調法に相成候はゞ、御手當の根元に相成候義に付、此度爲冥加拾匁筒六挺代金三拾兩にて出來仕奉献上度願出候間、何卒御受納被成下置、爰許稽古方に御渡し被下置候樣奉願候、左候上は御預ヶ間敷義に御座候得共、別紙年數書の通り、格別に骨折候勤功も有之、其上先年之中巻此度之鐵砲献上、且天山流砲術數年出精仕候廉を以て、爲御吹聽役馬廻被　仰付被下置候樣奉願候、勿論右は御支配も違ひ私方より奉願候は、向違之儀にて甚如何敷儀御座候得共、第一流儀砲術に召抱候義に付奉願候間、不苦儀に御座候はゞ、格別之御憐愍を以て願之通、被　仰付被下置候樣奉願候、左候得ば以此蔭壹岐國御手當稽古筒出來一統難有出精仕、御手當向嚴重相成可申、至于私も重疊難有仕合奉存候、此段御取扱宜敷被仰談可被下置樣奉願候、以上、

正月

＊　＊　＊　＊　＊

奉願口上覺

可須村外踏脇間

吉永安次郎

右之者至而人品等も宜敷、専ら作方精々仕年々御年貢等人先に相納め、且追々被　仰出候御用銀其時々人先に相納め、諸人一統の手本とも相成、至極親孝行之者にて朝夕心を用ひ候事故、當年八十五才の親父格別に達者に御座候、然る處近年頻りに異船地近く乗通り候毎に見及び此末如何可相成哉と殊の外心痛罷在、爰許御手當天山流手抱御筒無御座指支候儀承知仕、左様の御用にも相立ち候義に御座候はゞ、飯料殘り等追々賣拂少々貯も御座候間、爲冥加此度拾匁筒八挺代金四拾兩にて出來仕奉献上度願出候間、爰許稽古筒忽指支へ罷在候に付、何卒御受納被成下置御渡し被下置候様奉願候、然る上は御時節柄甚御願ヶ間敷恐入奉存候得共、右様孝行之者且下賤の身分にて厚志を以て爲可奉

報御國恩、御手當向の御筒獻上仕候事故、格別の御憐愍を以て爲御吹聽、何卒御徒士組被　仰付被下置候樣奉願候、此段向違之義にも御座候得共、本紙奉願候通り第一稽古方御筒に指支罷在候に付、私方より奉願候間、相成義に御座候はゞ程宜敷御取扱被仰談可被下置候樣奉願候、以上、

正　月

幼少より文筆に親むべき機會だに多く無かりし忠之丞は、斯くの如く情理具さに備はれる文章を草するを得るに至れり。至誠の致す處と云ふの外なし。

奉願口上覺

表中小姓切米三石

桑田玄多郎

右私砲術門弟に御座候處、天保十二年丑年家督代々中小姓被　仰付、段々御人ヶ間敷被　召仕難有仕合奉存候、然る處去る弘化二巳年當國　御巡見御供被　仰付、天保十三寅年よりは平戸爰許御寺詰毎年之樣被　仰付、弘化元辰年立石村六ヶ寺横目役被　仰付同二巳年以來大阪長崎よりの流人請取役請持切

之様被　仰付、去辰年迄八ヶ度無滯相勤め、其外稽古向の義は柔術等も心懸け、且又同三午年以來年々御筒受持大砲打手被　仰付、兼而稽古向格別志厚く、年々町打矢搆等手覺悟にて數十日誠精仕、萬端心懸け魂丹の者に付、嘉永二酉正月異船當國地近く乘寄せ候節も、數度速かに出張御道具繰出方等、晝夜格別の骨折手筈無間違相働き、其刻次第地近く乘寄せ惣軍三手に御手分に相成、二方は私父子にて相勤候得共、御城代御旗本之手、打手御不足に付、右同人御筒附添助被　仰付出張仕候節、兵粮方間違にて右大砲方一手一晝夜絶食にて武生水村より湯野元へ、夫より勝本口まで御人數相廻候節、空腹にて一統相廻兼既に御間欠可相成處、同人取斗によつて何れも速かに出張仕候様相成申候、右様心懸け格別之者に付、自然臨異變候ても屹度御用立候者と見請候に付、去る卯の正月初段の傳授仕、尚又追々傳授等も仕一廉御用立候者と奉存候、最早家督仕候ても十七ヶ年程、右之通り萬端誠精相勤候者に御座候間、御願ヶ間敷義甚恐多奉存候得共、相成儀に御座候はゞ、此節役馬廻被　仰付被下置候様奉願候、且又同人祖父桑田與五左衛門迄は平戸住居にて　御名代等も請持候家柄の義

にも御座候間、旁々格別之御憐愍を以て何卒願之通被　仰付被下置候樣奉願候、然る上は爲冥加拾匁玉鐵砲五挺代金廿五兩にて出來、壹岐國爲御手當奉獻上度願出候間、別紙奉願候通御手當は勿論稽古方も、第一御筒無之指支罷出候事故、御受納被成下置御渡被下置候はゞ、私に至り重疊難有仕合奉存候、尤後代之義は、先規より被　仰付置候通り代々中小姓に被　召置被下候樣奉願候、勿論右は御支配も違候事故、私より奉願候は向違之義にて甚だ如何敷奉存候得共、畢竟流儀砲術にも相拘り候事故一通り申上候間、不苦義にも御座候はゞ、宜敷御取扱被仰談可被下置候、　以上、

安政四巳年正月

右は何れも豊島先生に提出せられたる書面の原稿より拾收したるものにして、塚本桑田は共に献納聽許せられたる證跡あるも、吉永の分は不明なり。茲に一つ不審なるは、その願書には十八挺とあるも前記三人分を合すれば十九挺となる、今に至り攷ふべきなし。姑らく疑を存す。

忠之平は以前より鐵砲の充實と共に打手の補充に付、一方ならざる苦心をな

し、門人中より人選拔擢し當局に申請すること幾十回に及びしも、當時財政の許さゞるものありてか、容易に聽許せられざりしが、本年五月十日其の一部許可採用せられたり。同月廿一日豊島先生の手紙に、

(前略) 追々被仰越候其表、大砲打手二十六人去る十日於郡方三十郎殿被申渡、嘉助(豊永氏)三百兩も同日三十郎殿見屆にて色物方へ取納め相成候由、(中略)乍去外打手未だ御願通り相濟不申、是のみ氣の毒に存候得共、此元拙支配大筒打も本高廿七人に付、其表斗り多分被仰付候ても釣合不申樣の論談も有之、一同には難相濟趣に候得共、又々追々にはどふとか相成可申候間、先づ心永に御待候樣希ひ候事に候、夫にてさへ此元大筒打よりも其地御願出之越、承り傳へ此元大筒打の處、小頭は役馬廻本高只今之上に五十人斗りも被　仰付候樣願書も指出と申候、是も一つは邪魔に相成候事と被存候、(尤是は山印より助言にて願出候樣、拙は如何共不存事に候) 乍去第一嘉助三百兩之處、致成就候事故、此先永々の本立出來之事と存候間、跡の處は先づ御明らめ被下度奉存候、云々

誠に以て忠之平の意氣を察するに足る。今や彼は鐵砲武器に關する射擊及

び製法等の技術的方面より轉じて守備國策に關する編成及び施設等の行政的範圍に入れり。左れば前掲豊島先生の慰藉的書簡位にては思ひ諦むるものにあらず。不撓不屈の性情は益々發揮せらるゝに至れり。故に讀者の煩を思はざるにあらざれども、その眞面目を描出せんがため三四の文書を抄出す。(安政三年中に提出したる書取の控なし、四十七人御取立を願ひたるは左の書類に據りて知るを得るのみ。)

砲手御取立願

奉願口上覺

壹岐國異變御手當大砲打手之儀、先頃以書取御人數御極めに相成、御徒士組に被　仰付切米壹石宛、格別之者は、貳石被下置候樣奉申上候處、此度御人數極め斗(ばか)り被　仰付奉畏候、然る處流儀砲術大砲之義は、五人三人にて壹挺宛受持罷在候ても、萬一大敵に被取卷候共、以秘術敵を鏖に仕候て可奉報　御國恩術御座候て甚大切之義に御座候、右樣之節は他技の不及處にて必死の働に御座候得ば、衆々の御取扱も格別に無御座候ては奉存罷在候、流儀を申候得共大砲之業は全く士人以上の業にて、右樣輕輩の業には無御座候得共、御時節柄旁々

先づ海岸防禦行屆候樣專一奉存候、別紙書取之通り御極め相成候樣奉申上候義に御座候、且又御城下の義は大筒打にても小頭は中小姓に切米三石、本高は御徒士組に切米二石、其以下無給之面々壹番手並海岸等受持候者は、爲御心附年々米二俵に麥三俵宛被下候趣、承知仕候、又小値賀之義を承り候得者、外踏之者直に蹈給被指免高四斗被下候由、壹岐國之義は右書取に相記奉伺候人數臺附多分は諸士中より中小姓迄之筋目にて永々蹈給御免之者、其外と申候ても御免の者にて、右之御格祿共被下候より外には御賞之被　仰付方も有御座間敷、乍恐愚案仕奉伺候義に付、御手當向御堅固の處、兼々被　仰出候義に御座候間、何卒書取之通り被　仰付被下置候樣奉願候、勿論右人數へ切米壹石宛被下候ては、御時節柄大造之樣にも御座候得共、中藩の處にて砲術士一人前の御宛行にも未だ不足大圖を申候得ば、僅かの御物入にて四十七人も競相勵候得ば、縱令異亂之時節に至り候共、壹岐國之義は往々決して御氣遣有御座間敷奉存、御時節柄をも不憚再三奉願候得共、只今之儘被指置候ては如何程心配仕候ても行屆申間敷、銘々自然相止め候氣に相成候ては、又取返しも新規に相成、只今

之思込を書取之通り御賞被下置候はゞ、彌引立御手當御嚴重と相成可申義に付重々奉願候、此段今一應被仰談願之通、被仰付被下置候樣幾重にも御取扱宜敷奉願候、以上、

とて、父子連名にて其の筋々へ提出したるも、異船騷動のありし嘉永二年に於てすら大砲打手人數を減少する程の藩政の遣り口なれば、容易に採用せらるべくもあらずして、豊島先生の書中にあるが如く、氣永に時節到來を待つの外なかりき。併かも積極的なる彼は、之れより再三再四提出又提出、達せざれば止まざるなり。

乍憚愚意心附奉申上候覺

一、壹岐國海岸爲御防禦大砲十三挺御備相成居候間、右御筒に相當仕候打手人數高四十七人御定め不被成置候ては、臨異變候節忽御間欠相成、其節に至り兎や角申上譯け仕候てもせん(世子の名、詮字を遠慮せしものか)もなき儀にて、取返しは不相成、誠に奉恐入候儀と兼而歎息罷在、去る辰年(安政三年なり)數通以書取奉申上候處、其内二十六人御取立被　仰付候間、其砌後(あと)二十一人之處如何可仕哉奉伺候處、追々御

取立可相成との御儀に付、其後追年度々以書付奉伺置候得共、未被　仰付候、爰許の儀は四方海岸殊に朝鮮の津口にも御座候處、如何の御模樣共御座候哉とのみ日を送り罷在候、

右は少々宛にても御宛行等も被下置候儀に付、御時節柄一同に御取立被成兼候譯に御座候はゞ、廿一人不足の內八人の處、格別の御論談にて是非々々此度御取立被　仰付候樣奉願候、左も無御座候ては御手當向何分相整不申候間、重々奉願候、左候得ば後十三人不足之處は、年々三四人宛格別出精之者相選み可奉願候間、被　仰付被下置候はゞ、一統競ひ精々可仕、左候はゞ三四ヶ年之內には相揃可申樣奉存候、夫迄之處は大砲十三挺へ一人宛不足に仕置其處左に奉申上候、

一、右之通大砲打手十三人不足並先達て奉願置候大砲守護の十匁筒打手六十五人と合せて七十八人に相成申候、是は大砲打見習と被　仰付可然奉存候、乍然御人高に入候迄にて少しの御扶持方等も頂戴不仕候而は、外御奉公人にも並不申儀に就ては一統の心得にも如何と痛心想像仕候に付、一人前米半俵宛

の扶持方年々被下置候ては何分可有御座候哉、僅米三十九俵の儀にて七十八人も出精相勵候得ば、御防禦向屹度際立御嚴重相成候儀に付奉願候、

一、右見習七十八人御取立相成候て、其内格別に出精仕候者相選取調指出可申に付、大砲打不足十三人御取立相揃候迄之處は、出精之廉を以て年々繰り廻にして假役外御軍役御達一同、其年々正月十一日に被　仰付、爲御心附米壹俵宛被下置候はゞ、御間欠け相成不申樣程々被取行可申、左候得ば衆人競一倍可仕愚案仕候、右者於平戸も壹番手海岸手行軍砲中軍砲並手抱打手、假りに見習へ被　仰付候に被準被　仰付可被下候、尤御心附は格別に省略仕置申候、

一、先達奉願置候十匁筒献上願出候面々の儀、流儀同門は勿論其外にても格別之存込も有之者共にて是非御手當相成品獻上仕度數年來深願にて願出候譯に付、末々之者厚志之程御明察被成下、何卒御受納相成候樣御執成之程重々奉希候、

一、先達より追々被　仰出候通り諸士中、並給人中表役方、何れの向にても御奉公被　召出候者は、受持之儀と相心得、砲術入門大砲稽古精々仕候樣、此度尚又

御嚴重被　仰出被下候儀は何分可有御座候哉奉伺候、左候得ば萬々一之節共都合により誰にても不意に打手被　仰付、御間欠げ不相成御用立實に御手當御手厚に相成候儀と奉恐察候、

右之條々御重役之思召之程も不奉顧、末賤之我々共より奉申上候儀、甚如何敷奉恐入候儀に御座候得共、世上騷々敷樣之風聞も御座候得ば、御防禦向之儀心附之處不奉申上打過候も、甚不本意の至りと奉存候に付、愚意心附之處奉申上候間、御篤と御勘考之上不苦被思召候はゞ、右之趣御取用相成候樣御深含を以被仰談被下候樣伏而奉希候、　以上、

右は又父子連名にて其の筋へ提出せしものゝ如し。而して前記打手定員の不足數に對しては、其の後再三人名を掲げ、趣向を附け申請する所ありたるも容易に任命を見る能はざりしより、

（前略）何卒早々御取立相成樣奉願候、只今迄は何れも精々仕居候得共、踏繪御免にて無格祿之者共御座候得ば、何ぞと申見當無之儀は、　御國恩之辨もなく自然と相止め候氣に相成可申、左候節私共如何程心配仕候而も取返も不容易

儀と奉存候、云々

（前略）先年入門稽古被　仰付候者共の內兼々心懸け宜敷、業柄格別上達御用立候者之內、相選び年々人數取調可奉申出候間、其年々打手被　仰付益麥二俵に、幕米一俵宛之御心附被下置候樣奉願候、云々（安政五年午十二月）

と懇請至らざるなし。當時に於ける大砲の配備を考ふるに、

當時に於ける大砲の配備

黑崎村唐人神

一、五百目玉御筒　壹挺　打手　五人

勝本浦聖母宮馬場崎

一、五百目玉御筒　壹挺　打手　五人

黑崎村牧崎

一、三百目玉御筒　壹挺　打手　五人

勝本村赤岩

一、三百目玉御筒　壹挺　打手　五人

箱崎村建神崎

一、二百目玉御筒　壹挺　打手　三人

郷野浦八幡崎

一、百目玉御筒　壹挺　打手　三人

渡良村玉崎

一、百目玉御筒　壹挺　打手　三人

本宮村龍王崎

一、百目玉御筒　壹挺　打手　三人

諸吉村瀧の上

一、百目玉御筒　壹挺　打手　三人

諸吉村八幡崎

一、百目玉御筒　壹挺　打手　三人

筒城村山尻

一、百目玉御筒　壹挺　打手　三人

石田村ゼニカメ崎

一、百目玉御筒　　壹挺　　打手　三人
　初山村江豚鼻
一、百目玉御筒　　壹挺　　打手　三人
　　計　拾參挺　　　　　　打手四十七人
　　　內壹挺不足なるも、近々壹岐にて鑄立御備之筈、

忠之平の施設は緩急序を逐ひ、順次其の完成を期するが故に、今や漸く進みて稽古所の建設を爲すに至れり。尤もその宿志は既に數十年前より萠し、其の筋に要請すること亦一再に止まらざりしも、今日に至る迄設置を見ざりしは、主として藩の財政問題に基因すること言を俟たずと雖も、又彼が銃砲彈藥其の他戰鬪要具の完備を急ぎたるに職由するものゝ如し。然るにてもこの稽古所建設の口上覺の記錄に存する最古のものは、實に弘化四年未正月二十二日なるが如し。即ち安政四年を距る方さに十年の昔にあり。

　　奉願口上覺
壹岐國天山流砲術稽古所無御座に付、不得止事是迄足輕稽古所透間之日を御

郡方より拜借稽古仕罷在候得共、夫にては萬端不都合の筋も御座候に付、別段稽古所御出來御渡しに相成候樣段々奉願候得共、右足輕稽古所に追々修覆稽古仕候て可然旨被　仰付候、然る處御流規砲術之義は、大砲素槊火矢拵等其外他見無用之所作柄多く御座候處、右稽古所にては彼是指支罷成候、且又諸士中之御方は勿論、近來役馬廻中小姓之面々も入門稽古仕候樣被　仰付候處、右衆中之内、足輕稽古所にて被致稽古候は不承知之向も有之、内々は彼是被申候仁も有之哉相聞申候、左候得ば往々御流規不繁昌之基にも相成可申哉と乍恐歎敷奉存候、依之相成る儀に御座候はゞ、天山流稽古所之義、別段御出來御渡しに相成候樣奉願候處、御入目之義者町人願望にて筋々より猶又申達候樣、市山恒八殿御方より被仰付置候得共、是迄一統御用金被　仰出候砌に付、願望願出候者も無御座共儘罷在候得共、浦方願望之者御座候はゞ、右願望金を以、稽古所御出來方に御渡しに相成候樣奉願候、此段宜敷御取扱被仰達可被下置候、豊島權平殿へ願書指出申候に付、宜敷被仰達可被下候、以上、

弘化四年未正月二十二日　　牧山忠平

其の後嘉永元年より二年にかけ、種々方法を講じ、或は願望金を以て趣向を附け、或は豫て出願せる砲術方御手當元金三百兩の聽許あり次第、其の利銀を以て之れに充當せんとの計算を立て、稽古所の建設を要請せしも意の如くならず、遂に數年を空過せる內、一兩年前に至り御番方御徒士組豊永德次右衛門の献金出願あり、其の聽許せらるゝに及び、愈々稽古所建設の工を起すに至れり。 此の中間に於ける願書其の他は之れを省き、最後のものを掲ぐれば、

奉願口上覺

壹岐天山流砲術稽古所無御座、稽古方第一指支候に付、御出來御渡し被下置候樣數ヶ年の間、彌增に恐多も數十度、無之候而は相濟不申儀に付不得止事奉願候得共、御出來御渡無御座候、尤先に市山恒八殿より浦方願望上金申談願書指出候はゞ、御出來御渡可被下置旨被仰付候得共、其頃關東筋川々御普請御用銀被　仰出候砌にて、願望願出候者無御座、其後も御出來被下置候樣奉願候得共、未だ御模樣無御座、爰許流儀砲術の儀は諸士中初め役馬廻、中小姓、御徒士組並大筒組共に大勢同門御座候上、一昨年來其外に蹈繪御免之面々大勢入門被

仰付、稽古所は無之、如何仕稽古爲仕可申哉、既に可奉伺と奉存候得共、御時節柄御物入に相成候義に付指控歎息罷在候、然る處、

御番方御徒士組

豐永德次右衞門

右之者數年砲術稽古出精仕罷在候處、此度別紙積り書之通り、金六拾兩にて稽古所壹字作り上に可仕段願出候間、相成候義に御座候はゞ、何卒願之通被　仰付被下置候樣奉願候、左候上は御願ヶ間敷申上候段奉恐入候得共、爲御吹聽中小姓被　召成、切米三石被　仰付被下置候樣奉願候、壹岐國之義は四方海岸隔遠の場所、殊に近年は時々異船相見得、其内には地方近く乘寄候義も間々有之候間、別而御嚴重可被爲成置段被　仰付候處、外武術は夫々稽古所御座候得共、砲術之義は稽古所無之候而、就中指支罷成候間、御出來御渡しに相成候樣奉願候、場所之儀は只今御建被置候大砲御土藏之先に、相應明地も御座候事故、右場所御免被成下置候はゞ、至極便利に可相成奉存候、御時節柄奉恐入候義とも奉存、勿論御支配も違候事故、私奉願候は向違之儀にて甚だ如何敷奉存候得共、畢

竟流儀稽古所之儀に就而奉願候間、格別の御憐愍を以て何卒願之通被　仰付被下置候はゞ、同門中一統難有出席稽古相勵出精可仕重疊難有仕合に奉存候、以御蔭御手當之流儀永々繁昌可仕、依之重々奉願候、此段宜敷御取扱被仰談可被下候、以上、

九月（安政三年）　牧山忠之平

堀江文八様

佐々三十郎様

* * * * *

奉願口上覺

一、金六拾兩

右者壹岐國天山流砲術方御稽古所無御座、御指支相成候間、御出來御渡し相成候樣、先年より追々御願書被指出候趣に御座候得共、未だ御出來相成不申、私儀も御流儀砲術入門稽古仕罷在候處、御稽古所無御座候而は、上下數百人之同門中一統甚だ難義至極御座候間、右金高にて出來相成可申積り前之由承知仕候

に付、是迄作方精々仕、飯料殘り等追々賣拂貯所持罷在候間、右樣御手當向之義に御指支之處、御都合にも相成義に御座候はゞ、爲冥加右金高奉指上度奉存候、何卒御受納被成下置、右稽古所御出來方に御渡し被下置候樣奉願候、左候上者御願ヶ間敷義奉申上候得共、代々御番徒士相勤め罷在候に付、中小姓被　召成切米三石被下置候樣奉願候、此段向達之儀に御座候得共、第一御流規砲術稽古所之義に御座候間、重々御執成宜敷願之通被　仰付被下置候樣、被仰達可被下候、以上、

九月　　　　　　　　　豐永德次右衛門

牧山忠之平樣

一事を行ひ、一業を遂げんとするに、如何に熱心にして且つ達算なからんことを期せしかは、今更ながら敬服の外なし。理を盡くし情を紓べたる前揭の願書は、所謂御麓に比し、動もすれば繼子扱にせられんとする壹岐砲術方の爲めに、遂に當局を動かし、翌年五月二日には聽許せられ、献金の運びとなり、六月朔牧山父子は其の作事方掛仰付られ、安政六年十月竣工せり。建坪漸く廿一坪に過ぎず

と雖も、士氣の旺盛砲術の練達、實に見るべきものありしなり。

又昨年より出願せる御臺場最寄々々七ヶ所に石火矢御圍藏建造の義、前記稽古所と同樣願望にて山本儀作の獻金聽許せられ、建築することゝなり、忠之丞は各臺場を遍歴し其の位置を決定し、山川重太夫之れが作事方掛仰付られたるも、何か事故ありしと見え、急に着手もせざるにより、安政六年六月十八日より自ら本宮黒崎箱崎の三ヶ村を巡視し、急ぎ工事を進むべきを督勵し、更に八月三日よりは作事方掛山川重太夫を伴ひ、諸吉筒城石田の各村を巡視し、急造の要を告げたり。

兎に角彼は斯くの如くして、一歩々々軍備の充實と整成とを期し、自己畢生の業とせり。日記の一節を見るに、本年に於ても自から必らず其の定日には、大筒組幷に諸士中給人中大砲打手中の稽古を指導し、且つ新規取立をなして入門する者も亦少からざりしなり。彼は又此他に武具特に甲冑の製造及ひ大小刀劍類の仕立を爲し、邊鄙なる地方人士のために大に便益を與へたり。之れ全く士道鼓吹の赤誠に出でたるものゝ如し。

安政五戊午年（七十歳）　昨四年に於ては外交漸く繁雜を增し來り、國情不穩、幕府亦次第に困憊す。　五月米國と改締したる條約を、十二月に至りて諸侯に其の可否如何と諮詢するが如き、從來の專斷に似ず、通商條約の勅許を禀請し、其の不可を叱責せられて威嚴を失墜せるが如き、頽勢依然たるものあり。　井伊直弼大老に就任して、剛强なる態度を持したるも、國論は益々沸騰し、水戸侯齊昭の激憤となり、國歩愈々艱險、米國軍艦は遠慮なく舳艫相啣みて神奈川灣頭に進入し、幕府遂に假條約に調印す。　國論囂々の裏に將軍家定簀を易ゆ。　幕府は自ら斷乎たる國策を樹つる能はず、强請せらるゝが儘に、威嚇せらるゝが儘に、和蘭と結び、露國と結び、英國と結び、佛國と結び、其の適從する所を知らざるに至れり。

天下の形勢斯くの如く夫れ岌々乎たるの時、異船の多くは蒸氣力を以て縱橫に快走し、今の所謂示威運動も少なからざれば、流言蜚語相繼き、特に無援の孤島、外襲の危險最も甚だしき我壹岐に於ける士人の憂慮は、實に想像も及ばざるものありしや疑ひなし。　忠之平齡既に古稀に達せるも益々刻苦勵精警戒至らざるなし。

當時の世相を報せる消息

交易港開きにつき朝幕の確執

此は四月二十五日付にて忠之平の許に至れる一書（匿名にて發信者を知るに由なし）を見るに、當時の世體を窺ふに足るものなり。　左に掲げん。

交易湊開き於江戸御聽濟相成候處、京都にて決而不相成段、　勅命、依之一國人心不居合（折合はず）廉を以右御條約御斷之應接左之通り、

「昨廿四日備中守宅へ使節呼寄追々及談判候條約之趣、方今直に難取斗次第は兼々申聞置候通、兎角人心折合兼候儀等、於京都も深被惱　叡慮候趣等委細及説得候處、右樣之儀は萬國一體之振合、史書にも及見候儀無之、双方談判濟之上國內人心之居り合を以差止候儀者、萬國決而無之筈、江戸政府にて右調印不致候へは、權有之方へ罷出可致談判、斯樣之儀西洋各國へ相響候へば、向後外國之もの、條約等之儀に付ては、江戸へ不罷出、直に京都へ可罷出、左樣之儀者此後江戸御政府、種々之御難題生じ候義見貫罷在候、備中守及沙汰候儀にては此上いつと申際限も無之候間、いづれも期限差定候決答受度旨申聞候間、猶委細之事情は一兩日中掛り役々より可申聞旨申諸候事、」

四月二十五日（安政五午年）

又、其後の一書には、

外國數十艘之船渡來之趣「アメリカ」蒸氣船渡來にて申出候趣に付、定約御取結相成候哉と風評仕候、云々

又、

六月十七日申の刻(午后四時)武州小芝沖へ「アメリカ」船壹艘入津申立、今般「イギリス」、「フランス」兩國唐國と戰爭(英佛と清との北京條約は萬延元年十月也)之處、兩國勝利に相成候に付、右引拂より魯西亞「トルコ」四ヶ國一同江戸近海へ乘入れ、尤四ヶ國共十艘宛罷越候由、云々

風雲愈々急なるものあり。彼の時勢觀を詳にするを得ざるは實に遺憾なりとす。然れども、如何に時事問題に付交通不便の壹岐にありながら心を勞せしかは、次の手紙にても明なり。且つ當時を知る一助ともなるが故に、玆に八月十九日附在府中の門弟桑田玄太郎の來信(同年九月二十六日上の林着)を左に掲げん。

六月十五日、七月四日兩度之貴札一同相達拜見仕候、(中略)御許の振合久方に承り安心仕候、且爰許へ渡來異船之義御心得にも被遊候間、委細申上候樣被仰

異人に關する風説

ハルリスの將軍謁見

おろしや船の虛喝

越候趣承知仕候、是より社(こそ)御知らせ申上度心懸居候へ共、一向公邊の御趣意于今慥に相分不申、矢張御論決も無御座、一日送りの様成風説に御座候中、公方様永々御不例終には御薨御に相成、只今は先異船の御論談も下積に相成申候、

(中略) 諸人風説左に申上候、

一、是迄豆州下田へ參り候異船、去冬 登城被 仰付、 上様御目通に罷出、(安政四年十月廿一日ハルリスの將軍に謁見するを云ふ)大小名出席之座に不臆、立ながら御對談申候由、夫より二の御丸内九段と申所に旅館出來仕、夫々久々滯留公義之御物入不成大形、當春に相成右下田へ引取、願の趣意は日本十二ヶ所へ地面御渡し被下、日本人同様賣買之望、依之京都御伺に相成候處、殊の外の義に有之由、しかし折角多年の願、且兵亂に相成諸人難義於京都も思召に付、下田一ヶ所御免、夫も伊勢大神宮へ御圖之上との御沙汰之由、

一、其後「おろしや」四船參り申上候は「ごふ」洲とか申す國責取り、其勇に任せ、數百船日本へ押かけ相企候、然る處望之通願筋御免候へば、彼の國申諭取納可申と申出候趣、

一、其後如何の御論談に相成候哉、一ヶ所賣買も御免に相成、其の上江戸中、望次第名所の分見物に廻り、三井大丸邊へは參り澤山買物等致し、茶屋菓子屋抔へは買食等いたし、始の内は大勢附添人も有之候へども、近頃は惣締り一二人斗付添位にて廻り、七月始頃には、淺草觀音引取かけ風呂屋へ參り、入湯の人も大騷仕候由、誠に言語同斷之振合、去月十日過不殘引取り候由の所、五六日よりは又々二三船參り居候由、

一、右樣自由に被指置候も、賣買御免も、公義にても深々思召有之由、其譯は京都守護も前々は御小家より御諸に御座候處、今度は若州小濱酒井樣所司代被蒙仰、其外大國より同前守護に相成、大阪、堺、兵庫、品川、上總、防州、不殘國主御大名方御固めに相成申候筈に御座候、江戸も所々御固め御手配りに相成候御手割有之しよし、當御屋敷にても先日何方にても御固めの御人數御調に相成申候、左候へば、

公義之御思慮深々之譯可有之候かと、我々愚考仕候、尙又委敷義は後より可申候、

将軍薨去に就ての風說

一、公方樣(家定)御薨御(七月四日死 八月八日發喪)に付色々風說左に、
多分毒藥被召上候由、奧御祐筆一人切腹書置有之、是より相知れ、云々(下略)

悪疫流行

一、今度爰許流行病之段、
七月始より起り、十二日頃迄に死人六萬人、濱町と申す所二丁にて百七十五人、十三日迄に同丁煩ひつき候者百人余、一日に藏前斗り通り候葬式百にならず、昨今迄には死人十萬に過候由、云々(下略)

一、食物之段、

米	兩に四斗	尤下向之由
小豆	壹升	百四十文
酒	壹升	四百文
串團子	ぎんなん位四ツ四文	

諸色是に準ず、云々

當時の世態を一覧するに足らん。

藩主松浦曜公卒去

此年六月二十日藩主松浦曜公卒去、世子詮封を襲く。當時に於ける藩主卒去

に對する御停止なるものを見るに、

鳴物音曲停止	五十日
普請作事停止	二十七日
町方蔀卸(しとみおろし)(上下共)	五日 ｝十二日間
下蔀卸（下のみ）	七日 ｝十二日間
營業者の狩獵停止城下	五日
振賣停止	五日
御家中其他中小姓以上髭剃遠慮	二十一日
月代(さかやき)遠慮	五十日
御徒士組以下御扶持者髭剃遠慮	十四日
月代遠慮	三十五日
農商工髭剃遠慮	十四日
月代遠慮	二十一日

之れを嘉永六年に薨去せし將軍家慶の御停止、

城下市中鳴物(上下共)	三日 } 五日
下鳴物　(下のみ)	二日 }
搥止	三日
營業者の狩獵停止	三日

諸神社祭禮延期すべきこと

に比すれば中々重きものあり。更に之れを慶應三年に崩御ありし孝明天皇の御停止、

鳴物	五日
搥止	三日
殺生停止	三日
中小姓以上髭剃遠慮	五日
月代遠慮	十五日
御徒士組以下月代遠慮	七日

に比すれば、當時の國情を推知するに足らん。而かも幾何もなくして幕府倒れ、

封建崩れ、維新の大業は成れり。

安政六己未年（七十一歳）　藩の施設は忠之丞の希望を距ること遠しとするも、兎に角年と共に次第に實現し來り、曩きに獻納方出願の聽許せられたる十匁筒も段々配給せられ、一方稽古所も亦本年十月には完成し、直に同門中の寒稽古を始め、士氣の振作に努めたり。此春彼は城代見分の下に大町打を擧行せんがため、新年早々より用意をなし、二月下旬に入りては火矢拵其の他準備のため多數の門弟を召集し旅宿の用意さへ五軒に及べり。三月二十一日に至り、勝本浦射辻に於て五百目及び百目玉大筒の町打其他矢砲錄及相圖烽火の試發をもなせり。其の成績の概要を示せば、

安政六未三月二十一日於勝本浦射辻

天山流砲術町打稽古之次第

標的二ヶ所

但町間空眼見積り且榜示の劃、

壹町は榜示壹間方、星三尺方、

貳町は榜示貳間方、星壹間方、

其餘は之に準ず、

若宮島　赤幕　拾町

辰之島　白幕　拾五町

先づ第一發射の五百目玉筒周發仕懸玉試二放（手打一人手傳二人）に始まり、之れより同砲にて打手三人乃至五人を一組とし、各人合玉一度に一放宛、即ち三發乃至五發を打ち、五十四發の射撃を終りしに、（目印とは星の内にある中心點なり）

命　中　四十二（内星十二、目印二）

彈着不明　六

外　れ　六

の如き成績を得、次に車仕懸百目玉筒にては、標的壹ヶ所青幕三町として合玉壹放宛交代發射せり。總計五十一發にして、

命　中　五十（内星三十、目印十）

外　れ　一

の如き成績を得、更に同百目玉筒を以て合玉、及破調子玉の番外射擊をなしたるに、五十七發中、

命　中　　五十二（內星三十二、目印十）

外　れ　　五

其の他、晝間には晝の相圖、夜に入りては、夜の相圖の烟花其の他種々の演技をなし、非常の好成績を收めたり。此の日彼は射擊をなさゞりしも、猪七は五百目玉筒にて二發百目玉筒にて五發を打ち皆命中（榜示中一、星中一、五、目印中一、）せり。城代は當日の好結果を喜び、彼も亦無上の面目を施し、無事終了せり。當時に於ける斯くの如き射擊の彈藥費を見るに、

一、銀二百十一匁七分五厘

但鉛八貫四百七十目代にして五百目玉五十四發、百目玉百〇八發、打揚高にて鑄立出來高引殘右高御買入（午の十二月大阪買下の直段にて）

註、八貫四百七十目は古玉を拾集し再び新玉に鑄立て其の減損したる高ならん。

一、銀三百三匁二分一厘

但焔硝十二貫六百三十匁代、右之打藥幷に五百目の矢六本及三寸木筒十二發の藥高（午の十二月買下し直段にて）

一、銀六十匁

但矢之鐵物代

〆五百七十四匁九分六厘、六十五銀にして九兩に充たず

安政七年
御館警備に就て上申

安政七庚申年（三月十八日萬延と改元す）（七十二歳） 昨年に引續き有志獻上の十匁筒張上げ配給せられ、稽古方も益々旺盛となれり。 此年（年號不明なれど前後の關係より斯く想定す） 當局に上書して御館の警備を嚴にせんことを云へり。 曰く、

壹岐國御館の義は大切の御場所と奉存候、然る處鎮城砲無御座候而、御城代之御方御出陣後は、御武器は不及申、固め守城之人數皆而無之、誠に無心元義と年來恐歎仕罷在候得共、右様之義申出候而、若萬一他邦に洩聞得候而は、甚恐患之筋にも候間、御時節柄共申、指控罷在候得共、御手當向之儀心附候筋、不奉申上打過、萬一御不慮御瑕瑾之事共に成行候而は重々恐入候義に付、恐多も此度一通趣向を付奉申上候、

書取

御館附天山流五十目玉御筒十挺、支配士二人にて御城代の御先備と、文化年中御定相成居申候、然る處其の後如何の御論談にて御座候哉、何分五十目の手抱と申候而は、十分の業、人毎容易に出來不仕、且輕辨不利の品にて實に無理の御定、第一天山流銃陣の法にも叶不申、痛心罷在候間、此度御手當一段御手厚く被成置候筋に御座候はゞ、何卒十匁玉御筒二十五挺御出來御備相成度奉存候、御出來方御物入等の義は、別紙に奉申上候間、願之通被　仰付被下樣奉願候、左候而平戶一番手の通御組合、別手十匁二十五挺は御奉行衆御支配、且又是迄之別手中軍砲百目二挺と先陣之御備相成、兼々流規銃陣之業操練仕込置候はゞ、十匁にて輕辨の業出來、御手當格別際立ち御嚴重に相成儀に付、何卒御出來御備相成候樣奉願候、

右之五十目玉十挺の義は、御館鎭城砲に御備被置、爲守護兼而天山流修練之支配士一人にて、御庭內に間配り相備へ、流規秘術之數玉、切玉等用意仕置、若敵賊押寄候節、極引付置き坂落しに打懸け候はゞ、第一の良算と奉考候、若敵賊北目

井伊大老横死に就て在府の門人よりの通信

へ押寄、御出陣相成候節、其透を窺ひ手を分け、竊かに南へ押寄、御館を目懸け申間敷儀にも無之、非常の事は不被論、古戰の例も間々有之候得共、油斷は決して不被仕儀と奉存候間、一通奉申上候に付、何卒趣向之通被　仰付被下候はゞ、永々御手當御嚴重相成、至于私而も冥加至極難有仕合奉存候、此段程宜被仰達可被下候、以上、

斯くして壹岐の防備に關して倦むことを知らず。其の後又五十目玉筒の手抱なるは、到底實用に適せざるを看取し、意見を具して車臺を用ふることゝし、元治より慶應に亙り之が製作をなせり。

萬延元年は大老井伊直弼を水戸の浪士が櫻田門外に於て殺害したる年(三月三日)なり。在府中の門弟武富兵十よりの來信に、

一、江戸騷動之義爲御知申上候樣被仰聞承知仕候、風聞書は澤山御座候へ共、彌是と申實否相分り不申、先井伊樣最初御屆は御病氣之向に候得共、其後御打れ被成候段、御正直の御屆相成候由、然る處井伊之若殿愛麿樣、未に御忌中に御座候得共、四月二十八日掃除頭樣御遺領無相違被爲濟、京都御守護之義も被蒙仰

候由、御先格に違ひ御忌中に御遺領被爲濟候義は、何れ家中之安堵之ためと相聞得申候、左候はゞ先づ元之治世に相成可申、乍去水戸樣の浪人井伊樣打取候面々、未だ御裁許相分り不申、此元筋にては今時分右之沙汰も萬人相止め申候、共時分は至つて沙汰繁く候得共、最早貪着の致手も無御座候、以上、

六月二十九日

朧氣ながら當時の世態を想察する事を得るにあらずや。

此年閏三月初山村奈良尾峠に於て、城代見分の下に百目玉筒及び五十目玉筒等の町打あり。忠之丞之れを督すること例の如し。大要を示せば、

標的三ヶ所

黄　二町八反

赤　三町二反

白　八町

車仕懸百目玉筒にて約二百發、五十目玉筒にて約六十發、其の他矢砲鋒畫之相圖等の試射を爲し、優秀の成績を擧げたり。十一月には又砲術方矢場に於て大

砲打手の十匁玉筒、數打を擧行せしに、六百發中中り五百三十八、其內星中り二百四十の好成績を得たり。

同年六月、去る安政二年制定（參考資料を缺ぐ）の異船御手當用法條目中、二段迄次の如く改定せられたり。

異船御手當用法條目

用法第一段

一、岳之辻遠見番所相圖

鐵砲　二放

右者異船相見得候節、右之通相圖致、里數方角乘前の次第、帆色帆柱船數等、早速御城代へ注進の事、

一、乘去り候はゞ猶又早速右兩所へ注進之事、

一、岳之辻注進の次第、通船のみに候はゞ乘去候後、郡代より御城代へ申達候事、

一、右通船之段、便船次第平戸表へ申越候事、

但日數二十日も過三十日にも及候樣有之候而も、便船無之候はゞ飛船指

立候事、

用法第一

一、若宮島遠見番所相圖

鐵砲　二放

旗印　一本

右者異船通と見受候節、右之通致相圖候はゞ番頭心得、木札を以て御城代郡代勝本押役へ注進之事、

一、乘去り候はゞ前後刻限は勿論、里數方角乘前之次第、帆色帆柱船數等、委敷御城代郡代押役へ申達候事、

一、右注進郡代より御城代へ申達候義前條之通、

一、平戸表へ申越候義前條之通、

用法第二

一、岳之辻遠見番所相圖

鐵砲　三放

右者異船地近く乘寄せ碇を卸し候節、右之通相圖致注進前條之通、
但右相圖有之候はゞ、番頭御番所へ相結、時々注進之事、
一、右之注進郡代より御城代へ申達候事、
一、碇を卸し候はゞ早速其浦より崛强の若者四五人宛、并當役の內一人乘組、異船最寄へ乘寄せ動靜の樣子見斗らひ可申、若端船より方々乘廻り候節は後に附添、樣子見屆可申候、且又陸地にては其最寄の代官庄屋小役之者浦役人等、早速駈附何も野菜等賣渡不相成義は勿論、耕牛奪取等の不法無之樣心を用ひ可申候、若又異人上陸致候はゞ、何れも附添不法の儀無之樣警固可致事、
一、異船碇を卸し候節、其最寄の諸士罷出、上陸不法之儀制方心付候樣可仕事、
一、若異人上陸之樣子見請け候はゞ、下目付幷最寄足輕四五人棒鳶口等爲持、御館門前固め可申事、

用法第二段

一、平戸表へ飛船指立候事、
一、若宮島遠見番所相圖

鐵砲　三放
旗印　一本
右者異船地近く乘寄せ碇を卸し候節、番頭心得木札を以て注進前條之通、
但番頭御番所へ相詰時々注進之事、
一、碇を卸し候節番頭其外諸士下目附足輕且郡代より城代へ申達候義前條之通、
一、平戶表へ飛船指立候事、
以　上
之れを嘉永二年十月制定の用法條目（前揭）に比すれば、余程簡捷となりしを見るべし。
此の年二月二日は先師豐島先生の三回忌なり。忠之丞自から墓參の豫定なりしも、其の意に任せず、正月二十三日猪七を鄉の浦より出帆せしめんとせしに、每日逆風暴雨にて遂に二月二日を經過せり。越へて五日に至り、漸く順風を得、同日夕刻猪七平戶へ安着、直ちに師家を訪へり。翌六日猪七は北の大風雨中を

廡上下にて墓參し、猶ほ豊島家の菩提寺に詣で、恩師行權院殿に對する敬虔の禮を致せり。之れより殆んど毎日風雨強く、壹岐に歸着し得たるは、同月十七日なりき。之れが爲めに費したる日數、前後二十有五日に及ぶ。今日の交通より見れば、横濱を發し、布哇を經て桑港に上陸し、更に北米を横斷して紐育に行くも尙ほ餘あり。されど此の如き不便も、その志すところに安んずる彼の意とするところにあらざるなり。

忠之丞の日記を見るに、新年早々上の林の隱宅に於て、練革甲冑の製作をなせり。即ち先年注文したる牛皮大阪より到着したるを以て、毎日甲冑細工と、砲術稽古所への出勤とを以て日課とし、この甲冑を本年中にて製作し終りしものゝ如し。製品は現に牧山家に藏す。なほ種々の製作工藝には非常に趣味を有し、大砲及び其の車臺等は勿論、火藥彈丸諸種の火矢等より、唐金眞鍮等の細工、或は刀槍の鞘柄の如き漆器類をも造り、晩年に至りては前記の如く練革の甲冑をも製作し、極めて優良の出來榮を示せり。之れ固より彼の天稟に因ると雖も、土地僻遠にして其の之れを自からするにあらざれば、容易に其の用を足らし得ざり

しを以て、彼が達せざれば止まざる底の氣魂が茲にも發揮せられたるものなるべし。傳ふる所によれば、漆細工は最も得意とする所にして、自作の刀鞘三十口分、及練革具足一領を君公へ獻上し、稱讃の辭を賜はりしと云ふ。武具兵器のみに限らず、笄簪等の戯作もなせり。（牧山家には工藝に關する所謂秘傳書等少からず）

本年度に於ける彈藥の貯藏高

本年度に於ける彈丸の貯藏高は概ね左の如し。

五〇〇目筒	二挺	二七〇發
三〇〇目筒	二挺	三〇〇發
二〇〇目筒	一挺	一五〇發
一〇〇目筒	七挺	一、八〇〇發
五〇目筒	二十挺	二〇〇〇發
一〇目筒	九挺	三、〇〇〇發

之れに相應する火藥の一部は、既に合藥として、一部は未合藥として貯藏せらる。これを天保弘化の當時に比すれば、大に充實し來れるを見るべし。

正確なる文書の存するものなしと雖も、種々の記錄より綜合すれば、中尾郡左

札人足引揚反對の意見書

衞門が二百兩の獻金をなしたるは多分此年にして、之れ亦弘化元年の二百兩、安政四年の三百兩と等しく、砲術方經費の基本金に組入れられ、忠之丞の監督の下に置かれたり。

以前より藩當局間に札者支給の範圍を縮少し、以て窮乏せる財政の一助ともなさんとするの議あるを聞き、彼は斯くの如き消極策は紛々せる當時の形勢に適せざるを慨し、直ちに一書を上り其の弊を痛論し、當局の反省を促せり。書中に曰く、

無勤之中小姓中、札者御引揚げに相成候趣承知仕候、然る處壹岐國表中小姓之義は旅行勤其外異變之節、御手當に相備へ候心得に罷在候を精勤と奉存候、依之劔鎗は勿論楊心流柔術幷天山流大砲之義は近年臨時に被　仰付、何れも出精相勤罷在候處、先般右大砲打手に被　仰付、何れも難有奉畏、組合人數分けにて大砲壹挺宛請持候樣被　仰付罷在、異變之節何時にても御手當に相成候覺悟に罷在候、就ては異變之節連人の義も可奉願奉存候得共、御時節柄に付指控へ罷在候、且又稽古出精の仁者昇進も可被　仰付奉存罷在候處、萬々一札人足

御引揚共に相成候ては、今組中難義至極可仕候間、御時節柄御願箇間敷奉恐入候得共、何卒　御先代様よりの通り、札人足一人宛之義は被　仰付被下置候様奉願候、云々

別紙には又他の方面より札者の必要を說き、

（前略）乍恐御入部之節御書寫奉拜見候處、第一、衆心一和防禦手段肝要と奉拜見、爰許御手當人數揃之節も、小身之面々には行屆候事と御覽被遊候趣、何れも難有仕合奉存候、以後も固質不相弛樣互に切磋修行、無怠出精仕候樣との御書寫難有奉拜見候、必々に相成候事は不忠の至りとも奉存候、何れも難有相守り出精相勵み候義に付、非常の節無人にては即刻の御間欠げと相成候間、何卒格別之御憐愍を以て是迄の通り御渡し被下置候はゞ重疊難有、云々

義を說き情を盡し、國防上一點の弛みをも來さざらん事を努めたり。只決して一の小使要求などゝ見るべからざるなり。

萬延二辛酉年（二月十九日文久と改元）（七十三歲）　彼の齡は次第に老ひ行くも、其の元氣は中々に衰へず、當春は先年の基金三百兩の利子を以て、百目玉筒壹挺鑄立の上、車

文化六年以後奉公の成績

稽古世話をなすこと四十八ヶ年

臺に仕懸け、常備砲中に加ふるの計畫を立て、當局の許可を得て製作に着手し、從來七挺なりし百目玉筒は八挺となれり。

此年正月酒井彌右衞門殿（當時の郡代か）より日記爲見候樣被申聞候間、二月十四日遣はすとある、その控と云ふものゝ末尾を見るに、

文化六巳年より御奉公被　召出候而、當萬延二酉の年迄五十三ヶ年相勤候內、文化十一戌年より當年迄四十八ヶ年稽古方世話仕、只今同門三百五十五人有之候、

文化八未年以後は、諸士中一同へ稽古仰付られ、時に天保八酉年より諸士中幷給人中大砲町打被　仰付、當年迄二十五ヶ年、年々矢幡町打師範相勤申候、

異變御手當大砲の儀は、文化六巳年五百目玉御筒二挺、百目玉御筒一挺御渡（但外に百目二百目御渡有之候得共、文政十三寅年平戶へ御引揚げ）御座候處、數十年に相成、器械並打藥等追々相痛み、且間より玉藥御附屬も僅之內、五百目玉之內大半紛失之由、旁ゝ不足之處、私へ受持被　仰付候に付、其砌より時々奉伺打藥搗直し、器械は御修覆夫々御用立候樣誠心を盡くし、右五百目二挺に百目一挺

幷近頃平戸より被指越候三百目二挺、二百目一挺、百目二挺幷爰許にて鑄立之百目四挺、都合大小十二挺に、稽古方御渡の手抱筒五十目より十匁迄二十九挺共に只今百發宛玉藥相揃へ、都合四千百發、卽時に持出候樣手筈仕、其餘五百目より百目迄千百丸之餘御圍に仕、右何れも御武具方石火矢御土藏へ札付にして御圍仕置罷在候、(前年度在高に比し約五百發少なきは町打矢場打をなし未だ補充せざるものならん)

嘉永年中爰許御臺場御見立の節に都合五度父子共に廻勤被　仰付出勤仕候、

云々

と有り、當時に於ける門弟の現在數より推せば、前後通じて約五十ヶ年に亘り、砲術を敎授したる總人員は裕に一千人を超ゆべし。參考のため安政二年卯二月九日の調べ出しを見るに、

一般入門共	一七九人
諸士中	四五人
大筒組	四五人
給人中	二九人

住み慣れたる東光寺門前の茅屋を猪七に讓る

文久二年

藩主の壹岐入部

上覽の町打

〆これに忠平父子を入れて、現在數丁度三百人とあり、現今の約一箇大隊に比すべけん。

東光寺門前中砂に於ける彼の記念すべき雨漏り茅屋は、五十年間の風雨に彼を護りたれば、今や破損益々甚だしく壁落ち檐傾き、愈々居住に堪へざるを以て、先年來新築の計畫を立て、本年漸く落成し、猪七の住家と定め、彼は其の新宅上の林より來訪するを樂しみとせり。

文久二壬戌年(七十四歲) 松浦侯世子詮安政五年十月二十日襲封して肥前守となるも、先例に由る入部の事なかりしに、本年三月漸く壹岐に來り、龜丘城に於て諸士以下を引見し、君臣の誼を厚ふし、同時に左の仰出ありたり。

來る十二日勝本射の辻にて町打 御覽、(尤五百目三百目御筒の圖りに御座候)

同十七日初山村奈良尾に於て町打 御覽、(尤百目の圖りに御座候)同廿三日砲術方へ御出大筒組 御覽、右之通被 仰出候、

三月七日

とありたるも、十二日には都合により變更して、十四日となりしが如し。左れば當日はその計畫監督の下に、射辻に於て五百目玉及三百目玉筒の町打ありて上覽に供せらる。其の概要を示せば、

標的二ヶ所
若宮島（青幕）　拾町
辰の島（白幕）　拾五町
但町間空眼見積り且榜示割
一町は榜示一間方　星三尺方
二町は榜示二間方　星一間方
其餘準之
三百目玉御筒周發仕懸玉二發
但此御筒初而火通試（先年平戸より配給せられたるもの）

打前　牧山猪七
手傳　岩永龜之助

同　　中原道助

青幕（即若宮島標的）

一番　星中り

二番　榜示中り

右同御筒打前代り合玉一發宛序打

須田太膳

岩永鑓之助

御供に付不打　和知藤太夫

中原道助

中尾長五郎

青幕

一番　星中り

二番　前外れ

三番　――

四　番　　星中り
五　番　　玉着見損じ

右の如くして、約三十發の三百目玉筒射擊を爲し、次に、
五百目玉御筒周發仕懸、打前代り合ひ矢砲鏃一發宛序打

牧　山　猪　七
病氣不參に付　宇都宮圓左衛門
代　打　中尾長五郎
岩永龜之助
中原道助
山本東之助

白　幕（即の辰島標的）

一　番　　前外れ發吉但遲し
二　番　　前外れ發吉
三　番　　羽損じ海に入り發不見得

四　番　　下り海に入り發不見得

五　番　　前外れ發吉

此の一組成績甚だ面白からざりしも、之れより尙ほ三百目玉及び五百目玉の白幕標及青幕標等取交せ種々の射擊をなし、星中りも相當の數に達し、可なりの成果を得たるも、從來に比すれば、寧ろ幾分か劣れる感なきにあらず。然れども又三寸徑木筒小相圖約十發の如きは、頗る好成績を得たり。越えて十七日には筒城濱に於て御備立あり、二十二日には天山流砲術手抱十匁玉筒及び天山流大筒組五十目玉筒等の射擊、上覽ありたるに、極めて良好の成績を擧げたるを以て、同日直ちに藩主より左の賞詞を授けられたり。

初而業前被遊　御覽候處、何れも出精之段御滿悅被　思召候、尙又無怠精々仕候樣被　仰出候之旨、於御館即席松浦右膳殿被仰渡候、

此の時御館詰切りの猪七が、三月二十五日附にて、父に寄せたる手束の一節を見れば、

(前略)先日は流儀砲術　御覽も俄に相成、不取敢罷出候處、上出來にて誠に以

て　上にも御滿悅御感心之趣、御吹聽等も被　仰付、私儀は御上下拜領仕重疊難有仕合奉存候、昨日は御出船被遊奉恐悅候、云々（下略）

老父の喜悅は譬ふるにものなかりしならん。藩主壹岐を去らるゝに臨み、左の御沙汰書を下して士民を警戒せられたり。

此度□（不明）巡見初而□（不明）所へ相越備立且諸士中并組々藝術致一覽候處、一統々格別に心懸け候處相顯れ、大慶不少候、乍此上諸士中文武之心懸は勿論、其以下共々藝業精々實用相嗜み、廉恥之心懸肝要之事に候、殊に今以異船之往來も相止み不申、素より異變は難斗事に候得共、遠隔之場所當所海防の實備專一之（中間滅失）規よりの節法癈弛に至らず、居住の鄕村諸民安撫等の事迄誠實に心懸け候儀、忠節之至候條、右之趣程能可被相達候、　以上、

壬戌三月　　肥前

松浦右膳殿

肝要の部分に至り脫落等ありて遺憾なれども、他に求めて得ること容易ならざるが故に、此が補足は他日に讓る。又近頃數年間に亘りて日記文書等の存す

恩師遺族の爲に無盡講を起す

るものなく、折角藩主の入部ありながら記載すべき材料を得ず。本年九月に至り、初山村奈良尾峠に於て、城代松浦左兵衛見分の下に、百目玉筒町打の擧あり、筒三門發射總數、合玉及矢砲錄を合せて約二百發にして、標的距離小なるがためならんも、其の成績今春の町打に比すべくもあらざりき。郡代今井一郎兵衛城代松浦左兵衛等亦各四發宛を試射し、其の他三門の一齊射擊をなし、近年稀に見るの壯觀なりき。九月二十三日には又御館矢場に於て、大筒組の五十目玉筒矢場打ありて、砲術全盛の觀を呈せり。忠之年齡すでに七十有四、砲術の日々に隆興するを見て會心の笑を禁ぜざりしなるべし。

彼は恩師豐島家が先代權平氏の死去後、家政益々窘窮せるを痛み、猪七が當時の士人に似ず、少しく理財の才あるを幸に、豐島家に謀らしめ、此の年十月玆に再び無盡講を起し、幾分なりとも先師の恩に報いん事を計れり。講中は砲術同門の士にして、引親兼帶の猪七を加へて十九人なり。其の規約を見るに、

一、親懸銀六十八匁宛の事、

一、會日 二月 八月 十一月 十八日五ッ時揃不參無之事、

年三會之事、

一、宿之儀は猪七定宿の事、

一、銀持寄り札入の事、

但少しも不納不相成候事、

一、惣高五歩一割の引けを以て札入の事、

但末より三番　銀六十一匁二分

末より二番　同六十四匁六分

満會　同六十八匁

末三人に相成候節は鬮取之事、

一、引親御懸け出之儀は落札並と御相談相決し候事、

以　上

如何にも卒直簡明、現今の證書等と大に其の趣を異にするを見るべし。特に不參無之事、少しも不納不相成候事など、當時の民俗を窺ふに足り、頗る面白味を感ずるなり。

今少しく此の無盡講の内容を述べんに、

一、銀一貫二百九十二匁

　但一人前六十八匁宛十九人分親懸け銀寄高

　内百二十七匁五分

　但守立幷親懸寄にて兩度酒食賄方入用高

殘一貫百六十四匁五分

　　六八金にして

　　十七兩二朱正金有高

内七百四十八匁

　但金十一兩にして相納め

又殘り四百十六匁五分

　但右無盡二番會よりの御懸け銀當に御預り申上置候、右銀相濟み申候は

　ゞ御手元より御懸け出奉願候、

とて、金十一兩を豊島氏へ渡し、同氏より謝禮を述べたる領收證を無盡連中に送

られたり。經濟に疎き豐島氏に寄銀全部を渡すことなく、先づ何期間かの懸銀を準備し置きて、氏の融通を緩ふし、一方其の準備預り金を他に貸出して利息を得、以て幾分にても豐島氏の窮乏を救はんとせり。例せば、

　　右四百十六匁五分の内貸出利銀受入覺

亥の三月

一、銀七匁六分五厘　△△　△△△△より入、但元銀百二匁戌十一月かし

　　亥の三月迄五ヶ月利

亥の八月

一、銀十八匁三分六厘○○○○○○より入、但元金二兩戌十二月かし亥の

　　八月迄九ヶ月利

子の十二月

一、銀三十四匁六分八厘□□□□より入、但元金二兩戌十月かし子の二月

　　迄十七ヶ月利

等として師家のために盡くせり。

去る安政元年には、砲術方大擴張のため、諸士中並に其の子弟及給人中は申すに及ばず、一般有志者の入門非常に多數にして盛況を極めしも、其の後年月を經るに從ひ、多少の減員を來したるに、昨年よりは又多數の入門者あり。本年は特に士人の入門多く、老齢の忠之平容易に閑居を得ざるなり。

文久三癸亥年(七十五歳) 正月二十五日御館に於て、城代松浦大内藏見分の下に、五十目及十匁玉筒を以て天山流大筒組矢場打を執行し、翌二十六日には初山村奈良尾峠に於て、同じく見分の下に百目玉筒を以て町打を執行せしに、可なりの成績を示せり。概評せんに三ヶ所の標的距離は、

黄　二町八反
赤　三町二反
白　八町

にして、發射總數、合玉二百二發(矢砲錄は僅かに八發)にして、中り百六十、外れ四十二なり。此の町打は彼の監督下に行はれたるも、實地の施行は多く猪七の指揮に出で、城代亦三發の試射をなし二發の命中を得たり。

以上實彈射擊演習に要する彈藥其の他一切は、老父指圖の下に猪七製造準備の任に當り、其の作業を完ふせり。

當春に於ける彈藥補充計畫を見るに、

砲別	玉種	所要材料 鉛（鑄減一割ヲ加フ）	所要材料 白焔硝	所要材料 硫黄	所要材料 麻殻炭	摘要
一八百目玉挺筒分	數玉	一七、六〇〇匁	一一、二〇〇匁（各玉合計三二〇發分）	二、三五二匁（同上）		一挺二十發宛
	切玉	二六、四〇〇				一挺十五發宛
	走玉	四、四〇〇				一挺五發宛
二一百目玉挺筒分	數玉	四、四〇〇	二、〇〇〇（各玉合計四〇發分）	四二〇（同上）		一挺二十發宛
	切玉	六、六〇〇				一挺十五發宛
	走玉	一、一〇〇				一挺五發宛
三二百	數玉	一三、二〇〇				一挺二十發宛

目挺玉筒分	切玉	一九、八〇〇	六、〇〇〇（各玉合計八〇發分）	一、五〇〇	一挺十五發宛
	走玉	三、三〇〇		（同上）	一挺五發宛
五二百目挺玉筒分	數玉	二二、〇〇〇	一〇、〇〇〇（各玉合計八〇發分）	二、五〇〇	一挺二十發宛
	切玉	三三、〇〇〇			一挺十五發宛
	走玉	五、五〇〇		（同上）	一挺五發宛
合計	十三挺分	一五七、三〇〇匁	二九、二〇〇匁	六、七七二匁	五二〇發
消費木炭		九、四三八石			鉛十貫ニ木炭六斗ノ割

註、數玉は現今の霰彈に、切玉は榴霰彈に、走玉は榴彈に比すべきものならん。

右の如く色物方より受取る積りなりしも、御園鉛漸く八十二貫目に過ぎざりしを以て、其の在高を受け入れ次の如く製造せり。

砲別／玉種／彈丸數	彈丸總數	一挺ノ彈丸數	摘要
一八百 二匁一分 二匁二分 二匁三分 數玉	七、二〇〇丸	一挺 九〇〇丸	一挺二十發、一發四十五丸、一丸二匁一分二分三分

目玉挺筒分	切玉	三二箇	同 四箇	一箇量一八〇目乃至二〇〇目
	走玉	〇	〇	
二百目玉一挺筒分	三匁數玉	一、三四〇丸	一挺 一、三四〇丸	一挺二十發、一發六十七丸、一丸三匁
	切玉	四箇	同 四箇	一箇量三七〇目乃至四〇〇目
	走玉	〇	〇	
三百目玉二挺筒分	一兩數玉	二、八〇〇丸	一挺 一、四〇〇丸	一挺二十發、一發七十丸、一丸四匁三分
	切玉	八箇	同 四箇	一箇量四九〇目乃至六〇〇目
	走玉	二箇	同 一箇	
五百目玉二挺筒分	六匁數玉	三、三六〇丸	一挺 一、六八〇丸	一挺二十發、一發八十四丸、一丸六匁
	切玉	一〇箇	同 五箇	一箇量一、〇〇〇目乃至九〇〇目
	走玉	二箇	同 一箇	

右の通り文久三年正月下旬より二月初迄に出來せり。之れに應ずる火薬は次の如し。

一、硝石　十九貫八百四十六匁二分四厘
一、硫黃　五貫六百目
右は何れも記帳のまゝ色物方保管の御圍の內より受取り焔硝搗きをなし、
白焔硝　十八貫百七十目
硫黃　四貫三十目
を精製し砲術方御圍中に格納せり。右の如く精製したる火藥使用量は、

五〇〇目筒には一發	白焔硝 一二五匁 硫黃 二七匁五〇	白焔硝 一〇〇% 硫黃 二二〃
三〇〇目筒には一發	白焔硝 七五匁 硫黃 一八匁七五	白焔硝 一〇〇〃 硫黃 二五〃
二〇〇目筒には一發	白焔硝 五〇匁 硫黃 一〇匁五〇	白焔硝 一〇〇〃 硫黃 二一〃
一〇〇目筒には一發	白焔硝 三五匁 硫黃 七匁三五	白焔硝 一〇〇〃 硫黃 二一〃

にして、何れも之れに精製せる麻殼炭の粉末を混じて、當時の火藥を製造す。其麻殼は壹岐全島より之れを蒐集せしものならん。

豫ねて藩當局へ配給方申請中の警固川十匁筒銃身十五挺到着せしにより、猪七を督して直ちに其の臺の製造に着手し、防備の完成を急げり。斯く配給せら

壹岐全島に私有せらるゝ鐵砲の調査

るゝが儘に次第に其の工を進め、慶應三年に至りては豫期の七十挺全部完備せり。此の外に又壹岐全島に亘りて私有せる鐵砲の調査をなし、其の全數大小合せて二百十三挺に上れり。之れを鄕方鐵砲或は單に鄕鐵砲と呼ぶ。忠之丞は之れを以て護鄕用の武器となさんがため、猪七及許斐衛七(色物方ならん)と相謀り次の如く出願せしめたり。

一、焔硝二十貫目

但鄕方鐵砲二百十三挺、一挺一發三匁込之當にて

三十發分凡そ積り

一臼七百目搗にして二十八臼半

一臼六人懸りにして人夫百七十一人

一臼干方一人懸りにして人夫二十八人

〆人夫凡二百人

當る扶持米三石三斗

外に

一、紙筆墨少々宛

〆

右之通、製薬仕、村方箇數に應じ割渡、余分の儀は色物方御園相成不足之向御足し相成候て何分可有御座候哉奉伺候、以上、

五月二十四日(文久三年)

牧山猪七

許斐衞七

然るに、右は直ちに許可せられ、翌六月より製藥に着手し月余にして完成せり。當時幕府は頻りに諸外國と通商條約を締結し、或は生麥事件の償金を拂ひ、或は彼を招き我を遣はし、穩和外交を以て終始せんとするも、薩長二藩は勅命を楯に飽まで强硬論を主張し、下の關に鹿兒島に既に砲火相見ゆるに至れる一方、八月には勅使長州に下向攘夷厲行を諭す等、海內宛然氷炭相纏るゝが如し。此の時に際し、平戸藩が發布せし異船御手當條目を讀む亦一趣なしとせず。

異船御手當用法條目　(文久三年四月)

追而攘夷被　仰出候節之用法

用法第一段

一、岳之辻若宮島遠見番所相圖

鐵砲　二放

旗印　一本　若宮島斗

右者異船相見得候節右之通り致相圖、里數方角乘前の次第、船印帆色帆柱類船之有無早速御城代幷に郡代へ注進之事、

乘去候はゞ尙又早速右兩所へ申達候事、

一、若宮島之儀は一先木札を以て御城代幷郡代勝本押役へ注進、乘去候はゞ前後刻限里數方角乘前之次第、船印船色帆柱類船之有無紙面を以右之向々へ申達候事、

一、岳之辻若宮島注進之次第、通船のみに候はゞ、乘去候後郡代より御城代へ申達候事、

用法第二段

一、岳之辻若宮島遠見番所相圖

鐵砲　五放
旗印　二本　若宮島斗
右者異船地に向ひ乘來候はゞ、右之相圖致し御城代郡代押役へ可申達事、
但番頭之儀は早速御番所へ相詰、異船之樣子其時々注進之事、
一、右之相圖有之候はゞ、郡代押役より金之相圖即時國中相通候樣、一村限取斗可申事、若し通兼候節は走使を以て打繼候樣可致事、
但誰にても異船乘向候を見出候はゞ、其最寄庄屋へ注進、御城代郡代へは走使を以て可申達事、
一、右之相圖にて土着支配士は勿論、代官庄屋等早速其場へ出張、土兵之手配いたし候事、數艘に及び候はゞ近村互に救可申事、
但異人動搖之次第等御城代郡代押役へ申達候事、
一、右之相圖承り次第、大砲支配士幷打手之面々、何れも受持の場所へ出張、勝本組先手一備可須村へ出張、武生水組先手一備深江村へ出張可致事、
御城代組先手一備武生水村へ出張應變可相働事、

用法第三段

一、異船之樣子不容易節は、郡代押役より金鼓打交の相圖、國中相通し候樣取斗らひ可申事、

一、右之相圖にて武生水手元一備之人數は郡方へ相揃、勝本手元一備之人數は押役所へ相揃、異船樣子により必とする所を見切り可相働事、

一、御城代旗本之儀は御館へ相揃候事、

一、諸士中部屋住幷二男三男手透之面々者御館□(一字不明)組の方へ罷出候事、

一、戰爭何れの處にても相始候はゞ、其最寄之嶺にて狼烟を揚げ可申事、

但狼烟見出候場所にては、其村々より走使を以其最寄出張場へ傳報可致事、

一、當國襲來異艦と慥に見切候節は、一二段の相圖を置き初より三段金鼓打交の相圖を取斗候に付、其節は國中惣出張之事、

一、武生水組先手御武具深江村庄屋、勝本組先手御武具可須村庄屋へ兼而指置候條、其組々相心得其場所へ相揃可申事、

四　　月

追々被　仰出候通、追々攘夷之御沙汰に付被　仰出候向も可有之候得共、片時も難指延儀に付先づ夫迄の處急應の仕向此元にて相極め、別紙二通の通御人數割幷用法書　御館廣間へ差出置候に付、諸士中一統御館へ罷出披見可有之候、

但支配有之面々は右之段可被申聞候、

四　　月

公邊より追々被　仰出候通、攘夷之御沙汰にて江戸表御一左右次第異船御打拂可相成、左候得共爰許の儀は四方海岸にて、何れの處にても異賊の侵掠難計在浦騷立候ては全國の弱みと可相成、依之專ら在浦諸人手當向之儀方今の御急務に付、此度先土着之手配致し、村々住居の諸士中御館廣間人數割之通相心得、委曲之義は勘定奉行郡代中申談無手落、在浦の土着取扱方取究可被置候、

元寇に懲りたる土地には是れ亦止むを得ざるものならん。忠之平が苦心する所は尙ほ人事上に存するものの大なり。本年四月の調査によれば、

「壹岐國天山流大砲へ踏繪御免之者入門人數覺」

として（在籍者中にて踏繪御免以上の人々は玆に記さゞるなり）入門順に百七十五名を列記し其の次に、

右者先年大砲打手二十六人御取立相成候後の人數に御座候、（中略）〇印百九人の處は精不精も有之候得共、先當春只今にても出席精々仕罷在候者共に御座候、無印之分も入門砌は出席精々仕居候得共、近年自然と出席も相止み候に付、時節も違候事故何卒出席精々仕候樣、追々傳達候得共、何の答も無之向も有之、定めて右大砲打手二十六人に百七十人余の下稽古にて都合二百人近くの處、二十六人之御人高見當にては、迚も一生の內御人高に入候義も出來不仕と決心仕、自然相止め候哉と愚察罷在候、下々にては嚴重被　仰付候儀者縱令一旦奉畏相始め候ても、一生の內には御人高にも入候と申處の見當等無之儀は、自然相止め可申は輕輩の常に御座候、生得執心にて右樣の義に不拘相勵み候者は、先づ十の一にも可有之哉、萬々御明察被成下、何卒何れも競ひ相勵み出精仕候樣被　仰付被下置候はゞ、御防禦格別御堅固に相成儀に付此段乍憚附言仕候、

松永久馬太郎を猪七の養子とす

異國船の長州攻擊に關する通信

右者此度蹈繪御免にて無役之者、大砲方入門人數書付指出候樣被仰聞如斯御座候、以上、

亥　四　月

とあり。忠之平が人情の幾微を捉へて覆藏なき意見を立て、以て上司の注意を牽く所、當時に於ては實に異數とすべきなり。

此の年忠之平嫡孫女美智の爲めに隣村箱崎の士、長刀頭松永繁作（後友左衞門と改む）の二男久馬太郎（後の猪七當泰なり）を養ふて猪七の嗣子となせり。之れより曩き久馬太郎は彼の門に入り、且つ猪七に就き砲術の稽古に餘念なかりしものなりき。

中砂の家は去る文久元年新築成りしと雖も、養子を迎へては又一戸を建つるの必要あり、土肥太久馬の舊邸大久保屋敷を購ひたるも、太久馬其の一部を買戻さんとするの意ありしため、急に建築施工する能はざりしが、慶應二年秋に到り漸く全部牧山家の所有に確定し、後猪七當幸の邸となせり。

前に揭げたる薩長兩藩と異船との交戰に於て、薩藩は英艦を擊退せしも、長州は米艦に敗れたり。當時忠之平の許に來れる平戶よりの一通信を見るに、

（前略）異人沙汰も　公邊の御模樣一向相分り不申候、於長府段々討掛け候處、其後異船よりも仕掛候趣、風評のみにて不慥候間先般御飛脚に本澤氏、何かの樣子承り旁被遣候處、去る十六日歸着相成直話承り候荒增

下關長府間の臺場

一、下の關より長府までの所、御臺場七ヶ所八貫目より六貫目まで都合二十五挺御備相成候趣、六月朔異船（米艦なり）上の方より相見へ候に付、所々御臺場より打掛候處、其儘臺場前を通船致し、岸流島より取て返へし、長府臺場と長州之蒸氣船二艘繋き居候間に乘込み、臺場は打崩し蒸氣船一艘は打沈め、壹艘は不用立如く打崩し候而引取掛狼烟を揚げ引取り候趣、同五日には是又上の方より異船參り、田野浦に一先づ掛り、夫より下の關臺場下に乘付、臺場を打崩し候處、臺場固めの人數引拂候故直に上陸、大砲にはせんを打込、焰硝玉藥等充分に取り、殊の外亂妨之趣、其後長州御茶屋に亂妨、寺一軒と百姓屋七八軒放火致候に付、長府士分四人切死之趣、外は討死無之趣、必竟は只臺場のみを賴み、上陸致し候節之御手當不揃候處より、右等之仕合に押移り候趣、其節は長府御城へも玉五

異船の打込みたる砲丸

つとか打込み候由、所々打崩れ有之趣、其玉大さ鐵にして掛目拾八貫目有之由、

日本筒にして二十四五貫位か、長州より打懸け候玉も數發打込み候由に候得共、異船は何事も無之由、下の關女童は不殘所々片付、亭主一人宛居候趣、小倉と長州殊の外不和にて、下人に至り候ても染々往來不致趣、是迄の處は長府公御一手にて御打拂相成候得共、五日の敗軍に付、萩より十貫以上五十挺人數二千斗り出張相成居候趣、是は本澤氏引取之日の事、云々（下略）

一、殿樣にも御日割通り五月晦日京都御着、同夕所々御廻勤、六月朔日御參內天盃迄も御頂戴、同三日か四日に　將軍樣御參內御供奉御勤被遊、同七日京都御立大阪二夜御宿、同九日同所御發駕、來月三日此元御歸城之筈に御座候、

一、將軍樣にも三日か四日に御暇被蒙　仰候旨に御座候、

一、先達より評判の通り、長州公幷唐津公　此方樣御本末對州異變之節、御加勢被蒙　仰候旨に御座候、云々（下略）

亥六月十九日

文久四甲子年（二月二十日元治と改元す）（七十六歲）　將軍再び上洛し、有栖川熾仁親王以下七十餘人が幽屛せられたる等、物騷千萬の空氣は日本國中に充溢せる年なり。

猪七を平戸に遣はし砲の鑄造に從事せしむ

五貫目砲「燿德」の合金成分

然れば平戸藩の火砲増鑄も一大急務にてやありたらん。此の年正月より大小砲の鑄立に着手せり。彼は年老ひて自から之れを赴く能はざるを以て猪七を遣はす。正月二十八日勝本出帆、二月朔平戸着、二日より崎山に於ける鑄立方に出勤、約三ヶ月に亘り三貫目及び五貫目玉筒の鑄造に從事し、猶ほ其の傍ら三月下旬神崎に於て催されたる町打に參加し、益々其の技を磨けり。四月十日に鑄込みたる五貫目砲「燿德」の合金成分を見るに、

一、銅　三十六貫目　内に錫一割亞鉛八分位を含むもの
一、唐金（前回の余り湯）　百二十貫目　錫分なし亞鉛六分
一、撞鐘唐金　六百六十貫目　錫二分五厘亞鉛六分
一、撰錢　六百四十貫六百目　錫三分亞鉛六分
一、錫　三十九貫四百目
〆　壹千五百貫目
内　土鉧（即ち亞鉛）含有量八十八貫三百五十目餘

右にて凡そ百貫目も餘り候か、尤も餘り湯にて百目筒一挺鑄込み申候、云々

藤田東湖に非らずとも撞鐘をも選錢をも地金に用ひたるなり。猪七が在平中三月六日附にて老父に寄せたる手束に依れば、

(前略) 爰許御鑄立も先月二十三日三貫目鑄立、此次は五貫目に御座候處、當月末か來月初めと申す見當に御座候、私儀も三貫目鑄立の後引取り度願指出し候處、五貫目鑄込み迄逗留相勤め候樣との義にて彼是困り入申候、(中略)殿樣にも折々鑄立場所へも御出も御座候、色々申上度義も御座候得共、先生も私渡海此方不參、就ては私心配も多く無隙にて筆止め先づ右迄、云々

とあるより見れば、猪七も既に斯道に熟達し、藩の御用にも立ちしものと見ゆ。

五月猪七が歸鄕後更に武生水に於て勤務中、忠之丞は左の手紙を猪七に送れり。

昨四日御手紙今五ッ時頃村繼相達し致披見候、無別條御勤の由一段の御事に存候、如來示宜敷潤にて珍重存候、然者御用被蒙　仰昨四日四ッ時御館へ被罷出候處、當春御鑄立方懸り被　仰付、骨折精々相勤め、貫目之御筒速かに御出來に相成り爲御吹聽御目錄之通、但(御上下一具 金子七百疋)被下置候趣、重疊難有仕合奉存候、家內中何れも難有奉存候、千鶴萬龜めでたく相祝居申候、右貴報爲可申遣如斯

御座候、以上、

七月五日　　　　　　　　　　　　　　　牧山忠之平

牧山猪七殿

忠之平の盡力により、去る弘化元年砲術用經費基金として下附せられたる二百兩の利息は、年々其の豫定の用途に使用せられ、大に其の効を擧げつゝありしが、玆に一小事件の惹起せらるゝものあり、金のための不義理は今も昔も異るものなきにや、砲術基金利銀の用途明細帳を見るに、文久四年九月五日の條に、

一、銀六百五拾目　(中尾獻金貳百兩の利銀色物方渡り)

但砲術方最初の貳百兩の內、藤澤瀨作右高致拜借居候由の處、江戶にて致出奔候に付引捨りと御指圖御座候旨、就ては右元金缺け候に付、夫にては御手當間違候に付、此度足し入れ用手形指出、右元金貳百兩に相成候、

云々

とあり。他の利銀を以て此の缺損を塡補し、他日の禍根を芟除し、確然たる基礎を築づき置く處、事小なりとするも、尙ほ彼の眞面目を躍如せしむるにあらずや。

五拾目筒を車臺附に改造

御館附拾匁筒新に竣成

彼は去る安政七年中、書取を以て其の筋に御館防備の緊要なるを謂ひ、其の書中五十目筒の使用甚だ困難なるを述べたるが、本年に至り愈々之れを車臺附に改造するの命を受け、臺製方掛仰付けられたるに依り、之れが着手準備として材料の用意等を爲せしが、容易に引渡を受けざりしがため、先づ拾匁筒二十挺の完成に盡力し竣工せり。

口上覺

御館附天山流拾匁筒貳拾挺新御出來に付、懸被　仰付臺金物成就仕、其外用具左之通り、

一、早合　五つ貫　六拾連　但壹挺に付三連宛

一、口薬入　貳拾

一、納め緒　貳拾筋

〆

一、玉　藥　弐千發　但壹挺に付百發宛玉藥箱八荷に入

右之通出來成就仕候に付、此度相納申度奉存候、

五十目筒の改造費

一、御館五拾目筒　拾挺
一、武生水組右同　五挺
一、勝本組右同　五挺
〆　貳拾挺

右車仕懸けに相成、內拾挺者御館警固筒に被相極、同拾挺者大砲と御取結御備可相成に付、臺製作仕候樣との御事にて、臺木も去冬御渡し相成杣取爲仕置、最早枯れ候に付、製作方近頃より取懸り居申候間、右拾匁筒者御取納め相成、五拾目筒は御渡し相成候樣奉存候、左候はゞ早々出來可仕此段申上候、以上、

丑八月二十日　牧山忠之丞

斯くて本年（慶應元丑年）の十一月末に至り、漸く五拾目筒貳拾挺の引渡を受けたるにより、彼は猪七と共に着々車臺製作の歩を進め、翌慶應二年十一月に終りたり。其の總費用は銀五貫三百二十五匁六分六厘（六八銀にて七十八兩と二十一匁六分六厘）なり。其の費目中に於て最初即ち元治元年十二月に於ける職人賃を見るに、銀壹匁八分と飯米壹升貳合（當時の其の代價壹匁九分）とを一日一人の支給額とせり。併かも當時物價騰貴

の趨勢は今も同じく、彼亦如何ともすべき道なく、左の口上覺を其の筋に提出せり。

口上覺

五拾目玉御筒車臺製作積り、子（元治元年）の八月米壹俵（三斗入三）四拾八匁にて賃錢壹匁八分の積りを以て爲指出置候處、御筒御渡方之儀追々相伺ひ候得共、御延引にて去冬（慶應元年十一月）御渡相成、最早日間も無之、當正月より取懸り候處、一昨年（元治元年）積り候時分と違ひ、米直段殊の外高直、且去冬より諸職人賃增被　仰付候旨にて、御定賃一人三匁に扶持米壹升此代五匁餘にて買入相渡、左候へば一人に四匁七分餘の增に相成、壹挺二十八人四分餘の積りに御座候へば、貳拾挺分にて貳貫六百參拾匁餘大小工の處、計にて相增申候、扨又鐵殊の外高直にて、鐵具一切も貳拾挺にては、壹貫目內外相增可申候得共、時勢の道理にては仕方無之、成尺け御入費相減候樣精々出來爲仕可申候得共、不得止事相增候處は取計らひ出來爲仕申候、此段御屆申上置候、　以上、

十　月（慶應二寅年）

砲術師範役として受くる俸祿

斯くして彼は遂に一日一人分賃銀三匁飯米一升と變更し、其の改造工事を終り、直ちに其の筋へ引渡したり。

忠之平はその人のために計ること厚きも、自から處るには淡泊寡慾、その受くる俸祿の如きも實に低きに甘んぜり。先師豊島行權の子權平（襲名）は實に左の如き一書を當局に提出せり。散亂せる反古中にありて、所謂本紙をも見當らざるも、忠之平の受くる待遇の一端を知るに足らん。

口上覺

本紙奉申上候通り數百人の師範仕、御手當受持何乎大勢に相拘り見的に相成候者は、遠在にても身分は勿論、御宛行も拾人扶持位は被下置候者に無之ては、彼是指支候向も可有之哉に折々相聞得居申候、壹岐國之儀、御領地の中にても至て富有の場所にて、御收納高も年々と大く相成候由、格別の御要地に御座候趣、然る處御當地より海上相隔居候得ば、同所限り御手當は第一嚴重に無之ては不相濟旨兼々被　仰出居候も追々奉承知罷在候、近頃にては五拾目筒貳拾挺車臺に御仕替相成候節、幷拾匁筒數十挺新御出來に付、製作懸被　仰付壹州

にて出來仕、永續御手當之御武具出來方骨折大儀仕候儀に付、定而何ぞ御風聽も被　仰付候儀共、窃に奉存罷在旁此度奉願候間、御米高僅の御增にて當人の冥加無此上難有倍々精勤可仕、御手當猶々御堅固相成可申儀に付、何卒程能く被仰談可被下候、乍憚於私家も亡父儀最初拾人扶持、稽古料參拾俵宛被下居候處、其後稽古料御合力に被成下、稽古料は別段貳拾俵宛被下、其後尙又稽古料御取結只今の高に被成下、重疊難有仕合奉存候、

御麓と遠在と同樣之廉申上候譯には更に無御座候得共、當依時勢御用繁にて、晝夜無寸隙儀は聊か相替候儀無之精々相勤、土着にても外在宅の面々と違ひ、農業等仕候隙更に無御座旨、段々相聞得誠に精勤の者に付、私半高位は被下置候はゞ、何角武器用意も程相應相整可申重疊難有仕合奉存候得共、御時節柄恐多く奉願兼指控へ本紙の通り奉願候間、其身修行並繁勤の儀、且當今時勢一體の有樣萬物高價等彼是の儀をも御勘合御憐察の上、程能く御執扱可被下候、若稽古料御合力に御直被下置候迄にて、稽古料別段不被下置樣共相成候ては、步上米等も有之唯今よりも米高は相減、難有中にも內實の處、尙更難儀可相成筋

に御座候間、深々御憐考稽古料の儀は、是迄の米高是非別段只今迄の通、年々被下置候樣奉願候、此段宜被仰談急に御模樣御座候樣御取扱被下度伏而奉希候、以上、

七月（慶應三年ならん）　　豐島權平

書取

壹岐國御手當大砲御臺場見分、其外野立同樣の御用、先年より數十度相勤候得共、奉願候も甚如何敷是迄手覺悟にて小者召連出勤仕罷在候處、何分行屆兼申候間、御願申上兼候得共、以來野立同樣の出勤の節には、御役方衆野立出勤の通り、何卒御定の小者給扶持被下置候義は如何御座候哉、相成儀に御座候はゞ程宜敷被仰談御渡被下置候樣奉願候、以上、

十二月　　牧山忠之平

牧山猪七

忠之平の清廉想ふべし。

彼は其の宿志たる諸般の防備も、稍々完成に近づきたるに際し、持病の腰痛次

忠之平七拾六歳にして致仕を願ふ

御道具懸並師範役

隱居を願出づ

第に重り行き、勤務意の如くならざるが故に、嚴格なる彼は其の曠職安居を恥ぢ、屢きに辭表を提出せしも聽許せられず、其の儘となり居たるを以て、更に本年六月左の通り願ひ出でたり。

奉願口上覺

私儀無調法者に御座候處、段々御人ヶ間敷被　召仕重疊難有仕合奉存候、其上爰許砲術方御手當向一切請持、御道具懸並師範役被　仰付冥加至極難有仕合奉存罷在候、然る上は尙々誠精仕、彌々以御手當向御全備相成候儀、盡心力御奉公申上、且流法規則等も篤と相改、後世に至る迄御手當向聊怠る所も無之樣仕置度、深々念頭晝夜不斷奉存候得共、最早極老に罷成、其上腰痛罷在旁々以不任心底、當御時節柄甚奉恐入候得共、何分御奉公相勤不申、依之御宛行指上引入申度奉存候、且悴猪七儀無調法者に御座候得共、相應の御奉公に被　召仕被下候はば重疊難有仕合奉存候、此段松　内膳殿へ宜被仰達可被下候、以上、

六月　日　當子の七十六歳　牧山忠之平

中尾丹彌殿

行軍砲支配士

奉願口上覺

私儀行軍砲支配士被　仰付罷在候處、長々腰痛相煩御用立不申候間、右御軍役御免被成下置候樣奉願候、此段□□(二字不明)殿へ被仰達可被下候、以上、

六月十七日　　　　牧　山　忠　之　平

中　尾　丹　彌　殿

奉願口上覺

私儀不調法者に御座候處、先年より追々八ヶ間敷被　仰付重疊難有仕合奉存候、尚又精勤可仕筈の處、老年の上腰痛指重り補藥仕候得共、最早本懷不定の躰に罷成候間、引入申度奉願候、悴猪七儀後式家督被　仰付被下置候樣奉願候、此段松　內膳殿へ宜敷被仰達可被下候、以上、

六月十七日　　　　牧　山　忠　之　平

中　尾　丹　彌　殿

松永久馬太郎入籍

此年二月廿六日には豫て養ひ居たる松永久馬太郎の入籍許可せられ、冬に至りては曾孫八重子(本衞士德夫人)の誕生に老後の喜悅を加へ、翌元治二年二月十五日に

當時の世態を見るべき江戸より中原直隆の道信

は平戸に於て久馬太郎御目見得をも叶ひ、忠之平翁は内外共に安堵の思をなせり。功成り名遂げて今や致仕の願を提出せる忠之平に對し、著者は之より呼ふに翁を以てせんとす、讀者諒とせよ。

今此の章を終るに際し、江戸勤め中の中原直陸(助道)が牧山父子に送れる私信は、當時の世態を知るの一助ともなるべければ左に掲ぐ、三月十八日附のものには當時の物價記しあり。

諸色高直は去秋より大變の直段に相成、木綿一反三歩位、絹類は裏絹一反につき一兩一歩位、熨斗目七兩位横麻上下地にて三兩位、云々

長州騷動

七月廿九日附のものには、

(前略)大阪京地筋先頃は不輕騷々敷風說御座候、此元にては長州樣御屋舖三ヶ所共に被召上、惣人數不殘外櫻田御上屋敷一同相愼罷在候樣被仰渡、上杉彈正大弼樣、松平中務太夫樣、御預け相成候由に御座候、右被召上候に就ては、酒井左衛門尉樣、細川越中守樣、榊原式部大輔樣、御箇被仰付何れも甲冑にて御人數御箇相成候義に御座候、長州在府の人數百四五十人も居候由、尤士分は三十人

も居候哉、浪人抔も居候由、慥成義は相分り不申、御屋敷穩便に差上候旨にて御府内は至つて穩の事に御座候、(註、箇は當時固さ相通じて用ひたり)

一、段々先達而より野州一揆有之候處、兎角鎮り不申、段々手合も御座候て、双方手負死人も御座候由承り申候、一昨日若年寄田沼玄蕃守様御出張相成申候、仙臺様にも討手被仰付候趣に御座候、浪人と申義にも無御座多分水府藩中と申事に御座候、

一、横濱鎖港の義も兎角六ヶ敷御座候、右鎖港に付外國へ御使者被差越、外國奉行池田筑後守様、川津駿河守様、御目附川田相摸守様、フランスより御引取相成候處、公邊御趣意と致相違候趣にて、直に御隱居閉門被仰付候由に御座候、

右様不穩事耳にて此後如何相成可申哉、云々

五

元治二乙丑年(四月七日慶應さ改元す)(七十七歳) 昨年より引續き海内騷然、内に長州征伐

忠之平致仕聽許
猪七家督を相續す

忠之平以下の改名願

の禍亂あり、外に外國の條約勅許の强請あり、風か雨か低氣壓は目前に起りつゝ何物の爆發かを見ずんば已まざるの機運あり。維新の大業次第に熟し來れるを觀るべし。

翁は昨夏致仕の願を差出したるも未だ聽許せらるゝに至らざりしが、本年に至り漸く家督を猪七に讓り退隱するを得、猪七父に代つて砲術師範其の他一切の職務を襲げり。

牧山猪七

數年砲術心掛、壹岐國御手當器械玉藥等に至る迄、格別心を盡し諸事行立候段、御滿悅　思召候、依之砲術爲永續親忠之平へ被下置候稽古料御米拾五俵、直々年々被下置候、

（元治二丑年五月七日）

其の後左の如き改名願を提出し、翁は名實共に閑散の境遇に入る事を得べかりしも、尚ほ十匁筒の新規製作と五拾目筒の車仕懸に改造等の事あり、閑雲野鶴の自適を許さず。然れども猪七多くは其の衝に當りしを以て、又往年の繁忙に

佛門に入りて閑心と號す

は比すべくもなかりき。

口上覺（年月日不詳）

忠之平事

牧山安心

猪七事

牧山忠之平

久馬太郎事

牧山猪七

右之通改名仕度奉願候、此段宜敷殿へ被仰達可被下候、以上。

牧山忠之平

牧山猪七

牧山久馬太郎

中尾丹彌殿

斯くて本年八月廿一日に至り、改名も漸く聽許せられ、翁は是れより佛門に入

り閑心と號し、猪七忠之平を、久馬太郎猪七を襲名したり。改名願書草稿中前揭の如く安心とあるも、之れ恐らくは元治元年中隱居願を認むるに際し、草案したるものにして其の後に至り、實際提出の書面には閑心としたるものならん。此後は翁に代つて猪七凡て公私の處理を爲したり。翁の出仕中最後の町打とも云ふべきは、本年四月朔初山村奈良尾峠に於ける車仕懸百目筒三挺を以てせるものなりき。標的三ヶ所を設け、

黄　二町八反

赤　三町二反

白　八町

の射距離に發射總數二百五十餘にして、矢砲銶等も試射せられ、成績優良打手總數百五十名に達せり。

因に左の一札を讀者の一粲に供す、豈に一興なしとせんや

起誓文前書

壹岐國砲術方御入費請拂懸被　仰付奉畏候、然る上者御役義身に引掛け、聊麁

略無之様精勤可仕候事、
右之條於相背者、日本大小神祇神罰冥罰各可蒙罷者也、

慶應元年丑五月廿二日

坂口甚藏忠房（花押）
立石嘉忠多重朝（花押）

慶應二年
孝明天皇崩御

慶應二丙寅年（七十八歳）此年十二月五日慶喜將軍となり、廿五日孝明天皇崩御し給ふ。天下の騷擾倍々甚だしく、內憂外患交々至るの秋に際し、榎本武揚等軍艦開揚號に搭乘し和蘭より歸朝す。當時に於ける最新智識ならん。此の年二月八日可須村長尾辻に於て十夕玉筒の町打あり、三月十八日には物部村尊の木辻にて大砲町打を擧行し、城代兩つながら之れを見分す。翁は隱退後なりと雖ども、尙ほ五十目筒の車臺仕懸改造中にて、養痾の暇だに十分なかりければ、町打萬端は猪七之を擔任したるもの丶如し。

慶應三年
明治天皇踐祚
王政復古

慶應三丁卯年（七十九歳）正月九日明治天皇踐祚し給ふ。御年僅かに十六。外交に內政に國步眞に困難なり。九月山內容堂書を幕府に上り、大政奉還を勸む。十月十四日慶喜遂に政權奉還を奏請し、翌十五日朝議之を許す。廿四日に

至り慶喜征夷大將軍を辭す。十二月九日攝政、關白、征夷大將軍等以下幕府の舊官職を全廢し、新に總裁、議定、參與の三職を置き、急轉直下、玆に新政の組織を整へ、同月十四日詔して大政復古を列藩に布告す。建久三年（紀元一八五二年）七月十二日源賴朝征夷大將軍となり、幕府を鎌倉に開きしより方さに六百七十六年にして、政權再び朝廷に歸し、玆に維新の大業成れり。併かも德川三百年の誼、上下に瀰り動もすれば王政を喜ばず、順逆の道を誤るものあり。而して諸外國は此の火事場騷ぎを利用せんとするもの、今日より追想すれば轉々悚然たらざるを得ざるなり。

翁は齡既に八十に垂んとす。世に多くを爲す能はずと雖も、國防の一念に至りては寸時も已む事なし。されど翁は此の年正月二十九日夜より突然病に罹り、復た起つこと能はざるに至れり。

慶應四年藩當時の狀況

慶應四戊辰年（九月八日明治と改元す）（八十歲）　翁は尙ほ病褥の中に日を送る。忠之丞は五月下旬渡平して、今後の國防方針等につき藩當局と協議をなせり。今少しく當時の狀況を示さんがために、二三の公文書寫を左に揭げん。

大阪去る八日仕出の御使到來、
殿樣益々御機嫌能、同四日御着阪淀川御船行、　御上京可被遊筈の處、當時の形勢にて　御通行難相成、依之同六日大阪表　御出立山崎路御通行、同八日　御入京被遊筈の旨申來候、

正　月

京都御使到來、
殿樣先月十二日御用　召に付、御衣冠にて御參　內被成候處、被拜　龍顏、御褒詞御書取總裁有栖川宮樣より御渡、畢而御酒御肴御頂戴被遊候段申來候、

二　月

御褒詞寫

松　浦　肥　前　守

其藩事從前報國之志不淺、應召登京屬官軍候段叡感不斜候、尙此上可勵忠勤旨　御沙汰候事、
御書付寫

松浦肥前守

和州闇峠之儀者、京攝之際要路候間、早々出張盡力可有之
御沙汰候事、
但　小笠原左衛門佐へも同所出張被　仰付有之候間、共々盡力可有之
候事、

右の如く勅命を拜したる藩主は、直ちに領内一般に告諭する所あり、全藩の士民をして向背に迷はしめず、安堵せしめたるは實に機宜に適せしものと謂ふべし。
尚ほ當時朝廷及び藩より發布せられたる公文書二三を掲げて其の新政振りを示し、讀者の參考に供せん。

徳川慶喜天下之形勢不得已を察し大政返上、將軍職辭退相願候に付、　朝議之
上斷然被　聞食候處、唯大政返上と申而已にて、於　朝廷土地人民御保不被
遊候而者　御聖業難被爲立候に付、尾越二藩を以其實効御訊問被　遊候節、於
喜慶者奉畏入候得共、麾下並會桑之者共承服不仕、萬一暴擧可仕哉難計候に付、
只管鎭撫に盡力仕居候旨、尾越より及言上候間、　朝廷に者、慶喜眞に恭順を盡

候樣被　思食、既往之罪不被爲問寛大之御處置可被　仰付之處、豈圖らんや大阪城え引取候者素よりの詐謀に而、去る三日麾下之者引率、剩へ前に御暇被遣候會桑等を先鋒とし、　闕下を奉犯候勢、現在彼より兵端を開候上者、慶喜反狀明白始終奉欺　朝廷候段、大逆無道、最早於　朝廷御宥恕之道も絶果、不被爲得已追討被　仰付候、兵端既相開候上者、速に賊徒御平治、萬民塗炭之苦を被爲救度　叡慮に候間、今般仁和寺宮征討將軍被任候に付而者、是迄偷安怠惰に打過、或者兩端を抱候者は勿論、縱令賊徒に從ひ譜代臣下之者たりとも、悔悟憤發國家之爲盡忠之志有之輩者、寛大之思食に而御採用可被爲在候、依戰功此行末德川家之儀に付歎願之儀も候得者、其筋により御許容可有之候、然に此御時節に至り、不辨大義賊徒を通し、或は潛居爲致候者、朝敵同樣嚴刑に可被處候間、心得違無之樣可致候事、

但し征討大將軍を置し候上者、卽時前件號令可被發者勿論に候得共、猶旗下粗暴之徒、壅蔽爰に至り候事哉與、彼是深重之　思食を以御遲延之處、三日より今七日に至り坂兵日々雖敗走益出兵、吳々不被得止斷然本文之通

被　仰出候、各藩陪從吏卒に至迄、方向を定め爲天下奉公可有之候事、

戊辰正月

又奉行より郡代へ申來りし觸書は、

別紙之通被　仰出候に付、其領内へ不洩樣領主より篤と可被申渡候事、

別紙

德川内府宇内之形勢を察し、政權を奉歸候に付、　朝廷に於て萬機御裁決被遊候に付而者、博く天下の公議をとり、偏黨之私なきを以て、衆心の休戚を同し、德川祖先の制度、擧て良法は其儘被指置、御變更無之候間、列藩此　聖意を體し、心附候儀は高論して救繩補正、力を盡くし上勤　王之實効を顯はし、下民人之（脱字あらん不明なり）を失はず、皇國をして一地球中に冠絶せしむる樣淬厲可致旨　御沙汰候事、

右之通舊臘二十七日於京都御觸有之候、

二月（慶應四年）

其他行政官よりの觸達等多けれど、外交に關する國論の一大變革を示すもの一

對外締盟

のみを掲げん。

外國の儀は、　先帝多年の宸憂に被爲在候處、幕府從來の失錯により、因循今日に至り候折柄、世態大に一變し、大勢誠に不被爲得已、此度　朝議の上、斷然和親條約被取結候、就ては上下一致疑惑を生せず、大に兵備を充實し、國威を海外萬國に光耀せしめ、　祖宗先帝の神靈に對答可被遊　叡慮に候間、天下列藩士民に至る迄、此旨を奉戴し、心力を盡し勉勵可有候事、

但此迄於幕府取結候條約之中、弊害有之候件々、利害得失公議之上、御改革可被爲在候、猶外國交際之儀は、宇内之公法を以、取扱可有之候間、此段相心得可申事、

二　月（慶應四年）

斯くの如くして武陵桃源の夢は覺め、開國進取の國是成立せり。

天長節の制定

九月二十二日（陽暦十一月三日）

今上　御誕辰日に付、毎年此辰を以て群臣に酺宴を賜ひ　天長節御執行相成、天下刑戮被相停候、偏へに衆庶と　御慶福を共に被遊候思召に候間、於庶民も

一同御嘉節を奉祝候樣被　仰出候段、御觸達有之候に付、於　御家も向後右御慶辰被爲祝、當日御祝被遊候旨被　仰出候間、御家中末々に至り候ても其旨相心得候樣被　仰出候、

但支配有之候面々は右の段申聞け候事、

十二月二十九日（陽暦一月三十日）

孝明天皇御忌日に付、毎年御家中一統末々迄相愼罷在候樣被　仰出候、就右歲暮御祝詞晦無之節は二十八日御祝詞申上候事、

但支配有之候面々は右の段申聞け候事、

斯くて天長節と孝明天皇祭との公式決定あり。尙ほ今の所謂社會政策の一端として仰出されたるは、

今般

御東巡御道筋之孝子義僕、職業出精之者え御褒賞、七十歲以上之者且火災水難に罹り候者共に、御賑恤被　仰出候に付而者、　皇國中無遠近、前件之通御擴行被爲極度深き　叡慮に付、府藩縣に於ても、御趣意奉體認、其支配領所共に速に

褒賞賑恤の道を施し、窮民撫育等精々行屆候樣、可取計旨　御沙汰候事、
但八十八歳以上之者共え者、既に養老之典を以て御扶持下賜候得者、此度
被下に不及候事、
十　一　月（明治元年）　行　政　官

今一つ葬祭に關するものを擧ぐれば、

葬祭の二禮、佛寺え相托擅家相極葬祭供養等致候事、中古以來舊遠之習俗に有之候、然る處右二禮之儀は、人倫之大典不容易重き禮法に候を、右樣佛徒に相托置候事、共謂無之事に候上、此度形勢一變京師御新政更始の御時節、庶務御一新相成候付而は、右葬祭二禮第一御改正相成、一定の御制度被爲建度候得共、右樣舊遠之宿弊一時御一洗之場にも至兼候、依之追而御制度被爲建候迄は、士分以上之者葬祭之儀は、追孝之誠意相盡候儀は申迄も無之候得共、制度に於ては神儒佛其好む所に從ひ相行不苦候段被　仰出候、
正　月（明治二年ならん）

明治二己巳年（八十一歳）　翁の宿痾日に重きを加へ、遂に回春の望なきに至れ

り。然れども一方には家運漸く起り來り、翁が宿年の積德と努力とは次第に深き根柢を生じ、幹枝の繁茂を見るに至れり。此の年二月二十六日には藩より忠之平宛左の御召狀來れり。

一筆令啓達候、御用候間麻上下用意爰許へ相越參着之段可被申達候、

恐々謹言、

二月十九日　松浦左兵衛

牧山忠之平殿

忠之平は直ちに請書を提出し、渡海之用意を整へ、二十八、二十九の兩日は天山靈社の例祭を行ひ、船便を待ち、三月六日午前出帆、薄暮平戶田助港に着せり。八日四ッ時(午前十時)登城左の剪紙を受けたり。

師範役精勵防備向行届きたるを賞し俸祿御加增

牧山忠之平

壹岐國天山流砲術師範精勵盡力之處、次第防備向行屆一廉御手當相成、且門人引立方深切に心掛、大勢之稽古向行屆御滿悅　思召候、薄祿之儀にも有之、旁是迄被下候切米御取結御加增高貳拾五石に被成下候、(外に米拾五俵爲稽古料年々被下ものなり)

微祿小身固より高唱の價値なきが如しと雖も、苟くも翁の生ひ立ちと、當時の事情とを考察すれば蓋し異數と言はざるを得ざるなり。是れより忠之丞は關係其の他知遇の各方面に御禮廻りを爲し、十三日登城御暇乞を濟まして歸國せり。孝行の忠之丞は直ちに老父の病床に跪き、其の今日ある所以のもの皆な父翁積年勤勞の結果たるを感謝し、君恩の辱きを稱へしに、頽齢瀕死の翁も亦大に往年を追憶し、感慨無量涙なきを得ざりしと云ふ。

軍制改革

時勢の變遷に連れ、軍制の上にも左の變更ありたり。

今度時機不得止處見込候間、軍制洋式採用之儀致決定候、尤時宜相當之取捨可有之事に候、且軍服等之儀者尚取調之上更に可申出旨一統え可被相達候、

以上、

正月十八日（明治二年）　肥前

年寄中

天山流新大筒組編成

右の結果三月二十八日天山流新大筒組なるもの編成せられ、忠之丞は牧山太門と共に支配役となれり。翁も一子忠之丞が能く其の志を繼ぎ、家運を維き行

忠之平支配役さなる

藩籍奉還

明治三年

閑心歿す享年八十二

くを見て大に安堵し、徐ろに病を養ひ老後の餘日を送れり。勤勞そのものゝ如き翁も、齡と病とには勝つ能はず、併かも忠之平は能く其の意を承け、新たに編成せられたる新大筒組の稽古及射擊には特に鋭意努力して倦むを知らざりしなり。即ち四月よりは此の新編成の部隊に於ける射擊演習等を續行し、大に士氣を振作したり。

此の年列藩々籍を奉還し、封建制全然跡を潛めたり。我平戸藩に於ては藩主二月三日上表して藩籍を奉還し、直ちに平戸藩知事に任せられ、郡縣の制茲に布かる。此の新政によりて統治せらるゝ全日本の人口は三千三百六十二萬餘なりしと云ふ。

明治三庚午年（八十二歲） 忠之平は昨年新編成の新大筒組の軍務を執掌し、調錬に射擊に刻苦精勤にして、大砲隊支配士軍務所器械方懸等をも兼ね、公務に寸暇なかりしが、翁の病勢は日に加はり、春去り夏過ぎ晩秋十月四日翁は溘焉として上の林の隱宅に逝けり。其の病床日誌を見るに、持病の腰痛に加ふるに、便秘の難症を以てし、時に進退ありと雖も、多く病床に親しみ療養四ヶ年、壽八十有二、

香椎村可須山田の辻牧山家の塋域に葬る。諡して

當盈院鐵翁閑心居士

と云ふ。翁の病報一たび傳はるや、舊知門弟は云ふに及ばず、遠近相趨き、親疎相集まり、一日も速かに其の病の愈らん事を希はざるものなく、或は宿りて徹宵看護に盡くし、或は出でゝ藥餌を調へ、骨肉も亦及ばざるもの少からず。夫は晨に訪ひ、妻は夕に看るの狀、二月中に於ける是等見舞の人々實に二百に及ぶ。翁が如何に郷土人士の信望を負ひたるかを想見すべきなり。

その風格

翁性來居常端正にして、擧止謹嚴、軀幹矮小なるも、眼光炯々、晩年に至りて、威自から備はり、德衆に及べり。併かも一衣一袴に始終し、二碗一汁を限度とし、藁草履を以て一世を踏破せり。其の質實剛健の態を以て、出でては武技の修錬に餘念なく、入ては經典火書の講究に寸隙なし。

その遺書

其の遺書は悉く謄寫にして、其の主なるものを擧ぐれば、

砲銃製作に關する寫本

一、砲銃の製作に關するもの

百目二百目筒器械寸法控　一綴

西洋砲秘書並圖解（嘉永三年） 一袋
大小鐵砲製作之書（一分玉より一貫玉に至るもの文政年間） 一冊
砲術明鑑火硝製造編 一冊
巨砲造箭法、始終正導圖補正 一冊
行軍砲造箭法 一冊
銅砲鑄造法 一冊
鑄砲秘事 一冊
鑄砲秘訣 一冊
砲錄彩抄 一冊
砲錄玉搆書 二冊
荻野流火藥調合法 一冊
火術秘傳書 一冊

其の他

二、射撃に關するもの

周發圖說　一冊
周發圖說附錄 二卷　一冊
銃陣詳節　一冊
銃陣詳節附錄 二卷　一冊
周發利用辨　一冊
砲術利用辨　一冊
西洋砲利用辨　一冊
周發圖說序
兵律辨
火砲說
砲銃大小一致辨
（合本）　一冊
鐵砲百ヶ條聞書　一冊
し羅露（大小玉町の事、火箭砲錄の事、船打法、鑄砲法、正導圖等）　一冊
砲元記　一冊

砲道或問　　一冊

其の他

今日の進步せる科學より見、精巧なる機械に比すれば固より杜撰にして玩具にも等しき感あるべきも、當時に於ては皆な是れ天山流砲術に關する一切の奥義を記錄したるもの、否な寧ろ斯道の精髓を網羅したるものと云ふも過言にあらざるのみならず、今日の進步と精巧とを生む先導者にして當時實に得易からざる秘書なりしなり。

翁は世の所謂道樂なるものを念とせざりしが、前にも述べたる如く金銅革漆の細工には餘程堪能にして、甲冑製作に關する錬革私記などと云ふ寫本もあり、其の他金銀銅鐵漆膠染色等に關するものもありて苟も餘暇あれば其の研究及細工に熱心したるなり。

玆に本傳を終るに臨み、回顧すれば八十有二年の生涯、その勞多とすべく、その人偉とすべし。

牧山忠平傳 終

大正十四年九月一日印刷
大正十四年九月五日發行

牧山忠平傳奥附

定價金貳圓

著者　横山政吉郎

發行兼印刷人　東京市牛込區天神町八二　岩永淳太郎

印刷所　東京市牛込區天神町八二　山口商會印刷所

發行所　東京市牛込區天神町八十二番地　淳風書院
電話牛込一五〇九番